

西鶴と生類憐みの令

——『世間胸算用』を中心として——

土井順一

一

西鶴は、天和二年（一六八二）に『好色一代男』を刊行して浮世草子作家として出発するが、元禄六年（一六九三）八月十日に五十二歳をもって没したので、その後の作家活動は十一年間しかなかった。しかし、その期間に後世に残る名作を矢継ぎ早に刊行したことは、周知の通りである。

ところで、西鶴が浮世草子作家として脚光を浴びた期間のほとんどは、綱吉の悪政として名高い生類憐みの令が發布されていた期間と重なるのである。生類憐みの令は、貞享二年（一六八五）に初めて發布され、それから二年後の貞享四年には本格的に強化されたものと考えられるのが一般的であるようである。この法令は、綱吉が宝永六年（一七〇九）一月十日に死去すると、法の永続を強く命ずる遺言があったにもかかわらず、ただちに廃止された。二十三年半もの長期間に亘って

西鶴と生類憐みの令

人々をいかに苦しめたかは、新井白石が『折たく柴の記』の中で次のように如実に語っていることから、容易に推測される。

此事によりて、罪かうふれるもの、何十万人といふ数をしらず、
当ても御沙汰いまだ決せずして、獄中にて死したるもの、屍を
塩に漬しも九人まであり、いまだ死せざるもの、また其数多し、^②

本稿では、そのような状況下にあつて書かれた西鶴の作品、特に『世間胸算用』に、生類憐みの令がどのように投影しているのか、更には、西鶴はそれに対してどのように考えているのか、ということについて少しく述べてみたいと思うのである。

二

西鶴の作品と生類憐みの令との関係について、近年、真正面から取

りくんだ論文に、塚本学氏の「生類憐み政策と西鶴本」と、篠原進氏の『世間胸算用』論——「野ら犬め」と吠く老婆——とがある。塚本氏は、やや奇矯な犬の愛護令としてのイメージの強い「生類憐み令」というとらえかたではなく、生類の憐みに関連する一連の法令をも含めて「生類憐み政策」として把握する立場に立ち、「一七、八世紀の歴史過程のなかに、綱吉政権の施策の少なくとも主要な一面を位置づけ」ようとされている。そのような観点から、生類憐み政策を、犬愛護策、鷹場制度の改廃の問題、山間部村落における野鳥獣対策の規制、捨子・捨牛馬の禁止と行路病者の手当令などと広い視野に立って考えられた。そして、最も重要な点として、生類憐み政策の意図したところは、人間精神の変革にあったと述べていられる。^④

さて、塚本氏は、生類憐み政策を、萌芽期（貞享三年前）、本格化以後（貞享四年以後）、強化期（元禄六、七年以後）の三期に区分され、その上で西鶴の作品の中に生類憐み政策がどのように投影しているか、ということについて検討された。すなわち、西鶴の作品に登場することの少ない鷹場制度・野鳥獣対策・捨牛馬などの問題を除いて、犬について記述した用例を次のように抽出されたのである。

『好色一代男』	天和二年十月刊	三例
『諸艶大鑑』	貞享元年四月刊	四例
『西鶴諸国はなし』	貞享二年一月刊	一例
『好色五人女』	貞享三年二月刊	二例
『好色一代女』	貞享三年六月刊	二例
『本朝二十不孝』	貞享三年十一月刊	三例

『男色大鑑』	貞享四年一月刊	六例
『武道伝来記』	貞享四年四月刊	三例
『日本永代蔵』	貞享五年一月刊	二例
『武家義理物語』	貞享五年二月刊	一例
『世間胸算用』	元禄五年一月刊	一例

これから知られるように、西鶴は犬の描写を『武家義理物語』以後急減させている。塚本氏はこの点に注目され、更に、『日本永代蔵』が貞享三年には成稿されていたという成立論を踏まえた上で、西鶴は生類憐み政策本格化以前（『日本永代蔵』まで）と以後（『武家義理物語』以後）では犬に関する表現を違えてあり、本格化以後はそれを明らかに抑制している、と指摘されたのである。『日本永代蔵』の成立時期については異説があり問題が残るが、何れにしても、西鶴は生類憐み政策を意識して執筆したらしいことが窺われる。

なお、本格化以後に描かれている犬については、次のように述べていられる。

この時期では『世間胸算用』（元禄五年）に、下駄をくべる老婆が「我が一代は一足にて埒を明けんと思ひしに、惜しや片足は野良犬奴に喰はへられ」（一—四）とあるのを、唯一の例外とするかにもえる。そしてもうひとつ例外をあげれば元禄三年十月跋の『俳諧特牛』で「子供が犬をかみ合せるにも黒が勝、白が勝と云」とのたとえを引いているのが、無視できない。^⑤

このように例外があることに注意されているが、それでは西鶴はその時期に生類憐み政策に対してどのように考えていたのか、という更に一步踏み込んだことについては明言されていない。しかし、「一連の西鶴本で、貞享末、元禄初年に、基調の変化があった。それは野蛮で豪快で奔放なものから、秩序立った、こまやかな、そしてしめられた可憐な世界への変化であった。」と結論付けられていることを勘案すると、西鶴の政治批判意識をあまり認めようとは考えておられないことが推測される。

一方、篠原進氏は前掲論文において、『世間胸算用』巻一の四「鼠の文づかひ」に記されている老婆のセリフ「野ら犬め」について詳しく検討されている。すなわち、右のことばに西鶴の政治批判意識を読み取る説が多いのに対して、『世間胸算用』の執筆時期を元禄四年と考えた上で、その年には生類に関する禁令が意外に穏やかであり、従って、「野ら犬め」のことばに「生類憐みの令に対する西鶴の反発を期待するのは、多少、ないものねだりの感があると思う。」と、西鶴の政治批判意識を認めない説を述べていられる。

三

『世間胸算用』巻一の四は、貞享年間に執筆された話であるという説がある。吉江久弥氏は貞享四年以前とされ、渡辺憲司氏は貞享二、三年頃とされる。もしそうであるならば、塚本氏がいわれる生類憐み政策の本格化以前の状況を描いたことになるので、そこから政治批判を

読み取ることは少々無理で、従って問題は何もならないことになる。しかし、たとえ貞享二、三年に執筆された旧稿であっても、それを出版する時には、その時点における政治状況を判断して公表が可能かどうか考えたのではなからうか。とすると、成立論は一応措き、やはり出版された元禄五年の前年を基準にして、この話の中に西鶴の政治批判意識が込められているのか否か、考えてみることは可能であると思われる。

西鶴は、生類憐みの令が発布される前は、生類に対してどのように考えていたのであろうか。貞享二年一月に刊行された『西鶴諸国はなし』を見てみよう。巻一の七「狐四天王」は、姫路の米屋の門兵衛が何気なく石を投げて小狐を殺してしまい、そのために復讐される話である。また、巻四の四「驚は三十七度」は、鹿島の林内という者が女房の止めるのも聞かず鳥を殺生していると、子供に悪影響が現れたという話。これらは、生類の殺生を戒めている話として読むことができるであろう。

また、これとは逆に生類愛護の恐さを描いている話もある。巻四の七「鯉のちらし紋」は、内介という独身の漁師が鯉を十八年も飼っていたところ、十四、五歳の娘の背丈程の大鯉になり、その後嫁いできた女房の前に化けて出たという話である。この最後に村人のことばとして、「惣して生類をふかくてなれる事なかれ」と記している。これは、生類憐みの令下では到底考えられないものであろう。

『西鶴諸国はなし』は、諸国の奇談・怪談などを収集して紹介しているので、そこから西鶴の創作意図を推測することはそれこそないものねだりかもしれないが、それにしても、このように生類を殺生する話

と、逆に愛護のし過ぎを戒める話とを混在させていることは、取りも直さず、彼が生類について何のこだわりも持っていなかったという証左である、といえるであろう。このように考えてみると、塚本氏が明らかにされた生類憐み政策の本格化前に犬の例が頻出することの理由が、理解されるであろう。その後、犬の記述を抑制していることは、塚本氏の説の通り、西鶴がそれを明らかに意識していると考えようと思う。

それでは、篠原氏が述べられるように、『世間胸算用』巻一の四には、西鶴の政治批判はないのであろうか。この点については、他の話も含めて、もう少し検討してみる必要があるようである。

西鶴と生類憐みの令との関係を考える上で重要なことは、当然のことながら、西鶴が大坂に居住していたということの認識である。大坂は、元和元年（一六一五）の夏の陣の後、伊勢亀山の松平忠明によって治められたが、忠明が元和五年に大和郡山に移封された後、幕府の直轄地となって、伏見城代であった内藤信正が大坂城代として任せられた。この大坂の地で西鶴が政治状況を肌感じたものは、老中から発せられた法令が、大坂町奉行を通じて惣年寄から町年寄へというルートで伝達された町触と、大坂城代や町奉行によるその運用結果であろう。西鶴と政治の関係を考える場合には、この観点は是非とも必要であるが、宗政五十緒先生の「西鶴文学の政治的背景」^⑩以外は、その点を考慮にいれてあるものは少ないようである。とはいっても、大坂の町触は『大阪市史』第三に載っているが、後掲する「生類憐みの令関係年表」から知られるように十分とはいえないが、また特

に最も知りたいのは、法令が大坂で一体どのように運用されたのかということ、それを窺うことができる例えば江戸の『御仕置裁許帳』のような資料が管見の範囲では見当たらないこと、などの要因が研究は思うようにはいかない。従って、本稿でも従来紹介されている資料に基づいて、大坂の西鶴について考えるには資料的不備を承知で論述しなければならぬことが、甚だ遺憾である。なお、生類憐みの令とその発生を考えるための参考法令などを、三都が比較対照できるような年表仕立てにして「生類憐みの令関係年表」としておいた。藤井讓治氏が紹介された『仰出之留』^⑪や、塚本氏が前掲論文で紹介された『被仰出留』（共に内閣文庫蔵）を調査せず、翻刻本を用いただけの年表で恐縮であるが、参考になるところがあるならば幸いである。

四

さて、本題にかえて『世間胸算用』の中に生類憐みの令がどのように投影しているか、ということについて考えてみよう。巻一の四は、「野ら犬め」ということば以外にも、生類憐みの令と密接な関係がある。この話の主人公である七十歳の老婆は、元日に堺の妹から年玉銀一包をもらい恵方棚に置いていたところ、その晩紛失した。そこで諸神に祈願したり、山伏に祈禱してもらうが一向に出てこなかった。ところが、それが年末の煤払いの時、棟木の間からひょっこり出てきたのである。家の者は、そのお金は鼠が引いたものにちがいないというが、老婆は全く信じない。それで息子は仕方なく鼠つかいの藤兵衛を

やとって、鼠の「文づかい」の芸を見せると、やっと納得したのである。

老婆を納得させた鼠の見世物は、実は、『世間胸算用』が出版される直前に禁止されていたのである。『御当家合条』によると、元禄四年十月二十四日に、次のような生類の見世物禁止令が出されている。

頃日町中葉売蛇をつかひ候もの有之、箆舎被 仰付候、へひにか
きらす、たとへ犬猫鼠等に至迄、生類に芸を仕付、見世物に致候
儀可為無用、生類をくるしめ、不届候、若相背者有之は、急度可
為曲事之旨被 仰渡候間、此旨堅可相守者也。^④

この法令は、後掲の「生類憐みの令関係年表」から知られるように、江戸の町触はあるが、大坂と京都の町触は見当らないようである。しかし、江戸のみに出された内容とも思われないので、大坂にも同様に
出されたものではなかったかと思われる。ここに「頃日町中葉売蛇をつかひ候もの有之、箆舎被 仰付候、」とあることは、後掲の「生類憐みの令関係年表」に掲げた『御仕置裁許帳』の元禄四年の条を見ると、蛇をつかって売葉をするいわゆる香具師の藤兵衛と、それに蛇を貸した同じ仲間の市右衛門が捕縛された記録が載っている。恐らく彼等のことを差しているのであろう。この生類の見世物の禁令については、次の注釈書類には何も記されていない。

A 藤村作氏『訳註西鶴全集』（至文堂、昭和二十二年一月刊）。

B 暉峻康隆氏「鼠の文づかひ」(『国文学』第三卷第一二号、昭和三十三年一月)。

西鶴と生類憐みの令

C 野間光辰氏『西鶴集下』（日本古典文学大系、岩波書店、昭和三五年八月刊）。

D 前田金五郎氏『世間胸算用』（角川文庫、角川書店、昭和四七年四月刊）。

E 神保五弥氏『井原西鶴集三』（日本古典文学全集、小学館、昭和四七年四月刊）。

F 麻生磯次・富士昭雄氏『世間胸算用』（対訳西鶴全集、明治書院、昭和五〇年六月刊）。

G 長谷川強氏『西鶴集』（鑑賞日本の古典、尚学図書、昭和五五年三月刊）。

H 金井寅之助氏『世間胸算用』（新潮日本古典集成、新潮社、平成元年二月刊）。

前述したように、生類の見世物の禁令は、『世間胸算用』が出版されるほんの二ヶ月程前である。従って、この話の中に西鶴の政治批判意識があったか否か、について考えることはむづかしいであろう。しかし、強いて考えたとすると、この話の本文の章題は「鼠の文づかひ」となっているのに、目録の題名は「芸鼠の文づかひ」となって、芸をする鼠であることが強調されているから、あるいはこの禁令を意識して読者受けをねらって変更したものかもしれない。他に章題と目録の題名とが異なるのは、次の二話だけである。

卷三の二 章題 「年の内の餅ばなは詠め」

目録 「餅ばなは年の内の詠め」

第四の四 章題 「長崎の餅柱」

目録 「長崎の柱餅」

二話共に語順が違うぐらいのもので、「鼠の文づかひ」の方は特別な意識が働いたように思われるのだが、考え過ぎであろうか。

「鼠の文づかひ」に登場する老婆のキャラクターをめぐってこの話の解釈が分岐する^⑮が、小娘のようなチャッカリ者の老婆を納得させた鼠の芸が、当時の読者達にとっては既に見ることができなくなった物であることを考えると、当時の読者達の中には、作者が御政道を批判しているとした者もあったのではないかと思われる。

五

生類憐みの令に密接な関係がありながら、従来見落とされている話がある。第二の四「門柱も皆かりの世」がそれである。この話は、京都の大宮通りに住む五十六歳の男が、唐丸を殺して借金取り達をうまく退散させたが、一人残った材木屋の十八・九歳の小者に門口の柱をはずされるという実力行使を受け、仕方なく借金を完済するが、その小者にもっと有効な借金取り撃退法を伝授されるというものである。

ここには、命しらずのごろつきみたいな男から、女のような青年がまんなまと借金を取り立てるといふ意想外の面白さがある。ところで、この男が最初に借金取り達を退散させた狂言であるが、西鶴は次のように書いている。

(略)狐付の眼して包丁取まはず所へ、唐丸贅ならして来る。おのれ死出のかどでにと、細首うちおとせば、是を見て掛乞ども肝をつぶし、無分別ものに言葉質とられてはむつかしと、ひとり／＼帰りさまに、茶釜のさきに立ながら、あんな気の短かひ男に添しやるお内儀が、縁とは中ながらいとしい事じやと、おの／＼いひ捨て帰りける。

問題は、唐丸の細首を打ち落とした行為なのである。この部分に対する諸注釈書の記述を掲出すると、次のようになる。前掲注釈書の書を略し、符号でそれを示すことにする。

A 唐丸 「黒の羽色で、肥大な鶏の一種。」

C 唐丸 「長鳴鶏の一種。」

D 唐丸 「鶏の一種。大型で闘鶏に用いる。」

E 唐丸 「長鳴き鶏の一種。形が大きく、羽は黒色。」

F 唐丸 「鶏の一種。形は大きく色は黒。闘鶏に用いる。」

H 唐丸 「中国原産の大型で尾の短い、闘鶏用の鶏。」

死出のかどでに 「死出の山への旅の出立に、犠牲を殺して神にささげようと。死出の山は、死後に行く冥土にある山。」

右から知られるように、金井寅之助氏の新潮日本古典集成『世間胸算用』のみが、「死出のかどでに」にも注をされているが、あとは皆「唐丸」についての説明だけで、ここが生類憐みの令に関わることに

いては、一切触れられていないのである。

生類憐みの令という、犬のみが強調されるくらいがあるが、その他、馬、鳥、魚、貝などまでもその対象とされたのである。『御当家令条』によると、貞享四年二月二十七日に、次のような法令が出ている。

為食物魚鳥生置候て商売仕儀、向後堅無用、鶴亀同前事、

卯二月二十七日

如斯御書付出候上は、自今以後、為食物生鳥生魚かたく商売仕間敷候、但為慰飼鳥飼魚ハ各別候、鶴亀貝類に至迄、為食物ハ一切不可飼置候、此旨於相背は、可為曲事者也。¹⁶⁾

この御触は魚屋達に衝撃を与えたらしく、早速に処理した者達がいよいよ、それを咎める町触がすぐ翌日に出されている。『正宝事録』に、次の如く記されている。

昨日御触ニ付、只今迄飼置候鳥、俄ニしめ殺申者可有之候、為食物いけ置候魚鳥、俄ニ殺候儀無用ニ仕へし、若しめ殺候もの有之候ハ、曲事ニ可被仰付候、并いけ鳥いけ洲ニ而無之候共、貝類其外鯉鮒海老などのいきたるを商売不能成候間、右之通町中不殘可被相触候、以上

卯二月二十八日¹⁷⁾

これらの法令から、犬以外も鳥や魚などの殺生を厳しく禁止していたことが知られたであろう。この点を考慮に入れて始めて、「是を見て掛乞ども肝をつぶし」とある表現の意味が理解されるのである。掛乞

西鶴と生類憐みの令

達は、男が狐付の目をして包丁を振り回しているから、身に危険を感じて「肝をつぶし」というのではなく、生類憐みの令を破った男に關わって処罰されることの恐怖心で「肝をつぶし」たのである。

鳥を殺して受けた刑罰は、江戸ではあるが『御仕置裁許帳』に載っており、その具体例が知られる。詳しくは後掲の「生類憐みの令関係年表」を参照願うとして、ここでは貞享五年一月二十日の一例を掲げておこう。

式人 与四兵衛 伊右衛門

是ハ増上寺門前平左衛門店之者、右与四兵衛儀、鶏をしめ商売仕候を承届候由にて、びんづる三平并彦兵衛、四郎左衛門、孫助訴出候付、召寄、遂兪議候処、与四兵衛申候ハ、新堀同朋町家主ハ不知与兵衛と申者ニ無拠被頼申候ニ付、伊右衛門義ハ芝神明社内え飴売ニ罷出候間、伊右衛門を頼候へハ、死候鶏を二羽持參申候故、右之与兵衛ニ相渡候へハ、錢壹貫文くれ候故、内式百文伊右衛門ニ遣候由申候、伊右衛門義ハ与四兵衛ニ被頼、神明社内ニ斃候鶏二羽取參候て、与四兵衛に相渡し候由申候、依之与兵衛義明日召連罷出候様ニ申付、此者儀兼て殺候鶏商売仕間敷旨相触候処、商売仕候之段不届ニ付、兩人共ニ牢舎、右式人之内、与四兵衛儀ハ同辰四月八日牢死仕候付、戸田山城守殿へ相伺、死骸捨之、伊右衛門義ハ御老中被仰渡、同辰五月二十九日於品川獄門。¹⁸⁾

生類憐みの令が本格的に発令されたのが貞享四年のことであるか

七

ら、その翌年である右の例は、特に厳しかったようで、獄門の刑を受けている。以上、この実例から、掛乞どもが肝をつぶした理由がより一層明らかになったであろう。

ところで、前掲した貞享四年二月の法令は、大坂にも出されたものかどうか現在のところは確認できない。しかし、同年四月の町触については出されており、その中に鳥に対する愛護令も含まれているので、大坂も江戸と同様な厳しさであったものと思われる。

さて、「門柱も皆かりの世」の結末は次のようになった。男は、材木屋の小者に夫婦喧嘩という新金の借金取り撃退法を伝授される。それはそれまでに考えてもみなかった有効な方法であった。喜んだ男は、「さてもく、こなたは若ひが、思案は一越こした年のくれ、たがひの身祝ひなればとて、最前の鶏の毛を引て、これを吸ものにして、酒もりてかへし」たのであった。

西鶴は、材木屋の小者に、唐丸を殺して借金取りを退散させる方法をいかにも古臭いといわせて、この殺生する行為をあたかも昔のことであったかのように記してある。従って、読み方によっては、この話の成立を巻一の四のように生類憐みの令が本格化する前にまでさかのぼらせる考えが生まれるかもしれない。しかし、筆者の考えは前述した通り、たとえそうであっても、出版された時点を最重視するものである。

結論に入ろう。この話の男は、鶏の首を打ち落として殺しただけでなく、毛をむしって食べてしまったのである。このことが生類憐みの令下ではどのようなことになったかは、『御仕置裁許帳』の記述からも

明らかであろう。このような御政道に反する、まさに御上を食ったような話を書いた西鶴は、一体何を意図したのであるか。筆者は、西鶴はこの男を登場させることによって、暗に政治批判を行ったのではないか、と思う。そして、この話も含めて巻一の四の「野ら犬め」を考えると、そこでも、やはり政治批判を行ったものと読み取るほうが妥当である、と思われるのである。

西鶴は、町人の女性の服装が華美になることをゆゆしきこととして憤慨していた。その一つ『日本永代蔵』巻一の四「昔は掛算今は当座銀」に次のように述べている。

古代にかはつて、人の風俗次第奢になつて、諸事其分際よりは花麗を好み、殊に妻子の衣服、また上もなき事共、身の程しらず、冥加をそろしき。(中略) 此うへは万の唐織を常住着となすべし。此時節の衣装法度、諸国諸人の身のため。今思ひあたりて有がたくおぼえぬ。(圈点筆者)

これは明らかに御政道を肯定している文言である。彼は、少なくとも衣装法度については批判的ではなかったと見てよいであろう。それが生類憐みの令が本格的になってからは、塚本氏が明らかにされたように、それを意識して創作活動を行っている。西鶴は政治状況の変化を逸早く見て取ったのであろう。その後の彼の心境に大きな影響を与えた事件は、鶴字法度であったと思われる。ここにいたって西鶴は、暴君以外の何者でもない綱吉の、恐怖政治の到来を実感したのではなかったか、と思われる。

注

- ① 後掲の塚本学氏論文や『国史大辞典』（吉川弘文館）の「生類憐みの令」の項など参看。
- ② 岩波文庫、九四ページ。
- ③ 『人文科学論集』第一四号（昭和五五年三月）。
- ④ 『弘前学院大学学会誌』第六号（昭和五五年三月）。
- ⑤ 前掲論文、四ページ。
- ⑥ この後塚本氏は、『生類をめぐる政治』（平凡社、昭和五八年四月刊）を執筆された。そこでは、生類憐み政策のもとに出された諸国鉄砲改め令は徳川政権による人民武装解除の意味があり、更にそれは、大名達に対して徳川政権への臣従化を徹底させるものである、という興味深い説を述べていられる。
- ⑦ 注③、一一ページ。
- ⑧ 同右、一五ページ。
- ⑨ 注④、二二ページ。
- ⑩ 「色道大鼓」と西鶴後期の作品（『西鶴文学研究』笠間書院、昭和四九年三月刊）。
- ⑪ 「世間胸算用・鼠の文づかひ」考（『日本文学研究』第二号、昭和六〇年一月）。
- ⑫ 『講座日本文学 西鶴上』（至文堂、昭和五三年一月刊）所収。
- ⑬ 元禄宝永期の幕令——「仰出之留」を素材に——（『論集近世史研究』昭和五一年一月刊）参看。
- ⑭ 石井良助校訂『近世法制史料叢書』第二（創文社、昭和三四年一〇月刊）二四五ページ。
- ⑮ この点は、渡辺憲司氏の論文注⑩に詳述されている。
- ⑯ 注⑭、四二ページ。
- ⑰ 『正宝事録』第一卷（日本学術振興会、昭和三九年三月刊）二五五ページ。
- ⑱ 『近世法制史料叢書』第一、三〇九ページ。

西鶴と生類憐みの令

付記

本稿執筆にあたり、宗政五十緒先生に御指導頂き、また、渡辺憲司氏の御高配を得ました。記して深謝申し上げます。

生類憐みの令関係年表

土井順一

<p>年号 (西曆) 寛文九年 (一六六九)</p>	<p>『御当家令条』 (武家版制録・御触書寛保集成を含む)</p>	<p>江戸町触 『正宝事録』</p>	<p>京都町触 『京都町触集成』</p>	<p>大坂町触 『大坂市史』</p>	<p>『御仕置裁許帳』 七三四 寛文九年正月廿一日 勘太郎 是ハ武州神 茂左衛門 奈川領毛塚 六人 三郎左衛門 村之者、此 八郎兵衛 者共鶴之卵 角右衛門 をつふし申 長右衛門 候由にて、 同村之庄屋五兵衛訴訟申 ニ付、穿鑿之内、評定所 より牢舎、 右勘太郎、茂左衛門、三郎 左衛門、八郎兵衛儀ハ同酉 二月六日赦免、 角右衛門義ハ同酉三月廿五 日赦免、長右衛門義ハ同酉 四月六日赦免、 七四〇 寛文九年十一月廿四日 孫右衛門 是ハ上總國 三人 善太郎 青木村保科 三十郎 越前知行所 之百性、此者共芝浦にて 流し竊をいたし、鴨を取 候處を、所之名主八郎兵 衛、小左衛門并繼師共見 出シ捕え、御鳥見佐山角 左衛門、山本市右衛門、 岡田半左衛門、加藤伊兵</p>
--	---------------------------------------	------------------------	--------------------------	------------------------	---

<p>寛文 一二年 (一六七二)</p>	
<p>六六八 寛文十一年五月十一日 壹人作助 是ハ小石川御指町 清水權之助組御領指彌五 右衛門地借り、藤兵衛出 居衆方々にて犬を盜殺候 由、右之作助相出居衆半 右衛門訴人申ニ付、穿鑿 之内籠舎、 右之者、同亥十二月十三日 薩摩え流罪、</p>	<p>衛、右之四人より断ニ て、穿鑿之内牢舎、 右三人之者共、戌二月三日 牢屋にて首を刎、於佃嶋獄 門、 七四一 寛文九年酉十一月廿八日 壹人六兵衛 是ハ大久保頼母 知行所上總之内大堀村之 者、當月廿七日ニ相百姓 次郎兵衛并同所田中大隅 守百姓久七三人連にて船 ニ乗、鳥取ニ罷出候を、 三昧洲にて伴作平家來見 出シ、次郎兵衛を召捕候 ニ付、此者と久七と兩人 伊奈半十郎御代官所東葛 西之内浮新田え逃上り候 を、所之百姓捕、半十郎 方より差越候、断ニ付、 穿鑿之内牢舎 同日 壹人久七 是ハ田中大隅守知 行所右同國同村之百姓、 右同断にて牢舎、 右貳人之者、戌二月三日於 佃嶋獄門、</p>

<p>延宝 元年 (一六七三)</p>	
<p>六七〇 同十三年五月二日 壹人藤兵衛 是ハ小石川清水 權之助組宮田市郎衛門地 借り、此者方々にて犬を 殺候由、牢内與兵衛訴人 申ニ付、穿撃之内牢舎、 右之者、寅七月五日佐渡え 流罪、 同日 壹人權四郎 是ハ右之藤兵衛</p>	<p>六六九 同年五月十五日 貳人 三右衛門 是ハ清水權 半右衛門 之助組下小 石川餌指町藤兵衛召仕、 今日淺草田原町三丁目忠 兵衛店吉兵衛并同所門跡 前平兵衛店吉兵衛犬を貳 疋理不儘ニ突殺候由、所 之者共捕來ル付、穿撃之 内牢舎、 右之半右衛門、同六月四 日於評定所ニ赦免、 右之三右衛門、同十二月 十三日薩摩流罪、 同年五月十六日 戸右衛門 是ハ小石川 金杉村市左衛門地借 り、加左衛門出居 衆、右同断、 三人 與五右衛門 是ハ餌指 町御鐵砲張渡部佐次 右衛門屋守甚右衛門 店之者、右同断、 與兵衛 是ハ右與五 右衛門出居衆、右同 断、</p>

<p>延宝八年 (一六七九)</p>	<p>倅、右同断にて入、右之者、寅七月五日佐渡え流罪、 六七一、同十三年五月七日 壹人權兵衛 是ハ小石川歸雲寺門前次左衛門店之者、此者方々にて犬を殺候由、訴人有之候ニ付、先月廿九日家主ニ召連參候様ニと申付候處、同日宿を罷出、行衛不相知候由申出、尋出シ候様ニと、家主ニ申付候へハ、今日糟壁町にて見出シ、捕來ル付、穿鑿之内牢籠舎、右之者、同丑六月廿日日本橋より三里近邊追放、 七五二、延寶八年正月廿七日 壹入市郎右衛門 是ハ土岐加兵衛組下黒鞆之者、此者當月廿二日櫻田御堀え掃除ニ罷越、御堀にて魚取候網を拾、御門番えも断不申、宿え持參候付、石川美作守殿御差図之由にて、加兵衛召連來ル付、穿鑿之内牢舎、 右之者、申六月十七日於上野ニ赦免、貳十里追放、 延寶八年申二月四日 壹人女 是ハ黒鞆頭土岐加兵衛組下谷黒鞆町市郎右衛門女房、夫市郎右衛門先月廿一日之夜外櫻田御堀にて魚取候網を拾、宿え持參候ニ付、穿鑿之内、</p>
------------------------	---

天和 二年 (一六八二)		貞享 元年 (一六八四)
<p>市郎右衛門籠舎申付候、 彼者之女房成ル故、上り 屋ニ入、 右之者、申三月廿一日赦免、 同日 壹人内藏之助 是ハ右同人 伴、右同断ニテ揚り屋ニ 入、 右之者、右同日赦免、</p>	<p>六七一 天和二年庚子月六日 壹人庄 (マ、) 是ハ無宿、此者 義、本銀町四丁目ニテ八 右衛門、三郎兵衛兩人之 犬貳疋夜前八ッ過殺、か ますニ入候處を捕え、召 連來ニ付、遂穿鑿候處、 黒坊主と申者手合ニテ、 犬殺シ候段白状申ニ付、 籠舎、 右之者、同戌十二月廿五日 於牢屋ニ死罪、</p>	<p>七四一 貞享元年三月一日 壹人惣右衛門 是ハ上總國市 場村天羽七右衛門御代官 所之者、此者於御鷹場、 鳥を取候輪穴を指候を捕 え來候ニ付、小栗長右衛 門方より堀田對馬守殿え 申達、對馬守殿より御改 之由ニテ、長右衛門組浦 上喜助、小宮山彌助召連 來ル付、遂穿鑿候處、右 之段無紛由白状申ニ付、 牢舎、</p>

<p>貞享二年 (二六八五)</p>	<p>七九二 貞享二年七月 一先日申渡候通、御成被爲遊候御道筋え、犬猫出申候ても不苦候間、何方之御成之節も、いぬねこつなき候事可爲無用者也、 七月 (御触書寛保集成)</p>
<p>六九六 寛 (五三)</p>	<p>一先日申渡候通、御成被爲遊候御道筋え、犬猫出申候ても不苦候間、何方之御成之節も、犬猫つなき候事、可爲無用者也、 七月 右は丑七月十四日御触、 六九七 寛 (五三)</p>
<p>六一三 寛 京都御役所向大概覚書</p>	<p>馬之筋のへ候儀第一用方ニ不 宜、其上不仁なる儀ニ付而、 御厩に立候御馬共先年より御 停止被仰付候得共、今以世上 にてハ拵馬有之由ニ候、向後 堅御制禁被仰出候者也 九月十八日 (後事)</p>
<p>二七九 十月廿二日 馬之筋 延候儀停止之事 (略)</p>	<p>馬之筋のへ候儀、第一用方ニ 不 宜、其上不仁なる儀ニ付而、 御厩に立候御馬共先年より御 停止被仰付候得共、今以世上 にてハ拵馬有之由ニ候、向後 堅御制禁被仰出候者也 九月十八日 [但、貞享二年] 北野大満宮文書 六一四 寛 馬之筋のへ候儀、第一用方ニ 不 宜、其上不仁なる儀ニ付而、 御厩に立候御馬とも先年より御 停止ニ被仰付候へ共、今以上 ニ而ハ拵馬有之由ニ候、向後 御制禁被仰出候者也 (貞享二年) 十月日 右之通御公儀被仰出候間、 左様ニ御心得可有候 十月九日 年預</p>
<p>七四三 貞享二年正月廿一日 壹人傳兵衛 是ハ富永主膳百 性、武州羽生領下之村之 者、此者鳥取候者にて有 之由、同心遣、捕之、穿 鑿之内揚り屋ニ入、 右之者、猥ニ鐵砲を打候依 科ニ、同丑四月十四日斬罪、 首ハ於品川獄門、 同二年丑三月六日 壹人佐野藤兵衛 是ハ駿州富 土郡上柚野村之百姓、此 者武州崎玉郡羽生領下之 村傳兵衛案内にて申合、 下野村にて鐵砲にて鶴ニ 羽打申候、此者居所知レ 不申候故、僉議之上、脇 より相知レ候、右之柚野 村ハ井出次郎左衛門御代 官所ニ付、次左衛門方え 申遣候處、久保田平太夫 召連來ルニ付、牢舎、 右之者、猥ニ鐵砲を打候依 科ニ、同丑四月十四日斬罪、 首ハ於品川獄門、 七四四 同二年丑三月廿八日 壹人彌五兵衛 是ハ葛木次左 衛門知行所西上總國神納 村之百姓久七と申者之 兄、此者儀、先年所を被 拂候處、立歸、久七屋敷 之内ニ居住仕候、此者先</p>	<p>右之者、御老中御差図ニ 付、同子四月六日牢屋にて 斬罪、首ハ市場村え遣、獄 門、</p>

牛類憐みの令関係年表

<p>年男立博奕を打、御法度之場所にて輪穴を指、鳥を取、近年鐵砲にて鳥を打候由、此者兄御指頭内藤與五兵衛召遣候者訴人ニ出候ニ付、小栗長右衛門方え申遣候處、長右衛門方より召仕ニ右之訴人を差添遣シ、捕候由にて、御餌差頭内田市郎右衛門、篠崎新平召連來ル付、穿鑿之内半舎、右之者、同年丑五月廿一日於牢屋斬罪、首ハ神納村え遣シ、獄門、</p> <p>同二年丑五月廿四日 壹人女たけ 是ハ葛木次左衛門知行所上總國神納村彌五兵衛女房、此者夫先年所被拂候所、立歸り、弟久七屋敷之内ニ居住候、先年男立博奕を打、御法度之場所にて鳥を取、近年ハ鐵砲にて鳥を打候由、彌五兵衛兄御餌差内田與五兵衛召仕訴人ニ出候ニ付、召寄、遂僉議候處、右之段無紛ニ付、右彌五兵衛儀ハ斬罪ニ申付、在所神納村ニ首を懸、右之者女房成ル故、葛木次左衛門家來長坂彌五右衛門、同左左衛門召連來り、揚り屋ニ入、右之女、同丑六月七日婢ニ</p>

<p>貞享三年 (二六八六)</p>	<p>四七七 頃日馬の尾筋當座拵候様に尾を取、牽通候馬相見へ候御沙汰有之候、前々被仰出候之通、堅相守可申候、向後若左様成馬相見へ候ハ、持主聞届候様にと、御老中御列座にて、大目付衆并御目付衆え被仰渡候條、各可有其心得事、 貞享三寅二月廿三日 四七八 覺 馬之尾卷候儀、雨天之節ハ尾先繩一重二重計は不苦</p>	<p>七〇四(注一) 覺 一 於町中所く、大八車并牛車ニ而度く犬などを引損し候、鹿未成致かた不届に候、依之車引段々御仕置ニ被仰付候、自今以後左様ニ無之様、幸領ニも付、車引懸ケ不申候様ニいたすへ 向後(一) し、勿論其所之者并辻番人随分念を入心を付、あやまち不仕候様ニ可致候事、一 最前も委細申渡候得とも、</p>		<p>七二五 貞享三年寅九月三日 壹人加左衛門 是ハ松平左京大夫殿家來濕見甚五郎小者、様子相尋候えハ、九月朔日主人ニ暇を貰罷出、方々にて酒を給醉、青山下野守殿下屋敷前にて、駄賃馬之尾之脇を小刀にて突申儀、意趣遺恨御座候て仕候義にて無御座候、口論もいたさず、酒給醉、前後覺不申候、四ッ谷御簞笥町庄左衛門家來甚左衛門申候ハ、米</p>
				<p>同日 渡ル、 壹人女むく、是ハ右彌五兵衛娘成ル故、右同断にて揚り屋に入、 右之女、同丑六月七日婢ニ渡ル、 七四五 貞享二年十一月十六日 壹人三郎左衛門 是ハ清水權之助組樞山文右衛門父、文右衛門と同居仕候者、此者新吉原近所にて度々鴨網を張、鴨を取候由にて、淺草田町又左衛門店之庄左衛門預り鈴木市郎右衛門并宿庄左衛門捕之、召連來ル付、遂穿鑿候處、網を張、鴨を取り候之段無紛ニ付、揚り屋ニ入、 右之者、寅正月十八日牢死、死骸捨之、</p>

生類憐みの令関係年表

<p>候、馬喰馬は拵馬に紛候間、一切無用事、 寅三月三日 右ハ、出仕之面々大御目付衆演達之、</p>	<p>今以無主犬參候而も食事たべさせず、又ハ犬其外生類とりやり致候儀も、今ほとは不仕候様に相聞候、生類あわれみ候様に被仰出候儀を、心得違ニ而有之候と相見得候、何事に付而も生類あわれみの志を肝要仕、諸事かたつまらざる様に心得可申候、 七月 右之通、今日御番所ニ而被仰渡候間、町中家持ハ不及申借屋店かり地かり召仕等迄、并所々辻番ニ為申聞、堅相守可申候、若相背者於有之ハ急度可被仰付候間、此旨可被相心得候、 右之通相触候は、名主月行事印判を持、喜多村所江可被參候、以上、 七月十九日 町年寄三人 (注一) 塚本学氏は、この法令は翌貞享四年のものが誤つてここに記されたと考えられている。 (生類憐み政策と西鶴本『人文科学論集』第一四号)</p>		<p>四依馬ニ附、青山宿青山下野守辻番西之方を通候處、馬驚候故、見申候ハ、此者小刀ニテ馬之尾脇を突申、右之小刀ハ土え突立申候付、鳴を立申候故、下野守辻番出合、捕え申候、前方向之口論も不仕、見知り候者ニても無御座候由申候、秋元但馬守殿致僉議、牢舎可申付之由被仰渡候由にて、下野守家來太田源内召連來ル付、籠舎、 右之者、於評定所、僉議之上、寅九月廿五日追放ニ申付之、 六九五 貞享三年寅九月五日 壹人長藏 是ハ芝軍町四丁目半兵衛下人、此者今日九ツ半過船町惣右衛門店三郎左衛門と申者之米を車ニ積、青山新町え引通候處、船町之道中ニ犬臥居候ニ引懸、犬を敷殺候由にて、所之者共召連來ル付、不届成ル仕形ニ付、籠舎、 右之者、同月十三日赦免、 六九五 同三年寅十一月十六日 壹人長助 是ハ永井伊賀守家來安地新八郎召此者仕儀、今晝酒ニ給酔、長谷川町罷通候節、名主三右衛門店市兵衛と申者之番犬を、小刀にて突殺候ニ付、捕之、召連來ル付、</p>
--	--	--	---

<p>貞享四年 (一六八七)</p>	<p>四七九 覺 惣て人宿又ハ牛馬宿其外にも生類煩重ク候えハ、未死内ニ捨候様相聞候、右之不屈之族有之は、急度可被仰付候、密々左様成儀有之候ハ、訴人に出へし、同類たりといふとも、其科をゆるし、御褒美可被下者也、</p>	<p>七二三 覺 一惣て人宿又ハ牛馬宿其外にも生類煩重ク候得ハ、いまた不死内ニ捨候様ニ粗相聞候、右之外、不屈之族有之におゐてハ急度可被仰付候、密々ニ而ケ様成儀有之候ハ、訴人に出へし、同類たりといふとも、其科をゆるし御ほうひ可被下候、以上、</p>	<p>六二六 覺 塩屋町文書 一惣て人宿又ハ牛馬宿、其外ニも生類煩重ク候へハ、いまた不死内ニ捨候様ニ粗相聞候、右之不屈之族有之ハ急度可被仰付候、密々ニ而ケ様成儀有之候者訴人ニ出へし、同類たりといふ共其科をゆるし、御褒美可被下候、以上</p>	<p>三二一 正月 生類煩重ク候 得者捨候者之事 (略)</p>
<p>四八〇 口上之覺 今度書付出候上ハ、身體かろきものハ、はこくみかね可申候間、町人ハ町奉行、地方ハ御代官、道中筋ハ高木伊勢守、給所は地頭え訴可申者也、 卯正月日 三九三 一失犬之儀御觸 町内に在之犬を相改、毛付なといたし、若他所えまいり候へハ難儀かり、方々相尋候由相聞候、不相見候ハ、達て尋候に不及候、又主なしの犬ハ何方より町内に參候共、無構其分にい、差置可申候也、 卯二月日 (武家殿制録)</p>	<p>七二三 覺 一惣て人宿又ハ牛馬宿其外にも生類煩重ク候得ハ、いまた不死内ニ捨候様ニ粗相聞候、右之外、不屈之族有之におゐてハ急度可被仰付候、密々ニ而ケ様成儀有之候ハ、訴人に出へし、同類たりといふとも、其科をゆるし御ほうひ可被下候、以上、</p>	<p>六二六 覺 塩屋町文書 一惣て人宿又ハ牛馬宿、其外ニも生類煩重ク候へハ、いまた不死内ニ捨候様ニ粗相聞候、右之不屈之族有之ハ急度可被仰付候、密々ニ而ケ様成儀有之候者訴人ニ出へし、同類たりといふ共其科をゆるし、御褒美可被下候、以上</p>	<p>三二一 正月 生類煩重ク候 得者捨候者之事 (略)</p>	<p>七二五 貞享四年卯三月朔日 德兵衛 是ハ伊奈半十 三人 角兵衛 郎御代官所武 小尾村之者、右三人之者 共捨馬之儀ニ付、穿鑿之内、今日評定所より牢 舍、 右之三人者、同卯四月十日 三宅嶋え流罪、 六七三 貞享四年卯三月廿一日 壹人角右衛門、是ハ小石川御 殿番小泉市兵衛下人、此 者當月十六日之晚致欠落 候、兪議之儀有之候ニ 付、籠舍可申付旨、秋元 但馬守殿被仰渡、右小泉 市兵衛傍輩間野庄左衛 門、石原六郎左衛門、山 本平三郎、田中金兵衛、 小室藤七召連來ル付、籠 舍、 右之角右衛門儀、犬喰合候 處を脇指を抜、追懸可申と いたし、犬を切申候、其上 致欠落候、依之同卯四月十 日八丈嶋え流罪、 六七四 同四年卯三月廿八日 壹人奥平 是ハ新銀町利左衛</p>

生類憐みの令関係年表

<p>三九四 一同 斷 頃日犬之儀付申渡候趣、年寄とも心得違、背申故、重て被仰出候覺、 一面々飼置候犬、毛付なと帳にしるし置、見え不申候へハ、何方よりなりとも犬をつれ參、數を合候様に風聞在之候、畢竟人々生類あはれみ候様ニと被思召、段々被 仰出候趣ニ致相違候仕<small>〔無之〕に作る、研本に據て改む</small> 形共に候、向後養置候犬なと見え不申候ハ、隨分相尋、しれ候様に可仕候、若鹿末に仕候者在之候ハ、支配方迄可訴候、他所よりまいり候犬なと在之候ハ、鹿末に不仕、養ひ置、主知次第返し可申候也、 卯二月廿一日 <small>〔致相違候、原本</small></p>	<p>二不及候、又ハ主なし犬、何方町内江參候共、無構其分ニいたし指置可申者也、 卯二月 右之通被仰出候間、此旨相守可申旨、町中不殘可被相触候、以上、 二月十一日 町年寄三人</p>	<p>四八一 覺 一獻上物領分より差上ケ付候鳥類、一年に一度程ハ數少可指上候、其節仲間えも一通ハ可被遣候、献上無之時ハ無用事、 一生魚之類貝類献上無用候、次仲間へも無用事、 卯二月廿六日 右は御老中え諸大名留守居招之、被 仰渡、此節御老中執次之輩口上之趣、御着御進物鯛鱸にかきらす、海肴小魚之類不苦候之由、但</p>	<p>七二五 覺 此ころ、犬之儀ニ付申渡候趣、年寄共心得違有之候故、重而被仰出候覺 一面々飼置候犬、毛色杯能印置、見得不申候得ハ何方成と犬をつれ參り、數合セ候様ニ風聞有之候、畢竟人々生類あわれみ候様ニ被思召、段々被仰出候所ニ、実無之仕方共ニ候、向後ハ養置候犬なと見え不申候ハ、隨分相尋、しれ候様ニ可仕候、若鹿末ニ仕候者在之候ハ、支配之者方迄可訴候、他所より參候犬杯有之候ハ、鹿末ニ不仕養置、主しれ次第返し可申者也、 二月廿一日 右之御書付、今日被仰出候間、此旨堅相守可申候、若相背者有之候ハ、急度曲事ニ可申付候間、町中不殘可相触者也、 卯二月廿一日 右は同日御触、</p>	<p>門店與兵衛出居衆、此者宿與兵衛新小田原町又兵衛店與右衛門妙祇え參、當月廿七日罷歸候苦ニ有之候故、兩宿之寄子貳十九人申合、板橋迄迎に<small>〔參茶屋〕を</small> を借り待居申候へ共、不能歸候故、暮懸り申二付、仕<small>〔廻候て〕を</small> 戸え罷歸候刻、出茶屋寄り、茶杯給 追々先え淺兵衛、八兵衛、李兵衛ハ歸り申候、其以後權内、關内歸申候、跡ニ傳兵衛と李兵衛、佐治兵衛殘居申候、私犬を切候由にて被捕申候、殊外酒ニ給醉、前後覺不申候由申候、右之者牢舎申付、致穿鑿候様ニと、阿部豊後守殿被仰渡候由にて、國領半兵衛家來林藤三郎、河野藤五郎召連來ル付、寗舎、 右之者、同卯四月六日江戸追放、 六九六 同四年卯四月七日 壹人磯平 是ハ土屋相模守殿中間、此者今暮合數寄屋町會所辻番近所にて犬吠懸り候處、犬を切付候由にて、番人捕之、召連來ル付、遂穿鑿候處、犬八九足敵敷吠懸り、衣類喰さき候ニ付、無是非脇指</p>
--	--	--	--	---

	<p>是ハ御老中方え進物之儀候 已上、 四八二 覺 爲食物魚鳥生置候て商賣仕 儀、向後堅無用、鶴龜同前 事、 卯二月廿七日 如斯御書付出候上は、自今 以後、爲食物生鳥生魚かた く商賣仕間敷候、但爲慰飼 鳥飼魚ハ各別候、鶴龜貝類 に至迄、爲食物ハ一切不可 飼置候、此旨於相背ハ、可 爲曲事者也、 四八三 覺 一生鳥之類飼置候儀可爲無用 候、但驚あひるの類其外唐 鳥之類野山に住ざる鳥ハ、 放候ても餌にかつえ可申候 間、先其分ニテ指置可申 候、玉子うみ候内ハ、能飼 そたて、連々所望の方へ可 遺事、 一鶏しめころし賣買可爲無用 事、 一龜飼置候儀一切無用之事、 一いけすの魚飼置賣買無用 事、 右之趣、<small>(案、聞甲本外七本に據 て補心)</small>堅可相守、於令違 背ハ、可爲曲事者也、 卯三月廿六日 四八四 覺 生類あはれみの儀に付、最 前以書付被 仰出候處、今 度武州寺尾村同國代場村之</p>
<p>七一六 覺 爲食物、魚鳥いけ置候而売 買仕候儀、堅無用ニ候、 <small>(鶏)</small> にわ鳥・龜同前之事、 二月廿七日 如此御書付出候上ハ、自今 以後、爲食物いけ魚いけ鳥 <small>(商売)</small> 堅売買仕間敷候、但爲慰飼 鳥飼魚ハ各別也、鶏龜貝類 ニいたる迄、爲食物一切不 可飼置、此旨於相背ハ可爲 曲事者也、 卯二月 右は二月廿七日御触、町中 連判、 七一七 覺 昨日御触ニ付、只今迄飼置 候鳥、俄ニしめ殺申者可有 之候、爲食物いけ置候魚 鳥、俄ニ殺候儀無用ニ仕へ し、若しめ殺候もの有之候 ハ、曲事ニ可被仰付候、并 いけ鳥いけ洲ニ而無之候 共、貝類其外鯉射海老など のいきたるを商売不能成候 間、右之通町中不殘可被相 觸候、以上 卯二月廿八日 右之通、二月廿八日町々江 奈良屋方手代相廻シ被申 渡、尤帳面持參、右之趣儘 ニ承届候段、月行事名主判 形被取候、</p>	
<p>三二八 (四月十四日) 同日 病馬捨候者有 之、御仕置申付候事 (略) 三二九 (四月十四日) 同日 捨子之事、并 生類あはれみの事 四ヶ條(略)</p>	<p>をさや共抜拂候へハ、抜 候脇差當り候由申候、辻 番之者申口も犬七八疋ニ て吠懸り候間、不構通候 様ニと申候、脇指ニて拂 候由申候、辻番之儀も犬 吠懸り候ハ、早速罷 出、追散シ可申儀を、左 も無之段不届ニ付、辻番 忠右衛門ニも手鎖を懸、 所之者ニ預ケ遺、此者儀 右不届ニ付、揚り屋ニ 入、 右之者、僉議之上、怪我ニ 候間、免シ可遺旨、御老中 被仰渡候間、同卯六月四日 赦免、 六七五 同四年卯四月十一日 壹人權兵衛 是は弓町八左衛 門店三郎兵衛弟子ニて一 所罷在候者、此者儀、今 日七ツ半時分町内ニて脇 指を抜、犬を切付候由ニ て、神田鍋町之指共捕、 召連來ル付、遂僉議候 處、此者申候ハ、師匠三 郎兵衛昨日相果、妻子今 日谷中感應寺地内妙行寺 日谷中感應寺ニ付、供仕罷 越、神田鍋町罷歸候節、 犬三疋三郎兵衛女房之乘 物昇候六尺ニ敷敷吠懸り 候間、無是非脇指を抜拂 候へハ、犬之耳え少當り 疵付候由申之候、仕形も 可有之候處、切付候段不 届ニ付、揚り屋ニ入、</p>

生類憐みの令關係年表

	<p>者病馬捨之、不届之至候、死罪にも可被 仰付候え共、此度ハ先命御たすけ、流罪被 仰付候、向後於相背は、急度曲事可被 仰付候條、御料は御代官、私領は地頭より前方被 仰出候趣彌堅相守候様、念入可申付者也、</p> <p>卯四月日</p> <p>四八五 覺</p> <p>一捨子有之候ハ、早速不及届、其所之者いたはり置、直ニ養候か、又ハ望之者有之候ハ、可遣候、急度不及付届候事、</p> <p>一鳥類畜類人の疵付候様成ハ、唯今迄之通可相届候、其外友くひ又ハおのれと痛煩候計にてハ不及届候、隨分致養育、主有之候ハ、返可申事、</p> <p>一無主犬頃日ハ食物給させ不申候様に相聞候、畢竟食物給させ候えハ、其人之犬之様に罷成、以後迄六ヶ敷事と存、いたはり不申と相聞、不届候、向後左様無之様可相心得事、</p> <p>一飼置候犬死候えハ、支配方え届候様相聞候、於無別條は、向後ケ様之届無用事、</p> <p>一犬計に不限、惣て牛類人々慈悲の心を本といたし、あはれミ候儀肝要事、</p> <p>以上</p> <p>卯四月日</p>
<p>七七八 覺</p> <p>一生鳥類飼置候儀可為無用、但にわ鳥あひるのたくひ、其外唐鳥の類、野山にすまざる鳥ハ、放候ても餌にかつへ可申候間、先其分ハ養置可申候、たまごうみ候内ハ能飼そたて、夫々所望之方並可遣事、</p> <p>一鶏ハそんさかし候分ハ売買無用之事、</p> <p>一龜飼置候儀一切無用之事、</p> <p>一いけすの魚仕置売買無用之事、</p> <p>右之趣堅相守可申、於令違背ハ可為曲事者也、</p> <p>卯三月</p> <p>右は卯三月御触、</p> <p>七一九 覺</p> <p>一捨子有之候ハ、早速不及届、其所之者いたわり置、直ニ養候歟、又ハ望之者有之候ハ、可遣候、急度不及付届事、</p> <p>一鳥類畜類、人之疵付候様成儀ハ、只今迄之通可相届候、其外ともくい、又ハおのれと痛煩候斗ニ而ハ不及届、隨分致養育、主有之候ハ、返可申事、</p> <p>一無主犬、頃日ハ食物給させ不申候様ニ相聞候、畢竟食物給させ候得は、其人之犬之様に罷成、以後迄も六ヶ</p>	<p>右之者、同卯六月廿六日日本橋より拾里近邊追放、</p> <p>六九七 貞享四年卯四月廿八日 半右衛門 是ハ三田三人 徳兵衛 町四丁目 勘兵衛 吉兵衛下人、當月廿五日芝田町四丁目久兵衛屋敷より米拾四俵代八車ニ積、引通候處ニ、右久兵衛屋敷之米ニ主なし子犬壹疋車を引懸、敷殺候由にて、右三人之者共を召連來ル付、穿鑿候處、外ニ右之段見申候者も無之間、主人ニ預ケ置、山城守殿え窺候處、牢舎申付候様ニ被仰渡、今日召寄、牢舎、右之内 徳兵衛儀ハ同卯六月十日病死、</p> <p>半右衛門、勘兵衛儀ハ同卯六月廿四日赦免、</p> <p>六九六 同四年五月十一日 壹人角左衛門 是ハ岡部隱岐守六尺、此者當五月十一日西窪にて犬を切殺シ候付、仙石越前守、畠山民部太輔、本多半之允、能勢十次郎、遠山庄次郎相組辻番人捕候ニ付、稲垣安藝守殿致命議、牢舎申付へき旨被仰渡、越前守家來加納新五兵衛、原彦左衛門召連來ル付、籠舎、</p> <p>右之者、同卯十月廿日牢死、</p> <p>六九八 同四年卯五月十九日</p>

<p>四八六 口上之覺 一於町中所々、大八車并牛車にても、度々犬など引損候、龜抹成いたしかた依不屈、車引候者段々御仕置被仰付候、自今以後左様無之、宰領にてもつけ、車引懸不申様にいたすへし、勿論其所之者并辻番人随分念入心付、あやまち不仕様にいたすへき事、 一最前も委細申渡候え共、今以無主犬參候ても、食事給させず、又ハ犬其外生類とりやりいたす儀も今程は不仕様相聞候、生類憐候様にと被 仰出候儀を心得違有之と相見へ候、何事に付候ても、生類あはれみの志を肝要に仕、諸事かたつまらさる様に心得可申候已上、 卯七月廿日 四八七 覺 往行之者生類疵付候様成儀於有之ハ、辻番出合、其者之住所承届、人指添つかハし、重て御目付衆より被相尋事於有之は、可申遣候之間、其者外へ不能出様に可仕置候出申つかハし、彼者番所に不及留置、其以後御目付衆へ可相届候、不及申候え共、喧嘩口論は唯今迄之通、雙方留置可相届候已上、 卯九月三日</p>	<p>四八六 口上之覺 一於町中所々、大八車并牛車にても、度々犬など引損候、龜抹成いたしかた依不屈、車引候者段々御仕置被仰付候、自今以後左様無之、宰領にてもつけ、車引懸不申様にいたすへし、勿論其所之者并辻番人随分念入心付、あやまち不仕様にいたすへき事、 一最前も委細申渡候え共、今以無主犬參候ても、食事給させず、又ハ犬其外生類とりやりいたす儀も今程は不仕様相聞候、生類憐候様にと被 仰出候儀を心得違有之と相見へ候、何事に付候ても、生類あはれみの志を肝要に仕、諸事かたつまらさる様に心得可申候已上、 卯七月廿日 四八七 覺 往行之者生類疵付候様成儀於有之ハ、辻番出合、其者之住所承届、人指添つかハし、重て御目付衆より被相尋事於有之は、可申遣候之間、其者外へ不能出様に可仕置候出申つかハし、彼者番所に不及留置、其以後御目付衆へ可相届候、不及申候え共、喧嘩口論は唯今迄之通、雙方留置可相届候已上、 卯九月三日</p>
<p>四八七 覺 往行之者生類疵付候様成儀於有之ハ、辻番出合、其者之住所承届、人指添つかハし、重て御目付衆より被相尋事於有之は、可申遣候之間、其者外へ不能出様に可仕置候出申つかハし、彼者番所に不及留置、其以後御目付衆へ可相届候、不及申候え共、喧嘩口論は唯今迄之通、雙方留置可相届候已上、 卯九月三日</p>	<p>二(ケキ) 敷事と存、いたわり不申候と相聞不屈二候、向後左様二無之様ニ可相心得事、 一飼置候犬死候得ハ、支配方江届候様ニ相聞候、於無別条ハ、向後左様之届無用ニ可仕候事、 一犬斗にかきらす、惣而生類人々慈悲之心を元といたし、あわれみ候儀、肝要候事、 以上 卯四月 右之通被仰出候間、堅可相守者也、 卯四月日 右は四月十一日御触、町中連判、 七二〇 覺 一 生類あわれみ候儀ニ付、最前以書付被仰出候所、今度武州寺尾村同国代場村之者、病馬捨之不屈之至候、死罪にも可被仰付候得共、今度ハ先命御たすけ、流罪ニ被仰付候、向後於相背ハ急度曲事ニ可被仰付候、御料ハ御代官私領ハ領主地頭より、前方被仰出候趣、弥堅相守候様ニ急度可申付者也、 四月 右之趣、御料私領江も被仰出候間、町方ニも此旨急度可相守者也、</p>
<p>六三三 京都御役所向大概覚書 (ママ) 一拾子有之候ハ、早速不及一屈、其所之ものいた者置直に養ひ候歟、又ハ望之者有之候ハ、可遣候、急度不及付届事 一鳥類畜類人之疵付候様成儀者只今迄之通可相届候、其外ともくひ又ハをのれと痛煩候計にてハ不及届、随分致養育主有之候ハ、返可申事 一無主犬頃日者食物給させ不申様に相聞候、畢竟食物給させ候得者其人之犬のやうに罷成、以後迄六ヶ敷事と存いたはり不申と相聞不屈候、向後左様に無之様に可相心得事 一飼置候犬死候得者支配方江届候様に相聞候、於無別条者向後ケ様之届無用之事 一犬計に不限惣而生類人々慈悲之心を元といたし、あハれミ候儀肝要候事 卯四月 日 (後事) 「但、貞享四年」 六三四 京都御役所向大概覚書 生類あはれみの儀に付最前以書付被仰出候處、今度武州寺尾村、同国代場村之者病馬捨之不屈之至に候、死罪にも可被仰付候得共、此度者先命御</p>	<p>六三三 京都御役所向大概覚書 (ママ) 一拾子有之候ハ、早速不及一屈、其所之ものいた者置直に養ひ候歟、又ハ望之者有之候ハ、可遣候、急度不及付届事 一鳥類畜類人之疵付候様成儀者只今迄之通可相届候、其外ともくひ又ハをのれと痛煩候計にてハ不及届、随分致養育主有之候ハ、返可申事 一無主犬頃日者食物給させ不申様に相聞候、畢竟食物給させ候得者其人之犬のやうに罷成、以後迄六ヶ敷事と存いたはり不申と相聞不屈候、向後左様に無之様に可相心得事 一飼置候犬死候得者支配方江届候様に相聞候、於無別条者向後ケ様之届無用之事 一犬計に不限惣而生類人々慈悲之心を元といたし、あハれミ候儀肝要候事 卯四月 日 (後事) 「但、貞享四年」 六三四 京都御役所向大概覚書 生類あはれみの儀に付最前以書付被仰出候處、今度武州寺尾村、同国代場村之者病馬捨之不屈之至に候、死罪にも可被仰付候得共、此度者先命御</p>
<p>七〇〇 同四年卯六月八日 吉右衛門 是ハ鐵砲洲</p>	<p>市右衛門 是ハ青物町市左衛門店之者、 三人 伊左衛門 是ハ南茅場町三右衛門店之者、 一 清八郎 是ハ右同人店之者、 此三人之者、代八車ニ材木を積、本銀町三丁目引通候節、町内勘左衛門と申者之畜置候犬之子居申候處、材木を取落、犬之子ニ當り 死申ニ付、此三人之者を留置、訴來ルニ付、令僉議候處、三人之者申候ハ、材木を積直し候とて、取落シ、犬之子ニ當り死申候由申之、鹿末之仕形不屈ニ付、牢舎、 右之者共、同卯六月廿四日救免、 六九九 貞享四年卯五月廿四日 貳人 七兵衛 是ハ堀江町三店之者、今日七ツ半時過、此者共貳人代八車ニ大豆を積、鐵砲洲を罷通候節、町内無主犬之子壹疋車之下え欠入候を不存引候間、犬之子死申ニ付、所之者共召連來候、鹿末之仕形不屈成ニ付、牢舎、 右之者、同卯六月廿四日救免 七〇〇 同四年卯六月八日 吉右衛門 是ハ鐵砲洲</p>

<p>四八八 口上之覺 何方によらず、生類人の疵付候様子有之におゐてハ、其所之屋敷主の方にて随分遂穿鑿、様子しれ可申手筋も候ハ、可相届候、一圓手かゝりも無之候ハ、先かたつけ、不及相届、連々其筋しれ候様に心かけ、兎角捨置申間敷候、程過しれ候とも、可申出之、外へかゝり候儀にて、手前之僉議に及かたく候ハ、可申出、生類疵付いまたいき候て有之候ハ、其所之屋敷遠近によらず、見出し候方へ早速引取、可致養育候、とかく介抱之儀延引不能成様可相心得候、其外痛又ハ煩有之候ハ、是又同前に早々引取、随分いたはり可申候、放し遣候ても不苦程に候ハ、よき場所へはなし可申候、乍去快體にてモ、外へ參候事不能成候ハ、其儘やしなひ置可申候已上、 卯十一月十五日 四八九 覺 捨馬之儀付、段々被 仰出候處、頃日もすて馬仕候もの有之候、急度御仕置可被仰付候え共、先此度も流罪被 仰付候、向後捨馬仕候もの於有之は、可被行重科者也、 卯十二月日</p>	<p>卯四月 右は四月十一日御触、町中連判、 七二二 卯四月廿一日 一犬猫死候ハ、捨候儀無用ニ仕、埋可申旨、奈良屋ニ而町々名主月行事江被申渡候、 七二三 覺 一町中ニ而いきたるいもり、又ハ黒焼にいたし、商売仕候よし相聞候、向後堅無用たるへく候、若相背商売仕候者ハ御捕被成、急度曲事ニ可被仰付候間、此旨町中家持ハ不及申裏々迄可被相触候、已上、 四月廿三日 町年寄三人 七二五 覺 一於町中所々、大八車并牛車にて度々犬なと引損シ候、鹿未成いたしかた不届によつて、車引候者、段々御仕置被仰付候、自今以後、左様ニ無之様ニ宰領ニ而も付、車引懸不申様可致、勿論其所之者并辻番人随分念を入心付、あやまち不仕様ニいたすへき事、 一最前も委細申渡候得共、今以無主犬參候而も食事も給させず、又ハ犬其外生類取やりいたす儀も、今程ハ不</p>	<p>たすけ流罪被仰付候、向後於相背者急度曲事可被仰付候、御領者御代官、私領者地頭より前方被仰出候趣、弥堅相守候様ニ念を入可申付者也 卯四月 (後書) 「但、貞享四年」 六四一 北野天満宮文書 口上之覺 一捨馬不仕候様ニ被仰出候へとも、相背者有之、最前遠島被仰付段々御仕置之処、于今以右之族有之、不届至極に候得共、御慈悲を以今度も右同罪被仰付候、御領私領共ニ急度申付、畢竟生類あはれ候之所專一ニ可仕候、此已後捨馬いたし候者其わけニより御代官地頭可為越度候、以上 (貞享四年) 十二月日 右之通今度被仰付候条、如例可令触知者也 六四二 妙心寺文書 覺 捨馬之儀付段々被仰出候、頃日も捨馬仕候者有之候、急度御仕置可被仰付候得共、先此度も流罪被仰付候、向後捨馬仕候者於有之者可被行重科者也 (貞享四年) 十二月日</p>
<p>三三三 十二月晦日 捨馬致候者有之、御仕置之事書付貳通(略)</p>	<p>右之者共、僉議之上、怪我之儀ニ候間、今日免シ可遣旨、御老中被仰渡候付、同卯六月廿四日赦免、家主共ニ渡シ遣ス、 七二九 貞享四年卯六月十日 貳人 喜兵衛 是ハ淺草駒門召仕、此者共代八車ニ味噌を積、麻生町七郎兵衛へ遣候付、宇田川町を牽通候處、吉兵衛店六兵衛番置候駕を車にて引殺候由にて、右兩人之者共を召連、鷲主訴來ル付、遂僉議候處、鹿未仕形にて引殺候段不届成故、牢舎、 右兩人之者、同月廿四日赦</p>	<p>三人 又兵衛 是ハ右同町四郎兵衛店之者、 十兵衛 是ハ右同町船大工町四郎兵衛店之者、 右三人之者、昨日八丁堀より赤坂千福寺え車材木を積、昨七ツ半時稲葉右京亮辻番之近所能通候節、犬之子車にて引殺候ニ付、辻番人出合、留置之、御目付能勢惣十郎方え被相達、稲葉安藝守殿御断にて、左京亮家來種田庄左衛門召連來ル付、牢舎、</p>

<p>四九〇 口上之覺 捨馬不仕候様被 仰出候え共、相背者有之て、最前遠嶋被 仰付、段々御仕置之處、今以右之族有之、重々不届至極候え共、御慈悲を以度も右同罪被 仰付候、御料私領共に急度申付之、畢竟生類あはれみ候所專一に可仕候、此已後致捨馬候ハ、其わけにより御代官、地頭可爲越度候以上、 十二月日 二五二五 貞享四卯年十二月 (一)</p>	<p>仕様ニ相聞江候、生類あわれみ候様被仰出候儀を心得違有之と相見江候、何事に付而も、生類あわれみの志を肝要に仕、諸事かたつまらざる様に心得可申候、以上、 七月日 右之通、今日御番所ニ而被仰渡候間、町中家持ハ不及申借屋店かり地かり召仕等并所、辻番ニ爲申聞、堅相守可申候、若相背者於在之ハ急度可被仰付候間、此旨可被相心得候、以上、 七月十九日 町年寄三人</p>
<p>何國何郡何村 用心鐵炮 右、拙者領分何村は、所から物窓御座候ニ付、百姓難儀仕候、就夫、爲用心、鐵炮何挺、百姓預ケ置申度旨奉願候處、願之通被 仰付候、此鐵炮を以盜賊人にこよせ、意趣遺恨有之物杯打殺申候か、其外にも惡事仕出し候におゐてハ、本人ハ不及申、名主、五人組迄可爲曲事旨急度申付置候、且又右之鐵炮にて殺生一切仕間敷候、此鐵炮之儀、他人ハ不及申、縦親子兄弟ニて御座候とも、鐵炮預り主之外余人え借シ申儀、曾以仕間敷段堅申付候、右之趣相背申候は、何様之曲事ニも可被 仰付旨、名主、五人組、鐵炮預り主方より手</p>	<p>一 生類憐之儀被仰出候得ハ惡敷心得、互ニ生類取やり仕候儀も不自由成様ニ仕候、惣而そく才なる犬來候得ハ、食物もたへさせ、煩候犬など來候得ハ、聊爾ニ食物などたへさせ不申様ニ仕候、此段何れも心得違ニ而候、上より被仰出候ハ、人々仁心も出來候様ニと被思召候而之儀ニ候所ニ、うわへ斗守候様ニ仕候而、内心に憐愍之志うすき仕形ニ而不届ニ候、たま／＼生類あわれみ候者も有之候得ハ、却而出來したて仕、すへ／＼町所之やつかいにいたすへきな</p>
<p>七二六 口上ニ而名主月行 事江申渡之覺 一 生類憐之儀被仰出候得ハ惡敷心得、互ニ生類取やり仕候儀も不自由成様ニ仕候、惣而そく才なる犬來候得ハ、食物もたへさせ、煩候犬など來候得ハ、聊爾ニ食物などたへさせ不申様ニ仕候、此段何れも心得違ニ而候、上より被仰出候ハ、人々仁心も出來候様ニと被思召候而之儀ニ候所ニ、うわへ斗守候様ニ仕候而、内心に憐愍之志うすき仕形ニ而不届ニ候、たま／＼生類あわれみ候者も有之候得ハ、却而出來したて仕、すへ／＼町所之やつかいにいたすへきな</p>	<p>七〇一 同四年卯六月十三日 六右衛門 是ハ松平出 七兵衛 羽守中間、 五人 吉兵衛 三十間堀四 三 助 丁目やね屋 市兵衛 九郎右衛門 方より代八車ニ材木を積、 引通候節、無主犬之子壹疋車にて被敷候哉、見届不申候、喝聲承驚、車を留、犬ニ水なと給させ候ハ共、間もなく死申候由、此者共も申候ニ付、揚り屋ニ入、 右五人之者共、僉議之上、 怪我之儀ニ候間、免シ可遣旨、御老中仰渡候ニ付、卯六月四日松平出羽守家來岡野市右衛門渡シ遣ス、 七二〇 貞享四年卯六月廿三日 壹人文四郎 是ハ宇田川町次左衛門店之者、今日伊奈半十郎御代官所神奈川領下こも岡村六左衛門と申百姓之倅七兵衛と申者、小傳馬町迄駄賃ニ參、町人體之者を歸り馬ニ來せ、八ツ時芝久右衛門町貳丁目通候處、酒ニ給酔、馬二行當り、脇指を抜、七兵衛脚壹ヶ所切付、馬之さんと骨より尾筒え懸ヶ切付候付、月行持出合、双方留置、訴來り候付、檢使遣、召寄、遂僉議候處、酒に給酔、脇指を抜候迄ハ覺申候え</p>

生類憐みの令關係年表

<p>形取置申候、爲其如此御座候以上、</p>	<p>(一) 何國何郡何村 月きり鐵炮 右、拙者領分之内、鹿猪多出、作毛荒し、百姓迷惑仕候、就夫、玉込不申候鐵炮にておとし申度存、鐵炮何挺何月より何月迄、百姓ニ預ケ申度旨奉願候處、願之通被 仰付候、若右之鐵炮ニ玉を込、惡事仕出し申候か、又は殺生抔仕候は、本人ハ不及申、名主、五人組迄可爲曲事旨急度申付置候、此鐵炮之儀、他人は不及申、縦親子兄弟にて御座候とも、鐵炮預り主之外余人え借シ申儀、曾以仕間敷段堅申付候、右之趣相背申候は、何様之曲事ニも可被仰付旨、名主、五人組、鐵炮預り主方より手形取置申候、爲其如此御座候以上、</p> <p>(二) 何國何郡何村 斷鐵炮 右、拙者領分鐵炮相改候所、何村は山方にて畜類多出、作毛荒し申付て、先規より御斷申上、おとしのため鐵炮何挺百姓所持仕候、玉込不申候鐵炮にておとし申度存候、若畜類防にことよせ、惡事仕出し申候か、又は、殺生抔仕候ニおゐてハ、本人ハ不及申、名主、五人組迄可爲曲事旨急度申</p>
<p>と、申輩も有之候様ニ相聞候、度々申渡候趣を相守、人々より慈悲之志のおこり候様に仕へし、</p>	<p>右之趣急度可相守之、若相背輩於有之は町所之者可訴之、隱置脇より於相知ハ、名主月行事迄可爲不届候以上、</p> <p>卯十月 右之趣、今朝安房守様御番所ニ而被仰渡、則御書付被下置候、</p> <p>貞享四年卯十月十一日 七三一 覺 一捨馬之儀ニ付、段々被仰出候所、頃日も捨馬仕候者有之候、急度御仕置ニ可被仰付候得共、先此度も流罪ニ被仰付候、向後捨馬仕候者於有之ハ、可被行重科者也、</p> <p>十二月日 右卯十二月十二日御触、町中連判、</p>
<p>共、七兵衛并馬切候義會て覺不申候、此者もすね壹ヶ所少疵付候へ共、此義も覺不申候由申候、馬方七兵衛儀ハ丸腰之儀ニ候へハ、此者を切付可申様無之、然は酒狂にて仕候段無紛、不届ニ付、上り屋ニ入、</p> <p>右之文四郎、相手手前拜馬之疵も愈候由にて、双方訴訟申ニ付、御老中え相同、卯七月十六日救免、</p> <p>七二六 貞享四年卯六月廿六日 壹人山本兵助 是ハ秋田淡路守家來、此者傍輩只越甚太夫當月八日燕を吹矢にて吹候節、指加り候、生類憐之義前方より度々被仰出候、殊ニ八日ニ吹由重々不届付、甚太夫父子は死罪ニ、此者儀ハ命を助、八丈嶋え流罪、</p> <p>右之兵助、同卯十二月廿九日八丈嶋え流罪、</p> <p>七〇二 貞享四年卯七月一日 壹人三助 是ハ松物町ト南大工町之間兩町之廣小路ニ罷在候者、此者昨日暮六ツ過、松物町貳丁目暮六衛門并戸之樋を取退申候とて、ころび候て落シ、無主犬ニ當り候て、當座ニ死申候由、所之者とも訴來ル付、令僉議候處、此者申候ハ、戸樋溝除ニ有之、無用心ニ存、其身</p>	<p>共、七兵衛并馬切候義會て覺不申候、此者もすね壹ヶ所少疵付候へ共、此義も覺不申候由申候、馬方七兵衛儀ハ丸腰之儀ニ候へハ、此者を切付可申様無之、然は酒狂にて仕候段無紛、不届ニ付、上り屋ニ入、</p> <p>右之文四郎、相手手前拜馬之疵も愈候由にて、双方訴訟申ニ付、御老中え相同、卯七月十六日救免、</p> <p>七二六 貞享四年卯六月廿六日 壹人山本兵助 是ハ秋田淡路守家來、此者傍輩只越甚太夫當月八日燕を吹矢にて吹候節、指加り候、生類憐之義前方より度々被仰出候、殊ニ八日ニ吹由重々不届付、甚太夫父子は死罪ニ、此者儀ハ命を助、八丈嶋え流罪、</p> <p>右之兵助、同卯十二月廿九日八丈嶋え流罪、</p> <p>七〇二 貞享四年卯七月一日 壹人三助 是ハ松物町ト南大工町之間兩町之廣小路ニ罷在候者、此者昨日暮六ツ過、松物町貳丁目暮六衛門并戸之樋を取退申候とて、ころび候て落シ、無主犬ニ當り候て、當座ニ死申候由、所之者とも訴來ル付、令僉議候處、此者申候ハ、戸樋溝除ニ有之、無用心ニ存、其身</p>

付置候、此鐵炮之儀、他人ハ不及申、縦親子兄弟ニテ御座候共、鐵炮持主之外余人え借シ申儀、曾以仕間敷段堅申付候、右之趣相背申候は、何様之曲事ニも可被仰付旨、名主、五人組、鐵炮持主より手形取置申候、爲其如是御座候以上、

(四)

何國何郡何村 斷鐵炮

右、拙者領分鐵炮相改候所、何村は山方ニテ先規より御斷申上、獵師鐵炮何挺致所持、狩仕、渡世を送申候、若此鐵炮ニテ狩之外惡事仕出シ申候ニおゐてハ、本人ハ不及申、名主、五人組迄可爲曲事旨急度申付置候、右之鐵炮他人ハ不及申、縦親子兄弟ニテ御座候共、鐵炮持主之外余人え借し申儀、曾以仕間敷段堅申付候、右之趣相背申候ハ、何様之曲事ニも可被仰付旨、名主、五人組、鐵炮持主方より手形取置申候、爲其如是御座候以上、右、私領分寺社共鐵炮相改候所、右書面之通り、何ヶ村は爲用心鐵炮何挺、何ヶ村ハ畜類おとしのため、玉込不申候鐵炮何挺百姓所持仕候、何ヶ村は鐵炮何挺獵師所持仕候、何ヶ村ハ鐵炮所持之者無御座候、彌自今以後、無斷鐵炮所持仕間敷旨堅申付、村切ニ名

居申候處え運候節、けつまつきころひ、持申候戸種を心ならず投申候處、犬ニ當り死候、怪我之由申候、兼て大切ニ可仕旨申付候處、鹿未成ル仕形不届ニ付、牢舎、右之者、怪我ニテ戸種取落シ候由申ニ付、同月六日赦免、

七三〇 貞享四年卯七月三日

壹人久兵衛 是ハ小傳馬町三丁目甚右衛門店馬持長左衛門下人、此者今日九ツ時小網町壹丁目迄駄賃馬を牽參り候處ニ、下船町ニテ善兵衛と申者之鶏蹴合候處ニ、馬を引懸候故、鶏を踏殺候由にて、鳥主善兵衛訴來ル付、双方召出シ、遂兪議候處、右之段無紛、鹿未成ル仕形不届成故、牢舎、右之者、御老中え相伺、卯八月十五日赦免、

七三〇 貞享四年卯七月六日

三人 市右衛門 是ハ池田庄八兵衛 此者共地車ニテ薪を積、今日四ツ半時分南鍋町を通候節、主なし犬之子を敷殺候由ニテ、所之町人捕召運來候間、致穿鑿候處、右三人之中間申候ハ、主人入用之薪を買、地車ニ積、南鍋町を引通候刻、拙者共

主、五人組方より手形取置申候、爲其如是御座候以上、年號月日 「誰印判」

宛所
(御触書寛保集成)

犬之子を敷殺候由、町人共聲を懸ケ申候故、立歸り、見申候へハ、犬之子死候て有之候、人込故、犬之子居候を會て見付不申候、主人庄左衛門申付候も、路次等あるき申候時分、犬など二少も當り申間敷旨敷敷申付候處ニ、犬之子を見付不申、不斗怪我にて敷殺、迷惑仕候由申之候へ共、龜末成仕形不届ニ付、揚り屋ニ入、

右三人之者、僉議之上、怪我之儀ニ候間、免可遣旨、御老中被仰渡候間、同卯七月十三日赦免、池田庄左衛門家來松原治部右衛門ニ渡シ遣ス、

七〇四 貞享四年卯七月十九日
 四人 庄兵衛 是ハ市谷田町
 勘兵衛 壹丁目五左衛門
 市兵衛 門召仕、右四
 長 吉 人之者昨十一
 日暮時分代八車ニ壁土を積、牛込御堀端松平所左衛門屋敷前を引通り過候處、跡より小栗五太夫、中根又兵衛組合辻番之者犬之子引殺候間、相待候様ニと申ニ付、驚立歸見候へハ、犬之子死有之候、何方より犬之子出、怪車ニ被敷候哉不見付、怪我之由申候、右之者秋元但馬守殿致僉議、牢舎可

<p>申付旨被仰渡候ニ付、牢舎、右之四人之者共、同月晦日救免、</p> <p>七〇五 貞享四年卯七月廿二日 壹人勘四郎 是ハ芝車町壹丁目徳右衛門下人、此者今朝五ツ半時分牛ニ飼候雜水を、牛ニ付、日比谷壹丁目を罷通候節、子犬を牛車ニて引殺候由ニて、所之町人召連來ニ付、令僉議候處、會て子犬見付不申、引殺申候由、鹿末成仕形不届ニ付、牢舎、右之者、同卯八月一日救免、</p> <p>七〇六 同四年卯九月廿三日 貳人 十兵衛 是ハ天徳寺前仁兵衛下人、 四郎兵衛 是ハ南大工町文右衛門店源太郎下人、</p> <p>此者兩人ニて當月十三日八ッ過代八車ニ錢を積、吹手町を引通候處、町内に居候主なし子犬壹足、車ニて引殺候付、右之者共留置、召連來ニ付、令僉議候處、此者共申候ハ、今日八ッ過兩人ニて代八車ニ錢を積、吹手町之土手を通候處、往還之込合候節、犬之子敷殺申候を會て見付不申候、右之段紛無之候申し、不念不届之仕形成ル故、牢舎、</p>

	<p>右之者、翌廿四日赦免、 七二六、同四年卯十二月二十 壹人次郎兵衛、是ハ武州下仙 川村之者、水野伊豆守組 飯高吉兵衛知行所之百 姓、當九月廿八日此者畜 置候栗毛馬を上灘谷村市 兵衛と申百姓を頼、同村 七兵衛黒之馬を下にて錢 六百文取、馬替ニ仕候、 右之黒馬を此者上灘谷よ り貳拾町計牽候て歸候 處、上目黒之内にて馬倒 候故、鞍を外シ、馬ハ捨 候て、仙川え罷歸、翌廿 九日馬倒候所え參、見候 へハ、馬死候て在之候 を、共分ニ捨置、罷歸候、 右之仕形不届ニ付、牢舎 可申付旨、戸田山城守殿 被仰渡、飯高吉兵衛家来 小日向孫右衛門、水野伊 豆守家来橋本十大夫召連 来ル付、牢舎、 右之者、同月廿九日八丈嶋 え流罪、 右之者妻娘、地頭方より親 類え渡ス、 七〇七、貞享四年卯十二月廿五日 壹人傳左衛門、是ハ吳服町貳 丁目新道市左衛門店市兵 衛出居衆、此物并同店長 兵衛貳人之者、同店甚左 衛門と申者ニ被頼、今日 代八車ニ木葉を積、赤坂 田町え罷越候、然處西紺 屋町を通候節、主なし子</p>

<p>元祿 元年 (二六八八)</p>	<p>三九九 一鳥之巢之御觸 覺 一在々森林、或海道之並木、 或屋敷廻り居山に、鳶鳥巢 をかけ不申様に兼々見廻、 若巢をかけ候様に見及候 ハ、巢を破り可申候、若 遅く見付、玉字など生置候 巢を破り候は、如何に候 間、早速取捨可申候、 一御年貢地、或武士屋敷寺社</p>		<p>六四三 北野天満宮文書 何国何郡何村 用心鉄炮 右拙者領分何村者所々物忌御 座候付、百性難儀仕候、就夫 為用心鉄炮何挺百姓預り申度 旨奉願候処、願之通被仰付 候、此鉄炮ヲ以盜賊人にこと よせ意趣遺恨有之者打打殺シ 申候哉、其外にも悪事仕出シ 候においてハ、本人ハ不及 申、名主五人組迄可為曲事旨 急度申付置候、且又右ノ鉄炮</p>		<p>七〇八 貞享五年正月十八日 貳人 角助 是ハ本多中務太 權六 輔中間、此者共 傍輩中間之扶持方米を代 八車ニ積、昨十七日ハツ 過ニ須田町二丁目を通候 節、子犬壹疋引殺候由ニ て、町人共留置、訴來ル 付、檢使遣シ、為致口書 候處、此者申候ハ、傍輩 共之扶持方米を三俵半上 屋敷より請取、車ニ積、 犬壹疋車ニて敷殺候ニ 付、所之者共留置、召連 來ル付、遂僉議候處、雇 候甚左衛門申候ハ、荷物 輕ク有之候間、長兵衛儀 ハ車を引、此者儀ハ宰領 ニ付候様ニと申付遺候由 申之、長兵衛儀ハ車を引 參候處、手こゞへ、ころ ひ候故、車脇えなざれ、 犬之子に當り、敷殺候由 申之、此者儀宰領ニ申付 遺候處、駈と車ニも付不 申と相見え、不届ニ候、 兼て念ヲ入候様ニ相觸觸 候處、不届ニ付、長兵衛 儀ハ手鎖を懸、家主ニ預 ケ遣、此者儀ハ牢舎、 右之者、車引手こゞへころ ひ候故、車脇えなざれ、子 犬敷殺候由、畢竟怪我之儀 ニ候間、免可遣旨、阿部豊 後守殿御指圖ニ付、同月廿 九日赦免、</p>
-----------------------------	--	--	--	--	--

生類憐みの令関係年表

ともに其趣申通、是又巢か
けさせ不申様に可仕候、
一御朱印寺社森林に、鳶鳥巢
を掛候儀見及候は、是又名
主方より右之段申通、巢と
らせ可申候、御朱印在之寺
社えは、右申觸候わけ爲申
聞、相守候様に可仕候、右
は從、公儀急度被、仰渡に
てハ無之候えとも、右之段
村々にて、百姓并召仕等迄
相守候様に可申付候、乍然
鳶鳥巢取候にことよせ、諸
鳥之巢下し、子共取捨候儀
可在之候間、其段入念、鳶
鳥の巢之外一切とらせ申間
敷候、
以上
貞享五年戊辰二月廿三日
(武家殿制録)
四〇〇 一 生類憐之御觸條々
覺
一兼て被、仰出候通、生類あ
われみの志彌專要に可仕
候、今度被、仰出候意趣
ハ、猪鹿あれ、田畑を損さ
し、狼ハ人馬犬等をもそん
さし候故、あれ候時計、鐵
炮にてうたせ候様に被、仰
出候、然處に萬一存たか
ひ、生類あわれみの志わか
すれ、むさと打候者在之候
は、急度曲事可申付候事、
一御領私領にて猪鹿あれ、田
畑を損さし、或ハ狼あれ、
人馬犬等損さし候節ハ、
前々通隨分追ちらし、それ

にて殺生一切仕間鋪候、此鉄
炮之儀他人ハ不及申、縦親子
兄弟ニ而御座候とも、鉄炮預
主ノ外余人江借申儀曾以仕間
敷段堅申付候、右之趣相背申
候者何様之曲事ニも可被仰付
旨名主、五人組、鉄炮預り主
方より手形取置申候、為其如
此御座候、已上
何国何郡何村 月きり鉄炮
右拙者領分之内鹿猪多出作毛
荒シ百姓迷惑仕候、就夫玉込
不申候鉄炮にておとし申度
存、鉄炮何挺何月より何月迄
百姓ニ預ケ申度旨奉願候處、
願之通被仰付候、若右之鉄炮
玉込悪事仕出シ申候、又ハ殺
生杯仕候者、本人ハ不及申名
主五人組迄可爲曲事旨急度申
付置候、此鉄炮之儀他人ハ不
及申、親子兄弟ニて御座候
共、鉄炮預り主之外余人江借
シ申義曾以仕間敷段堅申付
候、右ノ趣相背申候者何様ノ
曲事にも可被仰付旨名主、五
人組、鉄炮預り主方より手形
取置申候、為其如此御座候、
已上
何国何郡何村 断鉄炮
右拙者領分鉄炮相改候處、何
村者山方ニて畜類多出作毛荒
シ申候付、先規より御断申
上、おとしのため鉄炮何挺百
姓所持仕候、玉込不申候鉄炮
にておとし申度存候、若畜類
防にことよせ悪事仕出シ申
候、又者殺生杯仕候におゐて

兩人にて森川宿下屋敷え
引參候處、須田町貳丁目
ニ大名衆御通被成候ニ
付、脇え車を引退候へ
ハ、子犬壹疋車之下え走
懸り候ニ付、車を留可申
と存候へ共、間も無く車
を引懸、犬を引殺シ申
候、權六儀ハ右之段爲知
ニ屋敷え參、其儘立歸申
候、怪我之儀ニて迷惑仕
候由申候へとも、鹿末成
仕形不届ニ付、牢舎、
右兩人之者、怪我ニ仕候
故、令救免、追放ニ可申付
候由、戸田山城守殿被仰渡
候間、辰、一月八日出牢、
七三五 貞享五年辰正月廿日
貳人 與四兵衛 是ハ増上寺
伊右衛門 門前平左衛
門店之者、右與四兵衛
義、鶏をしめ商賣仕候を
承届候由にて、びんづる
三平并彦兵衛、四郎左衛
門、孫助訴出候付、召寄、
遂僉議候處、與四兵衛申
候ハ、新堀同朋町家主ハ
不知與兵衛と申者ニ無據
被頼申候ニ付、伊右衛門
義ハ芝神明社内え鈴賣ニ
罷出候間、伊右衛門を頼
候へハ、死候鶏を二羽持
參申候故、右之與兵衛ニ
相渡候へハ、錢壹貫文く
れ候故、内貳百文伊右衛
門ニ遣候由申候、伊右衛
門義ハ與四兵衛ニ被頼、

にても止不申候は、御領にては御代官手代役人、私領にては地頭より、役人并目付を申付、小給所にては其頭々え相斷、役人を申付、右之者共に急度誓詞を致させ、猪鹿あれ候時計日切を定、鐵炮にて打せ、其わけ帳面に注置之、其支配々々え急度可申達候、猪鹿狼あれ不申候節、まさらハ敷殺生不仕候様に、堅可申付候、若相背者在之は、早速申出候様に、其所々之百姓等に申付、ミたりかましき儀候は、訴人に罷出候様にと、兼々可申付置候、自然かくし置、跡より相知候は、當人ハ不致申、其所之御代官、地頭可爲越度候事、

右之通堅相守可申者也
 (元祿元年)
 巳六月日
 (武家嚴制録)

ハ、本人ハ不致申名主五人組迄可爲曲事之旨急度申付候、此鐵炮之義他人者不致申、縦親子兄弟ニ而御座候共、鐵炮持主ノ外余人江借シ申儀曾以仕間敷段堅申付候、右之趣相背申候者何様之曲事ニも可被仰付候ノ旨名主、五人組、鐵炮持主方より手形取置申候、爲其如此ニ御座候、已上

何国何郡何村 斷鉄炮
 右拙者領分鉄炮相改候処、山方ニて先規より御断申上、獵師鉄炮何挺致所持持仕渡世ヲ送り申候、若此鉄炮ニて狩之外於惡事仕出シ申候者、本人不致申名主五人組迄可爲曲事旨急度申付置候、右之鉄炮持主ノ外余人江借シ申儀曾以仕間敷段堅申付候、右之趣相背申候者何様ノ曲事ニも可被仰付旨名主、五人組、鐵砲持主方より手形取置申候、爲其如此ニ御座候、已上

右私領分寺社共ニ鉄炮相改候処、右之書面之通何ヶ村ハ爲用心鉄炮何挺、何ヶ村ハ畜類おとしノため玉込不申鉄炮何挺百姓所持仕候、何ヶ村ハ鉄炮何挺獵師所持仕候、何ヶ村者鉄炮所持之者無御座候、弥自今已後無斷鉄炮所持仕間敷旨堅申付、村切ニ名主五人組方より手形取置申候、爲其如此御座候

年号月日 誰 書判 印判

神明社内ニ斃候鶏ニ羽取參候て、與四兵衛に相渡し候由申候、依之與兵衛義明日召連罷出候様ニ申付、此者儀兼て殺候鶏商賣仕間敷旨相觸候處、商賣仕候之段不届ニ付、兩人共ニ牢舎、

右貳人之内、與四兵衛儀ハ同辰四月八日牢死仕候付、戸田山城守殿ハ相同、死骸捨之、伊右衛門義ハ御老中被仰渡、同辰五月廿九日於品川獄門、

同五年辰正月廿一日

〔明〕
 壹人與兵衛 是ハ芝新堀同町地主ハ不知加兵衛店傳兵衛出居衆、當月十九日増上寺片門前平左衛門店與四兵衛と申者鶏之しめ鳥仕、商賣仕候由、浪人内藤四郎左衛門承、此者を頼候ニ付、鶏しめ鳥相調候由、びんつる三平、彦兵衛、孫助、四郎左衛門訴候ニ付、召寄、遂穿撃候處、右與兵衛申候ハ、此者ニ無據被頼候ニ付、相店伊右衛門を頼候ハハ、斃候鶏を二羽持參仕候間、請取、與兵衛ニ相渡候ハハ、錢壹貫文遣候間、請取候由申ニ付、此者召連罷出候様ニと、芝次郎左衛門町七兵衛店長兵衛方え申遣候えハ、

			<p>右之通今度被仰出候条、領知有之寺社并町人知行被下候者共注可令触知者也 右五ヶ条之御触書從御公儀被仰出之旨如斯候、已上 貞享五年辰正月廿九日 年預</p>		<p>宿長兵衛方を去年極月廿六日ニ長兵衛娘十二歳ニ成候はつと申小女を語取り、致欠落候由申ニ付、長兵衛并内藤四郎左衛門兩人ニ此者を尋出シ候様ニと、昨日尋證文申付候處、同日上野御社領箕輪町五郎兵衛店內藤四郎左衛門方え參候處を捕置、今日罷出候、しめ鳥之儀商賣仕間敷由、兼て相觸候處、右之仕形不届に候、其上宿長兵衛娘を屋敷方え奉公ニ可出由偽を申、人主ニ成、新堀同朋町家主不知市郎兵衛と申者請人にて、只今之宿傳兵衛肝煎にて、新吉原京町庄兵衛店三郎兵衛方え拾五年季之約束にて、遊女奉公ニ出シ候由申ニ付、右之市郎兵衛、傳兵衛、新吉原女之主人三郎兵衛三人之者共ニ、今日八ツ時罷出候様ニ申付、此者儀ハ牢舎、 右之者、同辰五月十日牢死、 七四六 同五年辰正月廿七日 貳人 作右衛門 是ハ芝金杉 八兵衛 壹丁目五郎 兵衛店長左衛門出居衆ニて、去年十一月二日迄罷在、夫より茶船を借り居申候由、此者共伊奈半十郎御代官所西葛西領押上ヶ村にて、昨廿六日に茶</p>
--	--	--	--	--	--

<p>(4)</p> <p>船を乗、もち繩にて白鴈を取候所を、押上ケ村御鷹番善四郎と申者見付、捕候へハ、白鴈四羽有之候處、二羽ハ活鳥二羽ハしめ置候由、稲葉安藝守殿より右之者共可致僉議旨被仰渡候ニ付、伊奈半十郎手代建部平四郎召連来ルニ付、牢舎、右之作右衛門儀ハ、同辰五月廿九日死罪、首ハ本所三ツめ横堀にて獄門、右之八兵衛儀は、牢内にて煩候ニ付、養生之内預り度由、元家主芝金杉壹丁目五郎兵衛、五人組安右衛門、吉右衛門訴訟申ニ付、同辰五月十七日預ケ遣候處、同月廿四日病死仕候由、宿長左衛門、家主五郎兵衛訴来ル付、檢使遣シ、改候處、病死ニ無紛ニ付、御老中え相同、同廿六日死骸取置候由申付之、</p> <p>七四七 同五年辰正月廿八日 壹人清兵衛 是ハ磐井町三丁目津輕宜春店之者、此者品川表と中川尻にて鳥を取候由、牢舎作右衛門、八兵衛訴人申ニ付、今日召寄、遂僉議候處、前方鳥取候由白状申ニ付、牢舎、</p> <p>右之者、同辰五月廿九日於牢屋、首を刎、本所三ツ目横堀にて獄門、</p>

					<p>七〇九 貞享五年辰二月三日 小柳軍平 是ハ内藤能 四人 又助 登守家米小 徳助 野三十郎 勘三郎 召仕之者、 尤軍平宰領にて今日麻生 六本木能登守下屋敷より 木挽町え薪を取二代八車 を引せ、櫻田善右衛門町 を罷通候節、主なし子犬 車ニ當り、手を負せ候由 ニて、此者共留置、町人 共訴来ル付、檢使遣シ、 召寄、遂兪議候處、軍平 申候ハ、道中念を入候様 ニと申付候間、車之先え 立拂候て罷通候處、跡ニ て犬之鳴聲仕候付、立歸 り、見候へハ、犬之子ニ 疵付申候由申之候、町人 共も様々葉なと給させ、 養生仕候え共、同夜斃候 由申候、兼て念ヲ入車を 引候様ニ被仰出候處、不 届成仕形ニ付、四人共に 揚り屋ニ入、 右四人之者、怪我之事ニ候 間、免候様ニ、土屋相模守 殿被仰渡候間、同月十一日 赦免、 七二〇 貳人 久三郎 是ハ芝車町ニ 九兵衛 丁目徳右衛門 召仕、此兩人之者、芝よ り本材木町えから車引、 京橋之橋台より引落候 節、町内主なし犬木戸之</p>
--	--	--	--	--	---

<p>脇より出候て、車え狂懸り候、車ニ被敷、死申候、依之番人長右衛門、髮結床ニ罷在候長兵衛早速罷出、車引共を留置、召連来ニ付、遂穿撃候處、芝より車五輪本材木町えかせぎニから車ニて京橋を四番目ニ引通候節、子犬木戸之脇より出候て、此者之車ニ狂懸り、敷候段儘見届、怪我之由、長右衛門申上候へ共、兼て念を入車引通候様ニと相觸候處、不念成仕形不届ニ付、兩人共揚り屋入、右兩人之者、段々遂穿撃候處、怪我ニ無紛ニ付、同辰五月廿九日赦免、</p> <p>七三七 貞享五年辰二月廿六日 壹人權七 是ハ小石川源光寺門前平兵衛出居衆、頃日放シ雀商賣仕候沙汰有之ニ付、同心遣シ、為見候處、本町貳丁目にて此者を見付、捕来ル付、遂兇議候處ニ、二三日以來名ハ不存浪人餌差より雀五十宛三日買取、商賣仕候、外ニ商候者有之候哉と相尋候處、宿平兵衛儀は二三日同人より雀買取、商賣仕候由、其外者不存候由申候、依之平兵衛儀も呼ニ遣、此者儀は兼て御法度之御觸有之候處、活鳥商賣仕候段不届</p>

<p>二付、揚り屋ニ入、 右之者、元禄四年未閏八月 十三日薩摩え流罪、 貞享五年辰二月廿七日 壹人忠兵衛 是ハ上餌差町小 栗長右衛門組御餌差小出 三郎左衛門地借り、頃日 放シ雀商賣仕候由其聞え 有之ニ付、同心遣、為見 候處、昨日權七と申者放 雀商賣ニ罷出候處、本町 貳丁目にて捕之、召連来 ル付、遂兪議候處、此者 方より五拾羽買取候由申 候ニ付、今日召出シ、遂 穿撃候處、住所も不存上 州筋より權左衛門と申 者、雀五拾羽當月廿五日 持參仕、此者買取候、右 權七売出シ候由申之、活 鳥御法度之由相觸候處、 不屈成ル故、上り屋ニ 入、</p> <p>右之者、元禄四年未閏八月 十二日隠岐嶋え流罪、 七四八 同五年辰四月十一日 壹人彌五兵衛 是ハ小野吉兵 衛組御餌差、此者夜前淺 草たんぼにて網を張、鴨 を取候由にて、びっこ作 兵衛捕之候由にて、所之 者共召連来ル付、遂穿撃 候處、此者申候ハ、當月 朔日より御免にて鴨を取 候由申候え共、不分明ニ 候間、吉兵衛方え申遣、 聞届候内、揚り屋ニ入、</p>

	<p>右之者、未八月十二日隠岐 嶋え流罪、 七二 貞享五年辰七月朔日 八兵衛 是ハ呉服町壹 丁目文右衛門店吉兵 衛出居衆、 三人 庄九郎 是ハ同所貳丁 目太郎兵衛店庄兵衛 出居衆、 彦三郎 是ハ同所同人 店長右衛門出居衆、 右之三人、今朝五ツ時呉 服町壹丁目を代八車を引 通候節、犬を引殺候由ニ て、所之者共訴来ルニ 付、召寄、令僉議候處、 八兵衛申候は、今日同所 貳丁目治兵衛店利右衛門 方より酒六樽請取、代八 車二積、右庄九郎、彦三 郎貳人之者車を引セ、八 兵衛ハ致宰領、赤木明神 下五兵衛所え参答にて、 呉服町壹丁目を車引通候 節、犬四五足喰合、壹疋 車之下え逃入候ニ付、其 犬を八兵衛いたき候て、 脇へ放シ申候、其跡え子 犬欠込候を、三人共ニ見 付不申候て、車を引申候 處ニ、所之者犬を引殺候 由申ニ付、驚見申候へ ハ、最早犬死申候、車之 下へはいり候も見付不申 候、怪我之由申候へ共、 鹿末成仕形不届ニ付、三 人共ニ揚り屋ニ入、</p>

右之者共、鹿末成仕形ニ候
 え共、怪我之儀ニ候間、同
 月五日出生申付、手鎖を
 懸、家主ニ預ケ置、其後手
 鎖赦免、
 七三一 貞享五年辰八月廿四日
 壹人源四郎 是ハ西山八兵衛
 御代官所下練間村五郎左
 衛門召仕、此者昨日須田
 町横町久右衛門方え茄子
 を附参り、昨ハツ時分水
 道橋伊東信濃守、神保主
 膳組合辻番之前を罷歸候
 節、風雨強ク有之候ニ
 付、笠をかたむけ、馬を
 牽罷通候處に、鳩居候を
 會て不存、馬を素懸ケ、
 為踏殺候ニ付、信濃守方
 より御目付伊東九郎左衛
 門方え相達、秋元但馬守
 殿御断ニテ、信濃守家来
 稲葉武右衛門召連来ル
 付、僉議之内上り屋ニ
 入、
 右之者、僉議之上、怪我之
 儀ニ候間、免候様ニ、秋元
 但馬守殿被仰渡候間、同月
 廿八日赦免、
 六八四 元禄元年辰十二月十六日
 壹人七兵衛 是ハ北新堀家
 持、此者儀、名主又右衛
 門其外町中訴訟申ニ付、
 今日双方召出シ、令僉議
 候處、名主又右衛門町中
 之者共書付を以申候ハ、
 北新堀之儀は川通ニテ御
 座候ニ付、毎月船不滞候

<p>様に、月行持晝夜通ニ附罷在候、無作法無之様ニ仕候、然所ニ當月廿四日此者月行司ニ當り候節、船為滞候え共、人壹人も出シ不申候、我儘申候、先年人別帳改之節も、二三ヶ月人別帳名主方え遣シ不申候、九年以前申年町内之自身番所え參、脇指を抜、疊切破り申候、其上當六月右之河岸にて主なし犬之子を十一疋産候を籠入、町内芥捨場え捨申候節、五人組之内、助右衛門月行司ニ當り申候ニ付、手前え引取、養育仕候由申候、犬之儀は前廉よりいたはり候様ニと度々相觸候處、鹿相之仕形、刺名主五人組申儀も承引不仕、重々不屈成故、上り屋ニ入、</p> <p>右之者、巳九月一日追放、六七七 元禄元年十一月廿五日 壹人安左衛門 是ハ坂壽三知行所武州都築郡上忍田村之百姓、此者儀、同所下忍田村之野にて鳥殺生仕罷在候處、犬參、頻ニ吠懸り候ニ付、鎌を投付候へハ、犬之左之前足少疵付候ニ付、名主方より壽三方え訴え候付、壽三方より御支配え相達、秋元但馬守殿御断にて、壽三家来平石伊右衛門召連来</p>

<p>元祿 二年 (二六八九)</p>	<p>四七一 覺 一兼て被 仰出候通、生類あ ハれみの志彌專要に可仕 候、今度被 仰出候意趣 は、猪鹿あれ、田畑を損し、 狼ハ人馬犬等をも損さし候 故、あれ候時計鐵炮にて打 せ候様被 仰出候、然所に 万一存違、生類あハれみの 志をわすれ、むさと打候も の有之候ハ、急度曲事可 申付事、</p>	<p>七五三 覺 一前くも相触候通、いけ魚弥 堅仕間敷候事、 一屋形舟前く御定之通、寸尺 数も大きに仕間敷候、尤定 之數之外造申間敷候、并船 式艘も三艘も一ツにもや ひ(モ) い、致自由候儀堅仕間敷候 事、 相撲(分)</p>	<p>六五六 京都御役所向大概覺書 一兼而被仰出候通、生類あハ れみの志彌專要に可仕候、 今度被仰出候意趣ハ猪、 鹿、狼あれ田畑を損さし、 狼ハ人馬犬等をもそんさし 候故、あれ候時計鐵炮にて うたせ候様に被仰出候、然 所万一存たかひ生類あハれ みの志をわすれ、むさと打 候者有之候ハ、急度曲事に 可申付候事</p>	<p>ル付、牢舎、 右之者、秋元但馬守殿被仰 渡、巳二月廿七日神津嶋え 流罪、 七三六 元祿二年巳正月九日 壹人久兵衛 是ハ神田鍛冶町 壹丁目與市郎店之者、此 者鶏をしめ、毛をむしり 候處を、今晚六ツ半時元 乗物町にてひんつる三平 見付、捕來ル付、遂穿鑿 候處、此者申候は、何方 之者に候哉、向町之往還 ニしめ候鶏を持罷在候 を、二羽にて錢百文ニ買 取り候由申之、番所にて 先達て與力共相尋候ハ ハ、上總之者ニ貫候由 申、至穿鑿ハ、往還之者 より買取候由申候ハ、 口致相違候、兼てしめ賣 停止之處、相背、買取候 断不屈ニ付、穿鑿之内牢 舎、 右之者、家主五人組并其身 兄上總國富津村武兵衛訴申 候、久兵衛在所富津村ニ 連可參旨、元武兵衛申ニ 付、翌年午十二月十六日赦 免、 六七八 元祿二年巳正月十六日 壹人山伏法光院 是ハ芝杉 貳丁目與左衛門店之者、 家主與左衛門申候ハ、私 店願人丁玄、春鐵と申者 飼置候犬を、同店法光院</p>
	<p>一御料私領にて猪鹿あれ、田 畑を損さし、或ハ狼あれ、 人馬犬等損さし候節ハ、 前々の通随分追散し、それ にてもやミ不申候ハ、御 料にてハ御代官手代役人、 私領にてハ地頭より役人并 目付を申付、小給所にてハ 其頭々へ相斷、役人をしてハ 付、右之者共に急度誓紙致 させ、猪鹿狼あれ候時計、 日切を定、鐵炮にて打せ、 其わけ帳面に注置之、其支 配ハ急度可申達候、猪 鹿あれ不申候節ハ、まき らハしく、殺生不仕候様 に、堅可申付候、若相背も の有之は、早速申出候様、 其所之百姓等に申付、猥か</p>	<p>一辻すまい辻おとり堅可停 止、若相背者有之候ハ、捕 之、急度可申付候事、 右之趣可相守、若於相背ハ 急度曲事可申付者也、 巳六月十八日 右御触町中連判、 七五四 覺 一兼而被仰出候通、生類あわ れみの志、弥專要ニ可仕 候、今度被仰出候意趣ハ、 猪鹿あれ田畑を損さし、狼 人馬犬をも損さし候故、あ れ候時計、鐵炮ニ而うたせ 候様ニ被仰出候、然所ニ万 一存たかひ、生類あわれみ の志をわすれ、むさと打候 もの有之候ハ、急度曲事ニ</p>	<p>一御領私領にて猪、鹿あれ田 畑を損さし、或狼あれ人馬 犬等損さし候節者、前々之 通随分追ちらし、それにて もやミ不申候ハ、御領にて ハ御代官手代役人、私領に ては地頭より役人并目付を 申付、小給所にては其頭々 江相斷、役人を申付右之者 共急度誓詞いたさせ、猪、 鹿、狼あれ候時計日切を定 鐵炮にてうたせ、其わけ帳 面に注置之其支配ハ急度 可申達候、猪、鹿、狼あれ 不申候節まきらハしく殺生 不仕候様に堅可申付候、若 相背もの有之ハ、早速申出 候やうに其所之百姓等に 申付、みたりかましき儀候</p>	

<p>生類憐みの令關係年表</p>	<p>ハしき儀候ハ、訴人に罷出候様にと、兼々可申付置候、自然隱置、脇より相知候ハ、當人ハ不及申、其所之御代官、地頭可爲越度事、右之通、堅相守、可申付者也、</p> <p>元祿二也巳六月日</p> <p>四七二 口上之覺</p> <p>猪鹿狼打候ハ、其所に隠埋置之、一切商賣食物に不仕候様可被申付候、右ハ獵師之外之事情以上、</p> <p>六月日</p> <p>四七三 鐵炮改帳面仕立案文</p> <p>何國何郡何村 用心鐵炮右拙者領分何村は所から物忝に御座候付、難儀仕候、就夫爲用心、鐵炮何挺百姓預ヶ置申度旨奉願候處、願之通被 仰付候、此以鐵炮盜賊人にことよせ、意趣遺恨在之者など打殺申か、其外にも惡事仕出シ候におゐてハ、本人ハ不及申、名主、五人組迄爲曲事旨、急度申付置候、且亦右之鐵炮にて殺生一切仕間敷候、此鐵炮之儀他人は不及申、縦親子兄弟にて御座候共、鐵炮預り主之外、余人え借申儀、曾以仕間敷段堅申付候、右之趣相背申候ハ、何様之曲事にも可被 仰付旨、名主、五人組、鐵炮預り主方より手形取置申候、爲其如斯御座候以上、</p>
<p>町年寄三人</p>	<p>可申付候事、</p> <p>一 御料私領ニ而猪鹿あれ田畑を損さし、或狼あれ、人馬犬を損さし候節ハ、前々之通頭分追ちらし、それニ而もやみ不申候ハ、御料ニ而ハ御代官手代役人、私領ニ而ハ地頭方役人并目付を申付、小給所ニ而は其頭ニ相断、役人を申付、右之者とも急度誓詞致させ</p> <p>狼あれ候時分斗、日切を定、鉄炮ニ而うたせ、其わけ帳面ニ注置之、其支配ハ江急度可申達候、猪鹿狼あれ不申候節、まさらハしき殺生不仕候様ニ堅可申付候、若相背もの有之候ハ、早速申出候様ニ其所之百姓等ニ申付、猥かわしき儀候ハ、訴人ニ罷出候様ニと兼々可申付置、自然隱置脇方相知候ハ、當人は不及申、其所之御代官地頭迄可爲越度事、</p> <p>右之通堅相守可申者也、</p> <p>巳六月</p> <p>右之趣、御料私領江被仰出候間、町中家持借屋店かり下々等迄此旨爲申聞、急度心得置、生類あわれみ候様ニ可仕候、若相背者有之候ハ、曲事ニ可被仰付候間、少も違背有間敷候、以上、</p> <p>七月十二日</p> <p>町年寄三人</p>
<p>ハ、おとし鉄炮、獵師鉄炮外</p>	<p>ハ、訴人に罷出候様にと兼々可申付置候、自然かくし置脇より相知候ハ、當人者不及申、其所、御代官地頭可爲越度候事</p> <p>右之通堅相守可申者也</p> <p>巳六月 日</p> <p>(後筆)</p> <p>「但、元祿二年」</p> <p>六五七 北野天満宮文書</p> <p>口上之覺</p> <p>今度被仰出候御書付之通被遂吟味、当分うたせ候鉄炮者、最前被改置候獵師鉄炮又者おとし鉄炮にて、先うたせ候様可然候</p> <p>一 猪、鹿、狼打殺候ハ、隠ニ埋置、一切商売食物に不仕、打殺候員数者鉄炮打候日切帳ニ其わけ急度相記之、支配所へ可被差出候、右者獵師之外之事情、已上</p> <p>七月九日</p> <p>右両通御触書之趣從御公儀被仰出候間、所々ニ御写置弥御触書之通相違無之様ニ御心得可被成候、以上</p> <p>元祿二年巳七月十一日</p> <p>五十嵐市郎兵衛判</p> <p>六五八 京都御役所向大觀覽書</p> <p>今度被仰出候通、田畑、人馬、犬等損さし候猪、鹿、狼打せ候鉄炮之儀、最前被改置候獵師鉄炮又者威鉄炮ニ而先当分打せ可然旨先頃申達候得共、此度鉄炮改奉行衆方申來候ハ、おとし鉄炮、獵師鉄炮外</p>
<p>と申山伏、其身所え右之犬ニ疋今七ツ半過呼候て食物を給させ候へは、奪合候所を、刀を抜、了玄犬之春壹ヶ所、春鐵犬之首より脊え懸ニヶ所切候を、則捕候ハ、殊之外酒給酔候體ニ在之、犬ハ死不申候ハ、餘程之手ニて有之候由、右之通故、法光院を召連參候由申候、法光院申候ハ、切可申と存候心は無之候え共、方々之旦那方え參、酒給、殊外醉申候て、犬を切申候断覺不申、被捕、爰許え參候も覺え不申候、只と何も犬を切候故、召連候由申候間、驚申候、前後覺不申、此外申上候儀無御座候由、不届之仕形ニ付、牢舎、右之者、同巳二月六日於評定所ニ追放、</p> <p>六八五 元祿二年巳三月六日</p> <p>三人 小左衛門 是ハ湯嶋廣左次兵衛 小路南方辻十兵衛 番、此者共申候ハ、巳二月朔日朝五ツ過嶋田十兵衛様御内山本藤四郎殿被申聞候ハ、屋敷之脇水道之内ニ犬死有之候、私なども廻り番ニて候間、高鷹喰せ不申候様ニ、番仕候様ニ御申候に付、其邊立廻り罷在候處、下水を水上ニて堰</p>	

生類憐みの令關係年表

<p>何國何郡何村 月切鐵炮 右拙者領分之内、鹿猪類出、作毛荒し、百姓迷惑仕候、就夫玉込不申候鐵炮にておとし申度存、鐵炮何挺何月より何月迄百姓に預ケ申度旨奉願候處、願之通被仰付候、若右之鐵炮にて玉込惡事仕出シ申候か、又ハ殺生仕候ハ、本人は不及申、名主、五人組迄可爲曲事旨、急度申付置候、此鐵炮之儀、他人ハ不及申、縦親子兄弟にて御座候とも、鐵炮預り主之外余人え借シ申儀、曾以仕間敷段堅申付候、右之趣相背申候ハ、何様之曲事にも可被 仰付候旨、名主、五人組、鐵炮預り主方より手形取置候、爲其如斯御座候以上、</p> <p>何國何郡何村 斷鐵炮 右拙者領分鐵炮相改候處、何村は山方にて畜類多出、作毛荒シ申付て、從先規御斷申上、おとしの爲に鐵炮何挺百姓所持仕候、玉込不申候鐵炮にておとし申度存候、畜類防にことよせ、惡事仕出申候か、又ハ殺生なと仕候におゐてハ、本人は不及申、名主、五人組迄可爲曲事旨、急度申付置候、此鐵炮之儀、他人は不及申、縦親子兄弟にて御座候とも、鐵炮持主之外、余人</p>	<p>七五五 同日申渡 一猪鹿狼打候ハ、其所ニ糞埋置、一切商売食物ニ不仕候様可申付候、右ハ獵師之外之事ニ而、獵師之分ハ不苦候旨、奈良屋市右衛門殿被申渡候、</p>	<p>之事ニ而有之由ニ候間、猪、鹿、狼あれ候而難差置、打せ可被申候ハ、吟味之上先此方立可被相達候、以上</p> <p>七月十六日 井上志摩守 (後事)</p> <p>〔但、元禄二年〕</p> <p>六六四 北野天満宮文書 口上書云 一在、猪鹿狼あれ候ニ付、其所方御詔申上、今度從御公儀討ニ被遣候、其節其所之役人之外見物ニ罷出申間敷候、若罷出候ハ、越度ニ可被為仰付候間、此趣相触為聞候様ニ被為仰付候條、面々下々、井借屋等ニ至る迄、右之通申渡罷出不申候様ニ急度御申付可有之候、以上</p> <p>(元禄二年) 松梅院 巳九月</p>	<p>(達) 四 同日 生類憐之事 (鯛)</p> <p>(十月十一日)</p>	<p>板抜候哉、俄に水増押流候と相見え、彼犬見え不申候ニ付、其段十兵衛様御家來衆えも辻番請吉人吉兵衛を以申達候、吉兵衛申候ハ、十兵衛様御屋敷之内を相尋候様ニと申付候ハ、左次兵衛下水へ今日入見申候え共、見え不申、急度番仕之、水増候とも可存所ニ、右之仕合御不審ニ行當り、誤奉存候、右之外可申上義無御座候由申候、右之通不届故、致金議、牢舎申付へき旨、稻垣安藝守殿被仰渡候ニ付、召寄、牢舎申付候處、牢内にて相煩候ニ付、此者共三人、巳二月十一日辻番請負人湯嶋金助町御中間関口吉兵衛地借り吉兵衛井五人組平太夫ニ養生之内預ケ遣候處、氣分少々致快氣候ニ付、牢舎、</p> <p>右之者共、秋元但馬守殿被仰渡、巳三月十五日江戸五里四方追放、</p> <p>六八九 元禄二年三月十四日 安右衛門 是ハ伊奈半三人 傳右衛門 十郎支配所 七兵衛 銀村之者、</p> <p>當月二日其所にて猪狩仕候付、穿鑿之内、評定所より牢舎、</p> <p>右之者共、同日十月九日薩州嶋え流罪、</p>
--	---	--	--	---

え借シ申儀、曾以仕間敷候段堅申付候、右之趣相背申候ハ、何様之曲事にも可被 仰付之旨、名主、五人組、鐵炮持主方より手形取置申候、爲其如斯御座候以上、

何國何郡何村 斷鐵炮 右拙者領分鐵炮相改候處、何村は山方ニて從先規御斷申上、獵師鐵炮何挺所持、狩仕送渡世申候、若此鐵炮ニて狩之外惡事仕出シ申におゐてハ、本人ハ不及申、名主、五人組迄可爲曲事旨、急度申付置候、右之鐵炮他人は不及申、縦親子兄弟ニて御座候共、鐵炮持主之外、余人え借シ申儀、曾以仕間敷候段、堅申付候、右之趣相背申候ハ、何様之曲事にも可被 仰付之旨、名主、五人組、鐵炮持主方ニて手形取置申候、爲其如斯御座候以上、

右、私領分寺社共ニ鐵炮相改候處、右書面之通何ヶ村は爲用心鐵炮何挺、何ヶ村ハ畜類おとしの爲、玉込不申鐵炮何挺百姓所持仕候、何ヶ村は鐵炮何挺獵師所持仕候、何ヶ村は鐵炮所持之者無御座候、彌自今以後無斷鐵炮所持仕間敷旨堅申付、村切ニ名主、五人組方より手形取置申候、爲其如斯候以上、

同日 善右衛門 是ハ伊奈半三人 三郎兵衛 十郎支配所 利兵衛 銀村之百姓、右之者其當月二日銀ニて猪鹿切殺候出入ニ付、穿撃之内、評定所より上り屋ニ入、右之者共、同巳十月九日薩州嶋え流罪、

同日 貳人 七兵衛 是ハ右同所 七左衛門 毛利權三郎 召仕、右同斷、右之内七兵衛儀ハ巳十月九日隱岐嶋え流罪、七左衛門儀ハ巳三月廿二日赦免、 七五〇 元禄二年巳四月十二日

壹人 清兵衛 是ハ増上寺臺門 前源兵衛店之者、右之清兵衛申候ハ、私義十四年以前御堀之鯉鮒を取申候、又右衛門足輕ひげ文右衛門手合ニて、ひげ善兵衛、元仁左衛門、やつこ覺右衛門私共ニ六人にて御座候、外ニ十左衛門と申者魚を取申候手合ニて御座候、鯉鮒取申候場所、山下御門之内鍋嶋前、虎之御門之左右敷寄屋橋迄、溜池、赤坂御門之左右、志水御門之御堀、内櫻田御堀、右之所ニて五十間計之引網ニて鯉鮒取申候、錢拾貫文ニ

年號月	何某印判
	<p>賣申候、わけ口三貫文餘取申候、十五年以前より七八年以前迄、仁左衛門手合にて參候え共、金銀ハすくなく取申候、其後ハ不參候、地引網計にて御座候、右之外同類無御座候、</p> <p>右之者、中根主税時分捕、為致牢舎候、加藤平八郎方より相渡り候ニ付、遂僉議候處、右之通ニ候故、同巳五月十一日於牢屋死罪、右之清兵衛女房、同巳五月十一日清兵衛家主増上寺臺門前源兵衛、五人組吉右衛門、利兵衛ニ預ケ置、同月十三日赦免、御構無之旨申渡之、清兵衛道具之分ハ欠所、</p> <p>同二年巳四月十一日 壹人荒物屋五郎左衛門 是ハ櫻田久保町太兵衛店之者、右之五郎左衛門申候ハ、私義十七年以前より八九年以前迄、虎之御門より幸橋、溜池、赤坂御門之外御堀にて、唐網にて鯉鮒取申候、壹尺式三寸より七八寸迄取申候、商賣ニハ不仕、致音信ニ、或ハ手前にて料理ニ仕候、</p> <p>一 日比谷御門より和田倉御門迄之内唐網打申候、八重洲河岸御堀深ク、底ニ杭多御座候故、魚懸り不</p>

<p>申候、同類無御座候、市郎兵衛親忠左衛門と申者、八九年以前相果申候、此者取様を教申候、右之者、中根主税時分捕、為致生舎候、加藤平八郎方より相渡り候ニ付、遂兪議候處、右之通ニ候故、同巳五月十一日於牢屋ニ死罪、右五左衛門女房、伴五郎助九歳、娘ろく三歳、此者共、同巳五月十一日五郎左衛門家主櫻田久保町太兵衛、五人組太右衛門ニ預ケ置、同月十三日三人共赦免、御構無之旨申渡之、五郎左衛門道具之分ハ欠所ニ成ル、</p> <p>同二年巳四月十二日 壹人船屋市郎兵衛 是ハ喜左衛門町傳兵衛店之者、右之市郎兵衛申候ハ、私儀安左衛門魚取候時分、十年前ニ一二度參、取申候、</p> <p>一 安左衛門義、五年以前迄、仁左衛門手合ニテ、方々之御堀ニテ鯉鮒を取申候、</p> <p>一 久兵衛儀、仁左衛門手合ニテ、五年以前追手御堀え網を張拾、逃申候、其後も御内堀ニテ鯉鮒取申候、</p> <p>一 五郎左衛門從弟之十左衛門義、魚取申候、十左衛門行衛五郎左衛門存可申候、右之外同類無御座</p>

<p>候、 右之者、中根主税時分捕、 為致牢舎候、加藤平八郎方 より相渡り候付、遂僉議候 處、右之通候故、同巳五月 十一日於牢屋死罪、 右市郎兵衛女房、養子市三 郎十五歳、此者共、同巳五月 十一日市郎兵衛家主喜左衛 門町傳兵衛、五人組勘右衛 門ニ預ケ置、同月十三日兩 人共ニ赦免、御構無之旨申 渡之、市兵衛道具ハ欠所ニ 成ル、 元禄二年巳四月十二日 壹人ひげ善兵衛 是ハ八官町 惣右衛門店之者、右之善 兵衛申候ハ、私儀十八歳 以前市郎兵衛所ニ奉公致 シ罷在候時分、仁左衛門 私追手平川口之間之御堀 ニテ、夜四ツ前引網を下 シ申候、番人出候ニ付、 網を捨逃申候、其時私脇 指拾石垣之角ニ挟ミ置申 候處、取候儀不能成、捨 逃申候、其時仁左衛門と 參候處、幸橋より虎御門 山下町御門之御堀、し水 御門之御堀、 一 小網町勘兵衛網引ニ參候 場所、赤坂御門、溜池、 右之所ニ勘兵衛致同道、 夜忍候て致引網、鯉鮒取 候由、勘兵衛方より市郎 兵衛方え實申候由、是ハ 主税様左様に候哉と被仰</p>

<p>候故、左様ニ候と申上候、勘兵衛と致同道、魚ハ取不申候、</p> <p>一 石屋久兵衛運上出シ、溜池にて鯉鮒取候ハ格別之義に御座候、其時分船十艘計にて、日昼ニ運上にて、久兵衛取申候、右之外同類ハ無御座候、右之者、中根主税時分ニ捕、為致牢舎候、加藤平八郎方より相渡り候ニ付、遂僉議候處、右之通故、同巳五月十一日於牢屋死罪、右善兵衛女房、同巳五月十一日善兵衛家主八官町惣右衛門、五人組彌兵衛、五左衛門ニ預ケ置、同月十三日赦免、御構無之旨申渡之、同二年巳四月十二日 壹人大津屋八兵衛 是ハ新右衛門町九左衛門店之者、右之八兵衛申候ハ、私義、御堀之鯉鮒仁左衛門手前より五六年以前五六度買申候、</p> <p>一 市郎兵衛方より拾四年以前より五年以前迄、度々買申候、</p> <p>一 安左衛門方より五六年以前買申候、右之外鯉鮒<small>（ママママ）</small>いたし船ニいたシ置、買申候、御法度之以後ハ箕和田其外在々より參候鯉鮒を取寄せ、賣申候、素人ハ御堀之鯉鮒見知り不</p>

<p>申候、右之者、中根主税時分ニ捕、為致牢舎候、加藤平八郎方より相渡り候ニ付、遂僉議候處、右之通ニ候故、同巳五月十一日於牢屋死罪、</p> <p>右八兵衛女房并娘きい七歳、此者共、同巳五月十一日八兵衛家主新右衛門町九左衛門、五人組甚左衛門、佐右衛門ニ預ケ置、同月十三日兩人共ニ赦免、御構無之旨申渡之、八兵衛道具之分ハ欠所ニ成ル、</p> <p>同二年巳四月十二日 壹人安左衛門 是ハ櫻田鍛冶町源左衛門店之者、右之安左衛門申候ハ、私儀拾三年以前江戸え參候、十一年以前より市郎兵衛、仁左衛門ニ出合申候、市郎兵衛親之代三拾年以前より御堀之鯉鮒を取、商賣候え共、只今迄大事無之由勸申候間、同意仕候</p> <p>一 鮒之仁左衛門ハ若キ時分赤坂ニ髮結仕罷在候、其時分より御堀ニテ鯉鮒取候由ニ御座候、四十年以前より之儀ニテ可有御座候、</p> <p>一 私手合仕、御堀ニテ鯉鮒取候ハ、市郎兵衛、仁左衛門、久兵衛、私、八人</p>

<p>ニて御座候、以前より網之分ハ仁左衛門拵、網置候ハ仁左衛門、市郎兵衛兩方ニ置申候、大分之儀ニて御座候、引網大キ成ハ六十間計御座候、さし網ハすか糸之様ニ細クいたし、是ハ仁左衛門ならてハ拵候者稀に御座候、網之元ハ仁左衛門、市郎兵衛兩人ニて御座候、残ハ皆手傳人にて候、鯉鮒賣候代金三分二ハ網代と申、兩人取申候、残三分一を何もわけ取申候、私<small>は</small>網引候所之虎御門より数奇橋迄之間御堀、溜池、赤坂御門左右、八重洲河岸、平川口御堀、右之分にて鯉鮒取申候、引網ニハ一度ニ二三十、さし網ニハ一度ニ七ツ八ツ宛懸り申候、</p> <p>八重洲河岸にて前方仁左衛門、五郎左衛門、十左衛門網を捨申候由申候間、地引網ニハ終ニ不参候、</p> <p>四年以前十月比と覺申候、仁左衛門、久兵衛、私三人、平川口御門之東石垣出先より平川口之方えさし網張申候、翌夜網上ケニ参候へハ、足輕體之者二人居申候、番人付と存、仁左衛門、久兵衛</p>

一
 二為申聞、三人共ニ逃、
 仁左衛門宅ニ參候、
 其前夜、同櫻田御堀え張
 候網之義ハ、私不存候、
 定て仁左衛門、久兵衛張
 可申と存候、惣て仁左衛
 門拵候網、獵師共も見知
 り申間鋪候、網拵之名人
 ニて御座候、右之外同類
 無御座候、
 右之者、中根主税時分捕、
 為致牢舎、加藤平八郎方よ
 り相渡候ニ付、遂兇議候
 處、右之通ニ候故、同巳五
 月十一日於牢屋死罪、品川
 ニて獄門、
 右安左衛門女房并伴彌太
 郎、娘やす、此者共、同巳五
 月十日安左衛門家主櫻田鍛
 冶町源左衛門、五人組七兵
 衛、惣四郎、仁右衛門ニ預
 置、同月十三日右之彌太郎
 儀ハ江戸十里四方追放、女
 房やす儀ハ右同日赦免、御
 構無之旨申渡之、安左衛門
 道具之分ハ欠所ニ成ル、
 同二年巳四月十一日
 貳人 仁左衛門 是ハ木挽町
 七丁目清左衛門店之
 者、
 久兵衛 是ハ彌左衛
 門町與兵衛店之者
 右兩人之者、頭取ニて御
 堀之鯉鮒を取候者、
 右之者共、中根主税方え
 捕、為致牢舎候、加藤平八
 郎方より相渡候ニ付、遂兇

<p>議候處、右之通ニ候故、同日五月十一日於牢屋死罪、品川獄門、</p> <p>札文言 此安左衛門、仁左衛門、久兵衛、四年以前十一月大手之方之石垣出先より平川口之方御堀えさしあミをはり、魚を取申候、其前夜仁左衛門、久兵衛つれ立參、内櫻田御門きわ御堀御馬屋之方え魚を取可申と、さしあミをはり候科によつて、三人之者共こくもんにおこのふ者也、</p> <p>五月 右仁左衛門女房并倅小兵衛、内藏之助、長太郎、彌八、此者共之内、小兵衛ニハ手鎖を懸、同日五月十日仁左衛門家主木挽町七丁目清左衛門、五人組太左衛門、傳左衛門、九郎兵衛ニ預ケ置、同月十三日右之倅共四人ハ、江戸十里四方追放、女房之儀ハ救免、御構無之旨、右同日申渡之、仁左衛門道具之分ハ欠所ニ成ル、</p> <p>右久兵衛女房、同日五月久兵衛家主彌左衛門町與兵衛、五人組甚右衛門、善右衛門、源右衛門ニ預ケ置、同月十三日救免、御構無之旨申渡之候處、此女當正月より懐胎之由申ニ付、男子出生候ハ、江戸十里四方</p>

<p>追放、女子出生候ハ、御構無之候間、出生次第男女之わけ早速可訴出旨申付之候、久兵衛道具之分ハ欠所ニ成ル、</p> <p>右久兵衛女房、同子九月十二日男子致出産、巳之助ト名を付、撫育置候處、西九月十八日五歳ニて病死、右之趣、元禄七年戊五月十一日彌左衛門町五人組家主申出候、久兵衛女房今程ハ木挽町六丁目ニ縁付罷在候、巳之助儀去年酉九月十八日病死仕候由ニて、訴出候付、御僉議之上、去年九月之儀を其節ハ不申出、只今不斗氣之付候段不審ニ候、但シ何もよりも相尋候ニ付、存付訴出候哉と御尋之處、此者共申候ハ、何方よりも御尋之義無御座候、拙者共存付候て申上候、遅滞仕候儀ハ誤候由申候、然ハ子出生之節、早速訴候哉と御尋之處、飛驒守殿え其段訴候由申候え共、帳面ニ記無之候、六年以前之儀ニ候故、まぎらハしき様ニ相聞え、畢竟此儀ハ外ニ用事之事有之候て、改候次てニ、役人内證ニて尋之候ニ付、氣付候て訴出候ニ無紛候、大切成義を鹿末ニ仕、只今迄訴不申候段不届之仕形成故、名主伊左衛門儀ハ右同日閉門、五人組甚右衛</p>

<p>門、善右衛門、源右衛門、此三人之者共ニハ手鎖を懸ケ、町内之者ニ同日御預ケ、家主六兵衛是ハ先家主與兵衛巳十月病死候て、其跡屋守を此者儀仕候ニ付、同日牢舎、</p> <p>右之名主伊左衛門儀、町内之者共并隣町之名主共度々訴訟申ニ付、同月廿八日赦免、右之五人組三人之者之儀、町内之者共度々訴訟申ニ付、同日赦免、</p> <p>右之屋守六兵衛儀、右同断ニ付、同閏五月三日赦免、</p> <p>七五 同二年五月十日</p> <p>壹人勘兵衛 是ハ小網町三丁目次左衛門店之者、此者申候ハ、石屋久兵衛溜池御普請仕候前、十七八年以前御泉水え鯉鮒取候様ニ被仰付、取上ケ候、餘り之鯉鮒ハ鮒屋忠左衛門方え賣申候、其外脇之御堀ニて、魚取候者も不存候、右之通白状申ニ付、牢舎、</p> <p>右之者、ひげ善兵衛さし口ニ付、遂僉議候處、申口不分明候、御堀ニて魚取候義無紛故、翌十一日於牢屋死罪、</p> <p>右勘兵衛女房并養子之悴善七、娘つう、此者共、同巳五月十一日勘兵衛家主小網町三丁目次左衛門、五人組勘七、善兵衛、庄右衛門、同</p>

<p>主人市之助傍輩之中間名ハ不知五人連ニテ、昨七日暮六ツ時芝西應寺町を代八車を引通候處、駁之犬壹疋車ニテ敷殺候ニ付、此者を留置、町人訴出ル付、檢使遣シ、口書申付、召出シ、遂僉議候處、此者申候ハ、代八車を引通候處、犬噛合、車之下え欠込申候へ共、急候て通候、車ニテ有之候故、車を留不申、犬ニ車を引懸、犬之腰廻リニ車之輪當り候様ニ覺申候へ共、犬少欠候て參候故、私共も急候ニ付、車を引通候へハ、所之者追欠、私を留置申候、殘ル者共ハ上屋鋪え車を引參候、右之犬を見懸、車を引欠候ニテハ無御座候由申候へ共、僮未成仕形不届故、上り屋三人、右之者、僉議之上、同巳六月廿五日於評定所拾里四方追放、</p> <p>元禄二年巳六月八日 與右衛門 是ハ松平薩四人 吉兵衛 摩守家來兒 五右衛門 玉權左衛門、 喜兵衛 吉瀬七右衛門、 柁山主水、小川助右衛門下人共、此者共、西應寺町ニテ昨七日暮合ニ代八車ニ荷物を積引通候とて、犬を車ニテ怪我い</p>

<p>たさせ候ニ付、所之者共 宰領傳内を捕候處、此者 共不構車引歸候ニ付、召 寄、致僉議候様ニと、御 老中被仰渡候付、右薩摩 守家來誠所彌五太夫召連 來ル付、令僉議候處、右 四人之者共申候ハ、私共 主人傍輩大迫市之助ニ昨 七日被雇、代八車ニ荷物 を積、下屋敷より上屋敷 え參候節、西應寺町を暮 六ツ時分引通候處、犬喰 合、車之下えはいり候を 引懸り候、車にて留急 候、跡にて強喝申候、車 當り候と存候、宰領傳内 ハ所之者に被留申候、私 共ハ車を引、上屋敷え參 候由申候、宰領傳内犬ニ 怪我を致させ候ニ付、西 應寺町之者共捕置候處、 不構荷物を引、屋敷え歸 候段不届之仕形ニ付、牢 舎</p> <p>右四人之者共、僉議之上、 同日六月廿五日於評定所江 戸十里四方追放、 六八〇元祿二年己七月廿一日 平野源八郎 是ハ平賀 玄順若黨、 庄三郎 是ハ同入中間、 喜兵衛 是ハ右同斷、 喜助 是ハ右同斷、 庄之助 是ハ右庄三 郎倅、</p>

<p>土之助 是ハ右同斷 右六人之者、犬引參候 節、不届之儀有之故、揚 り屋え入置候様ニト、秋 元但馬守殿御斷ニ付、同 心遣、玄順方より請取、 上り屋ニ入、 右之内、庄之助、土之助兩 人ハ、秋元但馬守殿御斷ニ 付、翌廿三日玄順方へ渡 ス、残る四人之者共、秋元 但馬守殿御斷ニテ、江戸十 里四方、京、大坂、奈良、 堺、伏見、天津、東海道、 日光海道、甲府、名護屋、 和歌山、水戸、右之所々御 構之旨申渡シ、同巳七月晦 日追放、 六八一 元禄二年巳七月廿四日 茂助 是ハ黒田伊勢守 角助 家來加藤四郎大 五人 長藏 夫車引候中間、 仁助 今度伊勢守松平 九助 伊賀守上り屋敷 を拜領仕候付、家中之者 共荷物松平肥前守上ヶ 屋敷より車ニ積、拜領屋 敷え遣候處、右四郎太夫 荷物此者共引參候代八車 ニテ、秋元但馬守殿辻番 近所ニテ、犬之子を敷殺 候ニ付、阿部豊後守殿御 斷ニ付、伊勢守家來木村 八郎兵衛召連來ルニ付、 遂穿鑿候處、犬之子車ニ 走懸り、敷殺候由申付、 揚り屋ニ入、</p>

(注2)
 七一七番が元禄三年な
 で、これも元禄か。しかし、
 二年であれば巳年。丑年は
 貞享二年になるが、赦免の
 午年とあわない。

右之五人者、阿部豊後守殿
 御断ニテ、江戸十里四方
 京 大坂 奈良 堺 大津
 東海道 日光海道 甲府
 名護屋 和歌山 水戸 右
 之所々御構之旨申渡シ、同
 月晦日追放、

七一八 同二年十月廿二日(注2)
 壹人八兵衛 是ハ青山原宿村

伊賀衆知行所百性市郎兵
 衛下人、此者當月十八日
 主人駄賃馬ニ竹を附、上
 目黒之先太子堂より率參
 候えは、瀬田谷村之百性
 權助と申者、馬ニ乘罷通
 候處、目黒橋之上ニテ此
 者馬ニ附候竹、權助馬ニ
 當り候故、致落馬、左右
 之肩先を打、痛候、馬ハ
 川え落、死候由ニテ、右
 之場所ハ伊奈半十郎御代
 官所ニテ有之候ニ付、其
 場所より支配方え訴出候
 由ニテ、半十郎方より斷
 有之候ニ付、今日双方召
 出シ、令兪議候處、此者
 申候は、權助馬目見え不
 申候て、此者馬ニ當り、
 川え落、怪我ニテ馬死候
 由申候へ共、馬を殺候段
 無紛、不届ニ付、評定所
 より牢舎、
 右之者、午二月四日赦免、

七一七 元禄三年四月十八日
 壹人平兵衛 是ハ内藤上野介
 組服部又次郎知行所常陸

元祿
三年
(二六九〇)

四九一 覺

一在々森林或海道通並木或屋敷廻居山に、鳶鳥巢掛ヶ不申候様、兼々見廻り、若巢掛候様見及申候ハ、巢を破可申候、遅見付、玉子なとうみ候を、巢をはやぶり、玉子損候えハ、如何に可有之候間、随分無油斷見廻り、巢掛候ハ、早速取捨候様可仕事、

一御年貢地之分、武士屋敷寺社共に其趣申通、是又同前事、

一御朱印地之寺社森林に鳶鳥巢掛候を見及候ハ、名主方より右之趣申達、巢とらせ可申事、

右之通、御代官所中え可相觸之旨、御勘定御奉行衆より被 仰渡候間、得其意、無油斷見廻り、巢掛させ不申候様、村々百姓并地借店借召仕等迄可申聞候、不及申候え共、鳶鳥之巢に事よせ、外之諸鳥之巢子なと下々子共取捨も可有之候間、此段念人為申聞、鳶鳥巢之外一切繕申間敷候已上、

元祿三年午三月十六日
右ハ、御代官衆中より支配所え配賦之寫、

四九二 覺
鳥もち商賣之儀、問屋中買之内にて人數定置、餌差又ハ在郷ニても餌差獵師之分

生類憐みの令關係年表

作屋村之酒屋、此者馬を打殺候ニ付、可為致牢舎之旨、大久保加賀守殿被仰渡、上野介家來往田藤太夫、又次郎家來稻川角左衛門召連來ル付、牢舎、

右之者、同午五月六日江戸十里四方并在所共ニ、於評定所ニ追放、

七三三 同三年六月二日

壹人長三郎 是ハ南塗町八郎(塗の下、
一節「脱」カ

兵衛店吉左衛門召仕、此者儀、當四月廿六日備前町ニて割竹にもちを付、鳩をさし候由ニて、所之者共召連來ル付、遂兪議候處、此者申候ハ、南傳馬町ニて子共綱を板ニぬり持通候を賞、貳尺餘り之割竹に塗、鳩ニ付候ハ、鳩羽少々ぬけ申候、所之衆ニ被捕候由申候、右仕形不届成故、牢舎、右之者、阿部豊後守殿え相伺、同月八日赦免、

七三四 元祿三年八月一日
壹人大工次郎兵衛 是ハ難波町武兵衛店之者、此者儀、當月十七日新材木町

長右衛門方ニて材木を買、同所久左衛門店六兵衛代八車を借り、右六兵衛并此者弟子次郎助兩人ニて材木を引、住吉町佐

	<p>承届、證文取之、賣渡可申候、右之外向後商賣仕間敷候、若相背者有之は、急度曲事可申付者也、 午六月五日</p> <p>四九三 覺 一町中にて牛車大八車共に宰領付候様にと、前方相觸候處、頃日宰領付不申候事有之由相聞候、向後彌荷物積候牛車大八車は不及申、たとひあき車ニても、宰領付可申候、尤生類引殺不申様彌可仕事、 一雇候牛車大八車宰領付不申候ハ、穿鑿之上、やとひ候ものも、やとハれ候ものも、急度可申付事、 一宰領付不申、車引通候ハ、其町之辻番人留置之、番所え可申來候、見遁に仕間敷事、 右之通、堅可相守之、若於相背は、急度曲事可申付者也、 午十月廿三日</p>
<p>七七四 覺 一町中ニ而牛車大八車共ニ、宰領付候様ニと前方相觸候所、此頃宰領付不申候事有之由相聞候、向後弥荷物積候牛車大八車ハ不及申、たとへあき車ニ而も宰領付可申候、弥生類引殺不申候様ニ可仕候事、 一雇候牛車大八車ニ宰領付不申候ハ、穿鑿之上、やとひ候ものも、やとわれ候者も、急度曲事ニ可申付候事、 一宰領付不申候車曳通候ハ、其町之辻番人留置之、番所江可申來候、見のかしニ仕間敷候事、 右之通堅可相守之、若於相背ハ急度曲事可申付者也、 午十月 右は十月廿二日御触、町中連判、</p>	
	<p>右衛門前を通候節、犬之子道ニ罷在候を脇え退申候内、右之材木重り、跡え下り候節、右佐右衛門畜置候猫欠出シ、車ニ被敷、死申候由訴出候ニ付、一卷之者共召出シ、遂穿鑿候處、怪我ニ相聞候間、兩人之車引候者共ハ預ケ置、此者儀ハ手鎖申付、此者儀御老中え相伺候處、怪我之儀にて候間、車引共ハ可致赦免候、此者儀ハ兼て宰領を付候様ニと相觸候處、宰領付不申、不屈ニ付、御差圖にて手鎖を外シ、當三月廿八日半舍申付候處、牢内にて相觸候付、同四月十一日預ケ遣候處、氣分快氣ニ付、今日召連來ル付、揚り屋ニ入、 右之者、家主五人組度々訴訟申ニ付、同月七日赦免、 七二一 元祿三年八月十五日 壹人長兵衛 是ハ室町三丁目善兵衛手代、此者宰領ニて、傍輩角兵衛、十兵衛と申兩人、代八車ニ屋根板并竹を積、昨十四日七ツ過室町三丁目之表河岸より本所石原え參候ニ付、十兵衛、角兵衛兩人車之先方ニ立、伊勢町八右衛門表を引通候節、犬之聲仕候故、立歸見申候</p>

<p>元祿 四年 (一六九二)</p>	<p>四九五 覺 頃日町中藥賣蛇をつかひ候 もの有之、篋舎被 仰付 候、へひにかきらす、たと へ犬猫鼠等に至迄、生類に 藝を仕付、見せ物に致候儀 可爲無用、生類をくるし め、不屈候、若相背者有之 は、急度可爲曲事之旨被 仰渡候間、此旨堅可相守 者也、</p>	
<p>七八三 覺</p>	<p>一頃日町中ニ而藥売、へびを つかい候者有之、牢舎ニ被 仰付候、へびニ不限、たと へ犬猫鼠等ニ至る迄、生類 ニ芸を仕付、見せ物等ニ致 候儀無用たるへし、生類く るしめ不屈ニ候、若相背も の有之候ハ、急度曲事た るへき由被仰渡候間、此旨 堅相守へし、 未十月廿四日</p>	
<p>七二一 元祿四年未三月十五日 壹人 船田新六 前方丹羽若狭 守方ニ足輕奉公罷在、只 今浪人にて、赤坂裏傳馬 町貳丁目万屋傳兵衛店太 左衛門方ニ當分罷在候 者、此者儀、昨十四日八 ツ時能勢新兵衛、山菅甚 右衛門組御植木同心屋敷 天野彌五右衛門屋敷裏門 側にて、酒ニ酔、脇指を ぬき、武州とした村三郎 兵衛下人三四郎と申者牽</p>		<p>へハ、犬之子車ニ被敷候 ニ付、早々取上ケ候へ 共、死申、河岸土藏之間 より車之下え犬欠込申 候、怪我にて仕候由申 候、伊勢町八右衛門召使 九兵衛申候ハ、河岸之士 藏之間井戸之矢來之間よ り欠出シ、車之下え欠込 申候、それくと申内 ニ、車ニ被敷申候、怪我 にて死候由申候、十兵 衛、角兵衛儀ハ車之先え 立、引候故、犬横より欠 込候を會て見付不申候由 申候、宰領ニ付候者之儀 ハ、諸事爲致怪我間敷た めに候故、犬欠込候を不 見届、不念之仕形にて爲 引候故、牢舎、 右之長兵衛、大久保加賀守 殿え相伺、同年九月八日赦 免、</p>

生類憐みの令関係年表

	<p>元祿四年未十月廿四日 四九六 覺 一江戸近邊五里程之内知行有之面々、其所ニ鳶鳥巢掛候ハ、玉子無之内、早々取せ可申候、自然玉子并子在之候ハ、其儘可指置事、一牛車地車挽候節、宰領を付、生類にあたらす、入念候様急度可申付事、右之通、御老中被仰渡候間、得其意、江戸近邊地方有之面々、堅可申付者也、未十一月日</p>
<p>七八四 右ハ同日御触、町中連判、一前々も相触候通、町中大八車、生類江引懸申間敷候、弥宰領をつけ曳可申候、若宰領付さる車有之候ハ、御捕、車曳ハ不及申、車主迄可為曲事由被仰渡候間、此旨相守可申候、以上、十一月 右は未十一月十四日御触、</p>	
	<p>通候馬之跡兩足切付、近所ニ罷在候御植木同心曰井九右衛門娘五歳に罷成候目之上耳之方え三寸程切付、欠出シ候を、組屋敷之門前打倒候へは、右之馬口付聲を立候ニ付、御植木同心何も出合、捕候之由にて、支配方え被相達候、加藤佐渡守殿より御斷にて、御植木同心海老原文右衛門、磯貝庄左衛門、小山權右衛門、藤井平右衛門、宇野宇兵衛召連來候ニ付、牢舎、右之新六、未六月十九日日本橋より江戸十里四方追放、 七四九 元祿四年未六月廿三日 壹人權左衛門 是ハ甲州郡内村秋元攝津守殿百性、此者深見村六右衛門方を宿ニいたし、兩度鐵抱にて鳥を打候由致白状候、秋元攝津守殿家來福井長左衛門召連乗り、七年以前丑二月廿八日ニ揚り屋ニ入置候處、牢内にて相煩候ニ付、此者伯父同村半三郎并宿木所相生町貳丁目清右衛門店源六家主五人組ニ、養生之内、當五月二日預ケ遣候處、氣分快氣仕候由にて召連來ル付、上り屋ニ入、 右之者、未閏八月十三日薩摩嶋え流罪、</p>

<p>六九二 元祿四年未九月五日 壹人次兵衛 是ハ津輕越中守 領分奥州石田坂村之百 姓、此者熊を殺候由ニ て、越中守方より戸田山 城守殿え相達し、山城守 殿より御斷ニて、越中守 家來相州竹右衛門、中畑 清助、今助九郎召連來ル 付、牢舎、 右之者、申八月新嶋え流罪、 七三八 元祿四年未十月廿一日 壹人藤兵衛 是ハ南小田原町 貳丁目尾張屋半兵衛店之 者、此者蛇をつかい、致 人集候ニ付、可致僉議旨 ニて、柳澤出羽守殿家來 山崎郷左衛門、安藤新五 右衛門召連來ル付、令僉 議候處、此者申候ハ、蛇 をつかい、藥を賣、渡世 送り申候、寒天ニ罷成候 故、私蛇をハ先月四日本 所ニツめ之藪之内え放シ 申候、今日同町市右衛門 と申者之蛇を借り、靈岸 嶋之瀬戸物店ニて蛇をつ かい申候之處、侍壹人 參、蛇を貫度候由申候へ 共、借り物ニて御座候 間、罷成間敷由申候え ハ、屋敷え參候様ニと被 申候故、蛇御所望被成候 え共、右之通市右衛門蛇 之由申候えは、市右衛門 をも被招呼、繩御懸ケ被 成候由申候、牛類をくる</p>

<p>しめ、渡世仕候段不届ニ付、生舎<small>(著)</small></p> <p>右之内、申二月六日江戸支配之内追放、 元祿四年未十月六日 壹入市右衛門 是ハ南小田原町貳丁目佐右衛門店之者、同町尾張屋半兵衛店藤兵衛と申者、此者所持之蛇を借、今日靈岸嶋瀬戸物店にて蛇をつかい、致人集候ニ付、兩人共ニ捕、可致僉議之旨にて、柳澤出羽守殿家來山崎郷左衛門、安藤新五右衛門召連來ルニ付、令僉議候處、此者申候ハ、蛇をつかい、藥を賣、渡世送り申候處、今日宿替仕候とて取込候處え、同町藤兵衛參て申候ハ、手前之蛇ハ放シ申候間、私所持之蛇を借シ候へと申ニ付、寒天ニ罷成候間、今日放シ可申と存候へ共、宿替仕候とて取込候、明日商之次てニ放可申候間、今日ハ借シ可申由申候て、藤兵衛ニ借シ申候、然處ニ御屋敷より呼ニ參候付、罷越候へハ、様子御尋被成候故、私蛇之由申候へハ、繩御懸被成候由申候、生類をくるしめ、渡世送り候段不届ニ付、 牢舎、</p>

	<p>元祿 五年 (一六九二)</p>
<p>四九七 覺 子犬道筋へ出、鹿相に見へ候間、母犬を附、道筋障無之様可指置旨、度々御觸之處不用之、大犬共に無沙汰に相見へ候間、御見分御廻於相背は、急度曲事可被仰付之條、此旨堅相守、名主、月行事彌無油断、町中并番人共ニ堅可申付候、少も油断有間敷者也、 元祿五年也申正月廿日</p>	<p>四九八 覺 飼鳥にても、脇よりもらひ置候鳥にても、又ハ羽足なと損し、放候儀難成鳥にて、遣候方無之、迷惑に存候もの有之候ハ、書付可指出候、鳥致所持候とて、少も科にハ不被 仰付候間、氣遣に不存、有體に書付上可申候、若隱置、脇よ</p>
<p>右之者、同未十一月十六日 牢死、死骸捨之、 七二七 元祿四年未十一月十一日 三人 助 是ハ鳥居久 六郎兵衛 大夫召仕、 平右衛門 右三助義、 主人久大夫門前に驚居候 を殺候へハ、六郎兵衛、 平右衛門料理候て給候よ し、大久保加賀守殿御斷 ニて、久大夫家來召連來 ル付、牢舎、 右三人之者共、同月廿二日 死罪、</p>	<p>七三九 元祿五年申二月六日 貳人 又兵衛 是ハ橋町三丁 次兵衛 目勘右衛門店 之者、南小田原町貳丁目 尾張屋半兵衛店藤兵衛蛇 をつかい、人集候ニ付、 可致僉議旨、柳澤出羽守 (マ、) 殿家來山嶋郷左衛門、安 藤新五右衛門召連來ル 付、僉議之上、此者義も 蛇をつかい、渡世送り候 由ニ付、召寄、様子相尋 候えは、又兵衛申候ハ、 私義去年二月迄蛇をつか い、渡世送り候處、家主 叱り申候ニ付、二月中旬 より相止申候、次兵衛申 候は、家主去年叱り申候 え共、家主ニ隠シ、當閨 八月迄蛇をつかい、渡世送 り申候處、當月中旬より</p>

生類憐みの令関係年表

	<p>り相知候ハ、急度曲事可被 仰付者也、 申二月五日 一六三 元祿五年申年九月 一今度淺草川、南は諏訪町より北ハ聖天町迄、此内ニテ殺生仕候義御法度被 仰付、札相立候間、自今以後、右之於場所堅殺生仕間敷候、若相背もの於有之は、急度曲事可申付者也、 九月 (御触書寛保集成)</p>
<p>四九九 覺 一 小犬之儀不沙汰に仕間敷候、度々相觸候處、頃日町中往還筋小犬相見へ、不屈候、彌小犬ころたち候迄ハ小屋に入置、人馬に踏せ不申様可仕事、 一 町中に入喰候犬有之、其町往還之者よけ候由相聞候、左様之犬有之候ハ、つなき可申事、 右之通、堅可相守之、近日人廻し、見せ候て、小犬不沙汰に致候か、又ハ人喰犬つなき不申所有之候ハ、急度曲事可申付者也、 申十月三日</p>	<p>七八八 覺 (二二六) 今度淺草川、南ハ諏訪町方北ハ聖天町迄、此内ニ而殺生仕候儀、御法度ニ被仰付、札相立候間、自今以後右之於場所、堅殺生仕間敷候、若相背もの於有之ハ急度曲事可申付者也、 申九月 右は九月廿七日御触、 七九〇 覺 一 町中ニ而斃候四足之類商売之儀、停止ニ候間、向後一切商売仕間敷候、若相背者於有之ハ急度曲事可申付者也、 申十二月 右御触町中連判、</p>
	<p>相止申候由申候間、僉議之内、去年十月廿二日半舎申付候、然處年内ニテ相煩候ニ付、同年十一月十八日養生之内預ケ遣、今日召寄、牢舎、 右兩人之者、去同申六月六日江戸追放、 六八二 元祿五年申五月十五日 壹人梶平 是ハ井上大和守家來櫻井藤兵衛下人、此者儀、昨暮六ツ時通四丁目利兵衛と中者之畜置候犬を切殺候ニ付、所之者出合、留置、訴來ル付、檢使遣、召寄、遂僉議候處、此者昨日當座之暇ニて罷出、方々ニテ酒を被振廻、給醉、通四丁目を通過候節、犬吠懸り候迄ハ覺申候へ共、脇差を抜、切殺候段覺不申候之由申之、右之段仕形不屈ニ付、牢舎、 右之者、土屋相模守殿差圖ニ付、同申六月朔日日本橋より十里四方追放、 六八三 元祿五年申八月十七日 壹人市郎左衛門 是ハ築地南外部信濃守、近藤彦兵衛其外七人、以上九人之寄合辻番之者、此者畜置候犬損候處ニ、當月十二日晚前之堀え捨候付、其段信濃守方より御目付中え相達、加藤佐渡守殿御斷ニて、家來石井市右衛門召</p>

<p>元祿 六年 (一六九三)</p>	<p>四七四 一遠國にて猪鹿狼あれ候時、おとし鐵炮にて拂、それにて不止時ハ鐵炮にて打せ、あれ候を早速しつめ候て、其わけ追て致書付、大目付中へ可被指出候、伺候て其上にて申付候ニハ、遠路之儀候間、下之者可致難儀候條、右之旨遠國之面々より可被相達事、 一惣體生類あはれみの儀被仰出候ハ、人々仁心に罷成候様にとの思食故、被仰付事候、彌左様可被相心得候以上、 元祿六酉也四月晦日</p>	<p>七九三 覚 (一六三六) 一頃日馬のもの言候由申触候、先年も灸はり之儀申ふらし、又々ケ様之儀申出屈二候、何者申出候哉、老町切二順々に、はなし候者 た(セ) 先くたんだへ可書上之、初而申出候者有之候ハ、何方之馬もの申候哉、書付いたし早く可申出候、殊ニ葉之法くみ申ふらし候由、何之いしよに有之候哉、老町切二人別ニたんだへ書付可被(全) 罷出候、隠置候ハ、可為曲事候、有躰ニ可申出者也、 六月十七日 右は酉六月十八日御触、町中連判、 右御触ニ付、町中口書人数高三拾五万三千五百八拾八人之由、 但、陰陽師算置言触山伏願 ハ不入(ケモ) 人座頭警女道心者此分除、</p>	<p>三七(古) 口触 〔寛保三六〕 今度於江戸馬ものをいひ候由沙汰有之、取はやし申触候付、最前針灸之儀御吟味之通、江戸ニ御儀有之由候、自然此元ニ而其沙汰申もの之候哉、若手筋知候哉、又何方ニても左様之儀申もの有之及承候者、其証拠を立、早く可申来候、虚実可承届候事 七月九日 上京町代 下京町代</p>		<p>六九一 元祿六年七月廿二日 長右衛門 是ハ車善七 三人 六兵衛 手下之者、 八 助 此三人之者 猪之儀付、兪議之儀有之、團左衛門召連來ル付、穿鑿の内牢舎、 八助儀ハ同酉八月九日死罪、 長右衛門儀ハ猪堀出し候者外ニ有之ニ付、同月廿九日赦免、 六兵衛儀ハ同酉九月十三日赦免、 同六年酉七月廿六日 次左衛門 是ハ高田馬場近所戸塚村ニ居候非人、 三人 十兵衛 是ハ右次左衛門所ニ居候非人、 太郎兵衛 是ハ右同斷、 右三人之者、高田馬場之際ニ埋置候猪を堀出し候ニ付、穿鑿之内牢舎、 右之内 十兵衛、太郎兵衛、 兩人ハ同酉八月九日死罪、 次左衛門儀ハ同酉九月十三日赦免、</p>
<p>元祿 六年 (一六九三)</p>	<p>四七四 一遠國にて猪鹿狼あれ候時、おとし鐵炮にて拂、それにて不止時ハ鐵炮にて打せ、あれ候を早速しつめ候て、其わけ追て致書付、大目付中へ可被指出候、伺候て其上にて申付候ニハ、遠路之儀候間、下之者可致難儀候條、右之旨遠國之面々より可被相達事、 一惣體生類あはれみの儀被仰出候ハ、人々仁心に罷成候様にとの思食故、被仰付事候、彌左様可被相心得候以上、 元祿六酉也四月晦日</p>	<p>五〇〇 生類あはれみ候様にと被爲思食候處、舟にて釣たれ、無益之殺生不届被思食候、唯今御兪議可被仰付候え共、大勢損可申之間、町御奉行中へ被仰渡、釣舟出し不申様御觸候て、其以後違背之者有之は、急度召捕候様、町同心被差出善候條、何も可有其心得候已上、 元祿六年酉八月十七日</p>	<p>五〇一 生類あはれみの儀、度々相觸候え共、今以犬をいため</p>		<p>六九 生類憐みの令關係年表</p>

<p>元祿 七年 (一六九四)</p>	<p>五〇二 御成先ニテ犬喰あひ候刻、御供先ニても無遠慮、早々取わけ可申候、惣體犬やせ候様相見へ候、いたはりうすき様に候ま、彌あはれて補ふ (候、闇甲本外七本に據み候様可申付事 元祿七年戊正月廿八日 右ハ於、御城御目付衆演達之、 五〇三 覺 頃日端々にて疵付候犬相見へ候、彌入念人など疵付候事有之候ハ、見のかしに不仕、其者を擲捕、早々兩番所え可申出候、若見通に仕候ハ、急度曲事可申付</p>	<p>八〇一 浪人 (一六四〇) 築紫園右衛門 此者之儀、去年夏中馬ものを申よし虚説申出し、其上はやり煩よけの札并葉之法組を作り、実なき事を書付、流布いたし、重々不届に付而、江戸中引渡シ斬罪に申付者也、 戌三月 右之通、虚説申出し斬罪ニ被仰付候間、向後ケ様之虚説不申出候様ニ、町中家持ハ不及申、借屋店かり地かり下々召仕等迄、銘々委細、其町々名主月行事随分入念可触聞候、以上、</p>	<p>五五 (古) (寛保六四) 浪人築紫園右衛門 此者之儀、去年夏中馬物を申由虚説申出し、其上はやり煩よけの札并葉之方矩を作り、実なき事を書付流布いたし、重々不届ニ付而江戸中引渡シ斬罪に申付者也 戌三月 日 右之御書付從江戸到来候間、可令触知之者也 戌三月廿三日 兩御役人方御出し被成候 六七 (古) 覺 一生たるもの売買之儀御停止ニ被仰出候間、堅うりかい</p>	<p>四六五 閏五月五日 生類を商売ニ致候儀停止之 事 覺 一生類を商売仕候儀堅停止之旨、前年於江戸表被仰付候、当地ニても右之通急度相守候様儘可申付旨今度自江戸被仰付候、向後、いき鳥いき魚惣していき物之類をかこひ置、商売いたし候もの有之ハ、急度可申付候條、三郷町中へ可触知者也、 戌壬五月 (暮令)</p>	<p>七三一 元祿七年戊三月十一日 壹人已之助 是ハ松平右京亮家來長谷川八郎大夫中間、此者儀、昨暮六ツ時酒ニ給醉、三河町三丁目罷通候節、武州熊谷吉見領樋野口村角右衛門と申者之馬に、雲平と申者を爲乗參、右三丁目小左衛門店長右衛門方え荷物おろし候處を、此者脇差を抜、馬之跡足股五寸程壹ヶ所切付候付、同町之辻番人清右衛門と申者出合候處を、右之肩先壹ヶ所切付候間、町人捕え候由訴來ル付、檢使遣、召寄、遂僉議候處、昨日主人傍輩市田忠宜召遣之請状取</p>
-----------------------------	---	---	---	---	--

<p>之間、此旨堅可相守者也、 戊四月廿七日 五〇四 覺 頃日端々犬の子捨候所有之候、人もひろひ、養育可仕と存知捨候哉、其内かつえ痛可申候條、捨不申様堅可申付候、若捨置候を見付候ハ、其所之者養育可致候、尤捨候もの於相知は、其旨早速可有注進事、 戊四月廿八日 右ハ、土屋相摸守殿御目付衆え演達之、 五〇五 覺 生類憐愍之儀、前々より被仰出候處、下々にて左様無之、頃日疵付候犬共度々有之、不屈之至候、向後疵付候手負犬手筋極候て、脇より致露顯候ハ、一町之越度たるへし、并辻番人之内隠置、あらはるゝにおゐてハ、相組中可爲越度事、 戊五月廿三日 右ハ支配所町屋之分へ可相觸之旨、寺社奉行、町奉行、御勘定奉行中へ被 仰渡之、 五〇六 覺 大喰合疵付候ハ、早速其犬之毛色疵之様子委細書付、切通之犬醫師五郎兵衛方え申達、薬もらひ、念入養育可仕候、尤相應に薬代可出之者也、 戊七月</p>	<p>三月 右は戊三月十一日御触、町中連判、 八〇四 覺 一町中にて犬わけ水と桶ニ書付いたし、ひしやくにも書付有之由、又ハ番人ニ對之羽織を着せ、犬と云字を紋所ニ付差置候由相聞候、桶ひしやくの書付、對の羽織させ候條、早々無用ニ仕、水差置、番人付候儀も、目ニ不立様ニ可仕候、 右之通相心得可申候、併犬之儀をまつニ不仕、諸事心を付いたわり可申候、此旨町中不殘可被相觸候、以上、 閏五月三日 町年寄三人 八一三 以書付申上候 一町中ニ而病犬并友喰ニ而斃候犬之儀ハ、御番所江御訴申上候に不及候由、前方御觸御座候事、 一捨子有之は養育仕置、養子ニ望申者御座候ハ、遣し可申候、是又御訴申上候ニ不及候由、前方御觸御座候事、右向様之儀、御訴申上候町々も御座候得ハ、御檢使被下置候、前方御觸も御座候所ニ、御訴申上候條も相背申候様ニ奉存、頃日犬之御吟味も御座候間、向後</p>	<p>仕間敷事 一禁裏、院中、宮方御所方ハ御作法入申候ニ付、生類売買之儀各別に被仰出候間、此御方々江売買不苦候事 一右之御用にかこつけ未々之もの猥に無之、ゆるミ不申候様 堅相守可申者也 戊閏五月 右之通町中江可令觸知者也 牛馬つかひ料ニ売買ハ各別之事 町代 七一 〔古〕 口上之覺 一生たるもの商売被停止之事、先月廿七日書付を以被仰渡候通、禁裏、院中御用者各別候間、弥只今迄之通ニ可仕候、其外末々者みたりニ無之、江戸ニ而之わけと相違無之様ニ、急度可相守旨、念入可令觸知候、已上 戊六月 右之通被仰出候、已上 右之口上触十三日ニ飯室重右衛門様御出し、町中相觸申候 七二 〔古〕 覺 蹴鞠之義、犬皮ニ而くゝり候事相止候様ニと此度申付候、鹿皮者御構無之候、物而革細工之類犬皮一切令停止候、急度可守此旨、若相背族於有之</p>	<p>〔爾五月五日〕 四六六 同日 生類あはれみ之事 一生類をあはれむへき儀、度々被仰出候、弥諸事心を 〔翫脱之〕 付、生をめぐむ志を專ニ可仕候、自然畜類やみなやむを見付候者、随分保養可仕候、若生類をそこなひくるしめ候もの相知候ハ、越度ニ可申付事 一畜類に芸を付もてあそひ候儀ハ法度之事ニ候間、向後見せもの等ニ至迄、左様之儀一切仕間敷候、相背候ハ、越度ニ可申付事、 一漁者猟師之外之もの殺生かましき遊興いたし候儀、向後一切停止に申付候間、若相背者候ハ、越度ニ可申付候事、 右之通三郷町中へ可觸知者也、 戊閏五月 〔幕合〕 四八〇 同日 生類あはれみ之事 〔闕〕 〔令月廿一日〕</p>	<p>ニ參、神田多町貳丁目與左衛門店六兵衛方え請狀取ニ參、酒ニ給醉、右之段會て覺不申候由申之、手負清右衛門并馬之儀ハ馬主共ニ所之者共預ケ置、手所致養生候様ニと申付、此者儀ハ右之仕形不届ニ付、牢舎、 右之者、相手清右衛門右手疵ニて相果候付、戊閏五月十日解死人ニ申付之、 六九〇 元祿七年庚七月朔日〔嚴牆第一五四号參照〕 勝 兵衛 是ハ佐野内藏允知行所相村上飯田村百姓、名主 與五兵衛 是ハ右同人 知行所同國柳妙村百姓、組頭 甚五兵衛 是ハ右同人 知行所同國下村之百姓、組頭 新右衛門 是ハ右同人 知行所同國中村之百姓、組頭 三郎兵衛 是ハ右同人 知行所同國中屋敷村百姓、山廻り 彌次兵衛 是ハ右同人 知行所同國中村之百姓、山廻り、 右之者共、相村上飯田村ニて猪狩仕候ニ付、爲兪議、地頭内藏允方より入遣候節、先達て在所を立退候、致頭取候ニ付、評</p>
---	---	--	---	--

生類憐みの令關係年表

<p>五〇七 江戸中金魚銀魚所持之者、魚之數委細可申上之、持候ととも不苦候間、有體に書付可指出候已上、 戌九月五日</p>	<p>五〇八 生類憐之儀、御慈悲一通之様何も相心得候、尤御慈悲之上ふかき思食在之事情、縦憐之儀不被 仰出候とも、實に仁心に罷成 人々志すなをに成候様、面々相心得、支配之者組中へも其趣申聞、至下々迄相知候様可申渡事、 戌十月十日 右ハ、殿中在合候諸役人、諸奉行へ被 仰渡之、 五〇九 覺 金魚銀魚之事、藤澤道場え御放被成候、面々致所持候もの共放申度存候え共、見合有之由候、無遠慮遊行寺へ遣可申候、但放候節其數書付、可申達候、此趣組々えも組頭より被申觸、放候届は其頭々より、書付御目付衆え向寄次第指出可申候、尤金魚所持無之分ハ、不及届事、 戌十一月十六日 右ハ、大御目付衆え御老中 被 仰渡之、</p>
<p>可申上候哉所々申上ル町も御座候所ニ、御訴不申上儀も如何奉存候間、御差図を請、町中一同ニ仕度奉願候、尤犬之儀、打疵切疵其外品かわり候儀并捨子も病身或品替候事御座候ハ、早々御訴可申上候、以上、 戌十一月 町中 名主</p>	<p>町三人 年寄衆中 右之趣、先月廿九日ニ名主共方書付差出候ニ付、町年寄衆御伺之所、先年は式ヶ条之儀御触御座候共、兎角只今ハ如何様之儀ニ而相果候犬ニ而も、又ハ捨子も如何様之委細無之候共、向後何事によらず、少し之儀ニ而も御訴申上候様ニと被仰渡候旨、町年寄衆被申渡候、 戌十二月二日 八二四 覺 一町中ニ而大商売仕候儀、向後堅可為停止候、附、生れ付之悪敷犬を拵直シ、或ハ犬之毛色抔仕替候由相聞候、若左様之儀仕候者有之ハ、不隱置早々可申出、脇方於相知候ニハ、本人ハ不及申家主五人組迄可為曲事者也、 戌十二月</p>
<p>ハ可為曲事之旨、町中江可令触知者也 戌八月 其後触狀町中の方取戻シ候様ニと被仰付、則取返シ申候</p>	
<p>定所え召寄、穿鑿之上牢舎、 右之内、勝兵衛ハ同戌十二月八日牢舎、 五人ハ亥七月廿七日隱岐嶋流罪、 元禄七年戌七月廿八日 壹人酒井傳左衛門 是ハ佐野内藏允家來、此者主人知行所相州上飯田村にて、主人ニも不為相知、私ニ百姓共ニ申付、猪狩いたさせ、猪貳ツ為取候由にて、評定所え召出し、遂穿鑿候處、右之段無紛申付、牢舎、 右之者、戌八月六日於品川死罪 獄門、 六九三 同七年戌七月四日 壹人七左衛門 是ハ靈岸嶋銀町三丁目兵左衛門店者、此者儀、昨三日ハツ時分鶏之子ニ羽貫參、番置候處、其砌家主兵左衛門畜置申候猫參候て、鶏之子一羽喰候て、又候哉一羽をも喰可申と仕候處を、 七左衛門猫を捕え、打左衛門參、如何様之子細にて猫を殺候哉と、七左衛門ニ組付申ニ付、店中出合、取分ケ申候由訴來ル付、檢使遣、相改候處、右之猫を此者地へ打付、殺申候義無紛候、兼てより生類之儀憐候様ニと</p>	

<p>元祿 八年 (二六九五)</p>	
<p>五一〇 覺 一侍屋敷寺社方境内に鳶鳥巢 を作候ハ、早速取拂 巢 かけ不申候様可仕候、若玉 子かへり候ハ、其儘指置 可申事、 一江戸廻百姓地右同斷、但玉</p>	
<p>八一五 覺 一鳶鳥巢をかけ候ハ、早速お ろし、かけさせ申間敷候、 自然只今巢をかけ、たまこ 有之候歟、又ハたまこかへ り候ハ、巢立候迄ハ其儘</p>	
<p>八四 [占] 口 觸 犬之子無沙汰にいたし殺候も の於有之者、急度御仕置可被 仰付旨、御老中被仰渡候間、 此旨洛中洛外へ可令触知者也 亥、月十三日</p>	
<p>四九二 二月十八日 犬之子 殺間鋪之事 一犬之子不沙汰にいたし、殺 候もの有之候ハ、急度御仕 置ニ可被仰付候旨、此度於 江戸ニ被仰出候間、当地ニ 而も右之通可相心得候、此</p>	
<p>六八六 元祿八年十月廿五日 壹人八兵衛 是ハ水野式部、 金田遠江守、田付四郎兵 衛三人組合辻番、此者 儀、今朝六ツ廻り相仕廻 候砌、辻番所より十五間 程先溝之内ニ赤白駿子犬</p>	<p>度々御觸在之候儀を相 背、不屈ニ付牢舎、 右之者、御老中え相伺、同 戊七月十二日江戸十里四方 追放、 七三三 元祿七年戊九月廿五日 壹人加右衛門 是ハ花房豊之 助家來長谷川權兵衛下 人、此者當月十九日之夜 權田原下屋敷にて犬を切 付候ニ付、豊之助方より 支配方え被相達候處、牢 舎申付、可致僉議旨、松 平彈正殿御差圖にて、豊 之助家來小澤左衛門召 連來ル付、様子相尋候 處、此者申ハ、當月廿九 日之夜臥り罷在候處ニ、 犬壁を破り、多はいり、 喰合候ニ付、追可申と 存、脇差を鞘共ニ持、振 廻シ候處、聞く有之、柱 え當り、鞘破レ、疵付申 候處、翌朝右之犬斃候由 申之、穿鑿之内牢舎、 右之者、松平彈正殿被仰渡 候ニ付、江戸十里四方并豊 之助知行所戊十月九日追 放、</p>

生類憐みの令關係年表

<p>子かへり候ハ、其儘指置、御鳥見迄相達、指圖次第うつきせ可申事、 一江戸愛宕山境内ハ巢拂申間敷事、 元祿八年亥二月廿一日</p>	<p>五二 一 見馴さる魚鳥獸其外替たる生類取申間敷候、死候て於有之は、其所に埋置可申候、勿論商賣に不仕、其上にて右のわけ支配くえ早速相斷可申者也、 亥二月</p>	<p>五二 一 一捨子之事、前々より御觸有之候え共、今以粗捨子いたし候様相聞候、向後彌捨子不仕様、堅可被申渡事、 一跡々より相觸候え共、度々捨犬有之候、不届之至候、下屋敷又ハ野屋敷其外末々に至迄、捨犬堅不仕、入念候様可被申渡事、 附、捨子捨犬之儀、養育難成付、捨候ものも可有之候、若左様之譯に候ハ、其支配方へ可申出之、はこくみ難成におゐてハ、其むきくより養育可申付事、 一生類あはれみの儀、兼て如被 仰出、彌以末々に至迄、入念鹿抹に無之様可被申渡事、 亥十月七日</p>	<p>差置、以後果を取払可申候、此旨堅相守可申候、 二月 右は亥二月六日御觸、町中連判、 八二六</p>	<p>一今度火事ニ付、材木繩竹殊之外高直之由相聞候間、直段不相應ニ高直仕間敷候、其外諸色むさと高直ニ商売仕間敷、若此趣相背、不相應ニ商売仕候ハ、急度可被仰付候事、 致(ま) 一端々に瘦犬頃日相見候間、弥念を入犬養育可仕候事、 右之趣相守可申候、若違背仕候ハ、急度可被仰付候間、此旨可相心得候、以上、 亥二月十三日 八二八 一 覚 一見馴さる魚鳥獸、其外替りたる生類取申間敷候、死候而於有之は其所に埋置可申候、勿論商売ニも仕間敷候、其上にて右之支配、江早速断可申渡候、以上、 二月 右之通被仰付候間、此旨急度可相守者也、 亥二月 右は二月廿三日御觸、町中連判、</p>	<p>上下京町代 右之御觸状式通、大塚藤兵へ様、石崎喜右衛門様御出シ被成候 八六 (古) 口 觸 一頃日於江戸ノ端々ニやせ犬有之可致養育之旨、御老中被仰渡候之条、右之通急度相守、其町々ニ而養之、鹿抹に致すまじき事 一惣而珍敷生類見出し候共、商売に致すへからず候事 一碁将某等之空席ニ而大分之賭勝負仕之由相聞不届候、向後はくちかまじき賭勝負一切致すへからず候、若相背もの有之ハ重而相改曲事可申付事 右之趣洛中洛外江可触知者也 亥二月廿六日 上下京町代 右之御觸状石崎喜右衛門殿御渡被成候 八七 (古) 口 觸 見馴さる魚鳥獸其外替りたる生類取申間敷候、死候而有之にをみてハ其所ニ埋置可申候、勿論商売ニも仕間敷候、其上ニ而右之わけ支配くえ早速可相達事 右之通洛中洛外江可触知者也 亥三月 上下京町代 右御觸者三月四日御役人方(被脱之)</p>	<p>一見馴さる魚鳥獸、其外替りたる生類取申間敷候、死候而於有之は其所に埋置可申候、勿論商売ニも仕間敷候、其上にて右之支配、江早速断可申渡候、以上、 二月 右之通被仰付候間、此旨急度可相守者也、 亥二月 右は二月廿三日御觸、町中連判、</p>	<p>一見馴さる魚鳥獸、其外替りたる生類取申間敷候、死候而於有之は其所に埋置可申候、勿論商売ニも仕間敷候、其上にて右之支配、江早速断可申渡候、以上、 二月 右之通被仰付候間、此旨急度可相守者也、 亥二月 右は二月廿三日御觸、町中連判、</p>	<p>一見馴さる魚鳥獸、其外替りたる生類取申間敷候、死候而於有之は其所に埋置可申候、勿論商売ニも仕間敷候、其上にて右之支配、江早速断可申渡候、以上、 二月 右之通被仰付候間、此旨急度可相守者也、 亥二月 右は二月廿三日御觸、町中連判、</p>	<p>一見馴さる魚鳥獸、其外替りたる生類取申間敷候、死候而於有之は其所に埋置可申候、勿論商売ニも仕間敷候、其上にて右之支配、江早速断可申渡候、以上、 二月 右之通被仰付候間、此旨急度可相守者也、 亥二月 右は二月廿三日御觸、町中連判、</p>
<p>旨三郷町中可触知候、以上、 亥二月 (幕令) 三月 魚鳥獸取間敷之事(略) 三月 鳶鳥巢拂之事(略) 四月 三月 鳶鳥巢拂之事(略) 五月 六月十五日 鳥獸損さし申間敷之事(略) 五月 九月十日 殺生之儀、且又いけ鳥いけ魚之類商売致間敷之事(略) 五月 十月十八日 捨子捨犬并生類あわれみの事(略)</p>	<p>旨三郷町中可触知候、以上、 亥二月 (幕令) 三月 魚鳥獸取間敷之事(略) 三月 鳶鳥巢拂之事(略) 四月 三月 鳶鳥巢拂之事(略) 五月 六月十五日 鳥獸損さし申間敷之事(略) 五月 九月十日 殺生之儀、且又いけ鳥いけ魚之類商売致間敷之事(略) 五月 十月十八日 捨子捨犬并生類あわれみの事(略)</p>	<p>旨三郷町中可触知候、以上、 亥二月 (幕令) 三月 魚鳥獸取間敷之事(略) 三月 鳶鳥巢拂之事(略) 四月 三月 鳶鳥巢拂之事(略) 五月 六月十五日 鳥獸損さし申間敷之事(略) 五月 九月十日 殺生之儀、且又いけ鳥いけ魚之類商売致間敷之事(略) 五月 十月十八日 捨子捨犬并生類あわれみの事(略)</p>	<p>旨三郷町中可触知候、以上、 亥二月 (幕令) 三月 魚鳥獸取間敷之事(略) 三月 鳶鳥巢拂之事(略) 四月 三月 鳶鳥巢拂之事(略) 五月 六月十五日 鳥獸損さし申間敷之事(略) 五月 九月十日 殺生之儀、且又いけ鳥いけ魚之類商売致間敷之事(略) 五月 十月十八日 捨子捨犬并生類あわれみの事(略)</p>	<p>旨三郷町中可触知候、以上、 亥二月 (幕令) 三月 魚鳥獸取間敷之事(略) 三月 鳶鳥巢拂之事(略) 四月 三月 鳶鳥巢拂之事(略) 五月 六月十五日 鳥獸損さし申間敷之事(略) 五月 九月十日 殺生之儀、且又いけ鳥いけ魚之類商売致間敷之事(略) 五月 十月十八日 捨子捨犬并生類あわれみの事(略)</p>					
<p>壹疋有之候を見付、懐ニ入、石野八兵衛組屋敷之際え捨候處を、八兵衛組同心山田彦兵衛と申物参り合、見付候て、此者并右之子犬共ニ相辻番人方え召連參、預ケ候之由相斷候ニ付、辻番請合中より御支配方え被相達、秋元但馬守殿御差圖にて、水野式部家來杉澤次五右衛門、佐藤吉郎左衛門召連來ル付、遂僉議候處、此者申候ハ、子犬居所惡敷候ニ付、母犬も可參所へ差置可申と存、右之通致由申之、左之辻番所え召連參、養育可仕候處、右之仕形ニ付、牢舎、右之者、御老中え相伺、江戸引廻シ、十一月廿五日於淺草斬罪、首ハ獄門ニ懸ル、 元祿八年亥十月廿六日 仁左衛門 是ハ富坂水 四人 市兵衛 野式部、金 太左衛門 田遠江守、 友右衛門 田村四郎兵衛寄合辻番之者、此者共六ツ廻り相廻り候刻、辻番所より十五間程先溝之内ニ赤白駁之子犬壹疋有之候を見付、懐ニ入、石野八兵衛組屋敷之際ニ捨候處を、八兵衛組同心山田彦兵衛と申者參合、見</p>									

	<p>五一一 覺 飼置候鷲角鷹放可と存候ハ、知行所へ遺、放可申候、知行所無之面々ハ、遠方え放可申事、 已上 亥十一月廿五日</p>
<p>八一九 覺 一 侍屋敷并寺社方境内ニ鷲鳥巢を作り候ハ、早速取払、巢を掛不申様ニ可仕候、若玉子かへり候ハ、其儘差置可申事、 一 江戸廻り百姓之地に鷲鳥巢を作り候ハ、早速取払、巢をかけ不申様ニ可仕候、若玉子かへり候ハ、其儘差置、御鳥見迄相達之、差図^{う(ウ)} 次第二くつさせ可申事、 一 江戸愛宕山境内ハ果払仕間敷候事、 以上 二月 右之通被仰付候間、此旨急度可相守者也、 二月 右は亥二月廿三日御触、町中連判、 八二一 覺 一 熊猪狼のたくひ、たとへ人に喰かゝり不申候とも、人の養置候馬牛犬猫鶏などの鳥獸を損さし、可申躰ニ候ハ、追払候而、損さし不申様ニ可仕候、若追払候節、先キあたり死申候分ハ不苦候事、 一 犬猫、縦ハ鳥獸を損さし、或ハ友々喰やひ候ハ、不痛様に引わけ可申事、</p>	<p>様御渡為成候 一一二 〔十五〕 覺 一 捨子之義徒前々停止之処、頃日茂捨子いたすもの有之不届ニ候、若相知候ハ、急度曲事可申付候、惣而生類あはれミの義度々被仰出候趣、触知せ候通弥相守之、そまつに致間敷候、勿論犬之子など不取捨、其町内にて飼置可申事 右之趣洛中洛外へ可令触知者也 亥十二月朔日 上下京町代 右之通触状式通、毎々之通御出シ</p>
	<p>付候て、此者并右犬子共ニ相辻番人方え召連參、相斷候ニ付、辻番組合中より御支配方え被相達、秋元但馬守殿御差圖ニて、昨日召連來ル付、八兵衛儀牢舎申付候、此者共儀ハ今日召寄、令僉議候處、八兵衛捨候段不存候由申候へ共、相辻番之儀ニ候間、可存様ニ相聞え候、其上辻番組合中えも注進も不仕、不届ニ付、穿鑿之内牢舎 右之四人者、御老中御差圖ニ付、亥十一月廿五日追放、</p>

		<p>以上 亥五月廿六日 右御触町中連判、 八二二 覚 一町中ニ有之人に荒き犬、今度四谷新開江被遣候、就夫向後も人に荒き犬出来候ハ、両番所江以書付早々可訴出者也、 六月 右之御触之通、町中不残為申聞、向後人にあらき犬出来候ハ、早々書付を以両御番所江可申上候、并其趣喜多村所江可被申断候、以上、 六月三日 町年寄三人 八二四 宇田川町浅草田原町両所ニ子犬捨候もの并下高輪町上野六間町浅草寺領市谷田町右四ヶ所ニおいて、去ル頃犬切或ハ切殺捨候者有之候、右之様子存知候者ハ勿論、及見及聞候ハ、早々支配方江可申出候、急度御褒美可被下候、其上あたをなさゝる様に可申付候、 九月 右は亥九月三日御触、町中連判、 八二六 覚 一寺社待屋敷等、鳶鳥巢をかけ候ハ、早速取払、常々も</p>			
--	--	--	--	--	--

<p>元祿 九年 (一六九六)</p>	
<p>五十四 覺 當五月十九日小石川御門外堀端道に、的矢負候鴨飛來落候、右之鴨射候者有體に可申出候、若見及申候もの</p>	
<p>八三四 子五月十八日 一能勢出雲守様御番所江福生下野守様御立合被成、御犬閉江納候ニ付、町々御犬</p>	<p>無油断入念巢かけさせ不申候様ニ可仕事、 一江戸廻り御鳥見支配之地ニ有之候高鳥の巢ハ其儘かけさせ置、其所之百姓より御鳥見江早々致注進、御鳥見山本藤右衛門佐原十左衛門方江巢有之分可申越候、尤巢懸初より御鳥見江百姓方注進可仕候事、 以上 十月七日 右御触町中連判、末ツ 元祿十五年二月十三日 同 十一寅年二月三日 同 十三辰年正月廿八日 同 十四巳年正月晦日 同 十五年正月 同 十六未年正月廿八日 同 十七申年正月廿九日 宝永二酉年正月晦日 同 三戌年正月 右年々同断御触有之 八二八 亥十一月十一日 一中野御犬御用ニ付、大八車出可申旨、先達而御触有之、當十月廿七日夕今日迄、町々指出候車賃錢志願ニ付代五百文宛被下候、</p>
<p>六八七 元祿九年一月七日 元入 彦太郎 此者大傳馬町與兵衛 壹丁目孫右衛門手代、先月晦日之夜本町貳丁目九郎兵衛表店下</p>	

生類憐みの令関係年表

	<p>有之ハ、可申出候、隠置、脇より相知候ハ、可爲越度候、家來等迄急度念を入、可被致僉議候以上、 元祿九年子六月廿三日 五一五 覺 一知行所飼置候犬、知行所遺度候ハ、無遠慮指越、入念養育可申付事、 <small>(御犬、一小給之面々飼置候犬、御犬聞申本外七本に據て補ふ)</small> 小屋へ遺度存知候ハ、支配方相同、可任指圖事、 子七月廿二日 五一六 覺 御鳥見向後相止候え其、唯今迄之御留場前々之通鳥類殺生不仕、勿論他所之者にも殺生いたさせ申間敷候、痛鳥なと有之節ハ、於其所隨分養育可仕候、度々其支配え不及相連候、若人さハり候て痛疵付候體の鳥類有之ハ、其譯委細書付、其所々御代官并地頭へ可申出候、隠置、脇より相知候ハ、可爲曲事候已上、 子十月日 右之通候間、御留場之内知行有之面々ハ、可被存此趣候以上、</p>
<p>上ケ金可仕旨被仰渡候、 八三八 覺 一今度町々方差上候御犬之出金割付之儀、其町々沽券平均、通老町目木屋敷方南新堀拝借屋敷迄ハ、小間老間ニ付金三分宛割付ニ而、老町之上ケ金高相極、老ケ年両度ニ差上候筈ニ被仰付候間、此旨相心得、右之小間割之通ニ可仕候、并町人自分之了簡ニ而角屋敷中屋敷之高下を立、割付金子出シ候町々有之由相聞候、左様之割付ニ付候町々有之候ハ、角屋敷中屋敷(歩)共ニ、老ケ年ニ金三分宛之割付ニ仕、角屋敷方多く出候分ハ、中屋敷之者方角屋敷之者江相返可申候、自今以後角屋敷中屋敷沽券高下ニ無構、御極之小間割ニ割付可申候、此旨相心得相違有間敷候者也、 子七月 右は七月四日御触、町中連判、同六日樽屋江出之、 納(ケモ) 八四二 覺 本所相生町三町目 大工善次郎弟子 大切殺候者 市兵衛</p>	
	<p>え捨犬之儀付、穿鑿之内、評定所より牢舎、右之者、評定所穿鑿之上、子一月十日赦免、 元祿九年子七月七日 壹人半兵衛 是ハ材木町清兵衛店之者、右同斷ニて、評定所より上り屋ニ入、右之者、令僉議候處、大傳馬町壹丁目孫右衛門ニ意趣有之、子犬をしめ殺、其上犬之首ニ孫右衛門手代兩人之名判有之書付を張付、捨候儀申懸候由白状申ニ付、御老中え相伺、子二月廿六日於淺草磔、 同九年子二月十四日 壹人庄兵衛 是ハ庄助屋敷之者、此者御僉議之儀有之、評定所より上り屋ニ入、 右之庄兵衛儀、番置候女犬、子犬を八疋産候を、番所帳面ニ七疋と書上ケ置、壹疋付落シ候子犬を、新材木町清兵衛店半兵衛盜取、彼犬をしめ殺、本町貳丁目九郎兵衛店裏店下ニ捨置候由致白状候故、半兵衛義ハ右之科によつて於淺草磔ニ行、此者儀ハ前方僉議之節、有體ニ不申科によつて、御老中え相伺、江戸十里四方京 大阪 奈良 伏見 大津 東海道 日光海道 甲府 名護屋 和歌山 水戸子二月廿六日追放、</p>

		<p>右市兵衛犬切殺候由、本所^{加(ウ)}相生町式町目左官嘉兵衛と申者之娘しもと申小女申候ニ付、御僉議相知候間、為御褒美金子五拾両しにも被下候、</p> <p>子八月 右之通被仰付候間、町中家持ハ不及申、借屋店かり出居衆召仕等迄、不殘可申聞候、以上、</p> <p>子八月六日 右は同日御触、</p>			<p>六八八 元祿九年五月十三日 壹人仁助 是ハ本多下總守中間、此者儀、昨十二日下總守登城之節、供替りニ參、内櫻田御門外腰掛ニ罷在候處、晝七ツ半過何方より歎鼠參、足之元え寄り候ニ付、よけ申候とて、損有之候を、御門番板倉周防守足輕小松崎藤八見付、様子相尋候處、右之通申候ニ付、周防守方より御目付衆え被相窺候處、加藤佐渡守殿御差圖之由にて、周防守家來依田淺右衛門召連來ル付、遂僉議候處、昨晝七ツ半過外腰掛ニねふり罷在候へハ、何方よりか鼠足之上えあがり候ニ付、驚よけ申候處、右之鼠損候由申之ニ付、僉議之内上り屋二入、</p> <p>右之者、戸田山城守殿御差圖にて、子五月十九日日本多下總守方え遣ス、</p> <p>七三三 元祿九年五月十五日 壹人 藤牧彌一兵衛 是ハ松平下野守足輕、此者儀、當分暇にて、昨十四日屋敷を罷出、神田佐久間町藤堂和泉守屋敷前にて、七ツ半時下板橋清左衛門と申者駄賃馬を牽通候處、右馬之しりかい壹ヶ所内股壹ヶ所刃にて切付候ニ付、和泉守辻番人双方留</p>
--	--	---	--	--	---

<p>元禄 十年 (二六九七)</p>	
<p>八五四 丑四月廿五日迄書上高 一三年以前元禄八年亥五月廿五日夕四谷御囲江入ニ荒キ大納ル、同年十一月廿四日夕中野御囲江納候事、一町方犬、中野大久保西御囲江納候犬数、同亥十月書上</p>	
<p>五五二 正月廿三日 前々夕御法度之趣相背問敷之事、(中略) 生類相(極) 腦候ハ、可致養育之事、 (略) 一牛馬其外生類相惱候躰ニ候</p>	
<p>七七八、元禄十年丑一月廿四日 壹人折茂小兵衛 是ハ秋田淡路守組渥美九郎兵衛召仕、此者御僉議之義有之、評定所より揚り座敷ニ入、 右之小兵衛、同月廿六日揚り屋ニ入、</p>	<p>置、和泉守方より支配方え被相連候處、右之者請取、可遂僉議旨、加藤佐渡守殿御差圖ニて、和泉守家來柴田平兵衛、三輪文太夫、玉置藤八召連來ル付、遂穿撃候處、此者申候ハ、酒ニ給醉、馬を切付候も、前後覺不申候由、馬方清左衛門申候ハ、下板橋より荷物を附、横山町え參、罷歸候節、和泉橋ニて、酒醉馬ニ付添、口を取參候て、藤堂和泉守殿御屋敷之前辻番之根え無體ニ牽込候を、番人往還之妨ニ成候間、引通候様にと被申候へハ、佐久間町之方え口にすかり參り、木戸口くゞり通り可申と仕候處、右之酒醉刀を抜、馬之尻がいを切付候付、早速和泉守殿御屋敷え馬を牽入候由申候、右之任形不届に付、上り屋入、右之者、御老中え相伺、子五月廿五日追放、</p>

<p>元祿 十一年 (一六九八)</p>	<p>一六四 元祿十一年九月 覺 (一) 一頃日川筋におひて、獵師之外、まきらハしきもの有之様に取沙汰候、前々も被仰出候通、獵師之外、殺生仕もの於有之ハ、急度曲事ニ可被 仰付候條、彌以獵師之外、殺生仕もの無之様ニ、念を入堅可被申付事、一獵師之取扱さる殺生道具、商賣不仕やうに、是又堅可被申付事、 九月 (御触書寛保集成)</p>	<p>高四万式千百八疋、其外出生書落、 一同新御支配御圍江納高、去子六月書上高千九百疋、右之外出生犬式千八百八拾壹疋、残り犬五拾五疋、三口合納高四万八千七百四拾八疋、残り大百五拾壹疋、 八五八 丑五月十八日 一今日川口摂津守様御番所江町々名主被召出、御犬御入用上ケ金、只今迄指上來候金高之内、三分二御救免被成候間、向後三分一可差上旨被仰渡候、</p>	<p>一七一 [五] (一)足 (端裏書) 「犬ノ事ノ御触、元祿十一 刁ノ八月十三日酉ノ刻、頭 町塗師や町」 口 触 頃日町々に疲犬病犬多有之候、従前々相触候通其所々にて養ひ、病犬子犬等者檻にても拵入置、籠抹に致ましく候、若相背者有之ハ可為曲事旨、洛中洛外へ可令触知者也 寅八月 日 一七二 [足] (端裏書) 「犬ノ御尋町代添書、元祿 十一寅ノ八月十三日酉刻」 口 上 右之御触状犬に不限、飼鳥其外諸事無益之殺生亦不仕候様</p>	<p>五六六 六月十日 殺生且又 いけ鳥いけ魚商売致 間敷之事 (闕) (八月十八日) 同日 病犬疎略 ニ致間敷之事、生鳥 生魚商売致間敷之 事、茶屋風呂屋之女 (之事脱カ) 并役者 (闕)</p>	<p>七八四 元祿十一年寅月十五日 壹人貞平 是ハ大久保隠岐守 家來近藤七之允中間、此 者當月十四日之朝五ツ半 過主人之供いたし、麻生 (本の上木脱カ) 六本屋敷え罷越、夫より 暇を申請、目黒え參詣 仕、下向之節、茶屋え寄、 酒を給醉候て罷歸候砌、 松平信濃守屋敷前にて、 千駄ヶ谷村十太夫と申 者、糞付馬を牽通候處 を、此者脇指を拔、左之 尻壹ヶ所切付候ニ付、辻 番人留置、信濃守方より 御目付衆え被相達候處、 爲檢使、御目付片岡兵右 衛門、上田五兵衛罷越、 相改、加藤越中守殿御差 圖にて、信濃守家來添嶋 死罪、 右之者、於評定所、段々御 僉議之上、主人屋敷之内ニ て其身鳩を射候段、有體ニ 致白状候ニ付、戸田山城守 殿被仰渡、同丑五月廿五日</p>
------------------------------	--	---	--	---	---

		<p>ニ中渡シ候へと被仰付候、已上 寅八月十日 町代 一七三〔足〕 <small>(端裏書)</small> 「殺生ノ事、元禄十一寅ノ八月廿二日酉刻」 頃日無益之殺生仕間敷旨被仰出相触候処、町々心得違ニ而鶴などを放シ候出相聞候、鶴を放ス義ニ而ハ無之候、其外飼鳥無用ニ可仕旨被仰付候、以上 八月廿一日 一七八〔五〕 町代市右衛門 一頃日度々出火有之候間、町々火用心無油断、裏屋等まで昼夜切々番人相廻し随分可念入事 一米倉丹後守殿近日南都より上京候条、道筋者不及申、町々迄茂道橋損し候所々早速令修復、急度掃除可致候事 一犬之子病犬等小屋にても拵入置、随分いたはり可申事 右之趣洛中并洛外町統へ急度可触知者也 寅九月廿六日</p>		<p>五太夫召連來ル付、令合議候處、右之通酒ニ給醉、馬切候段曾て覺不申候由申之、右之仕形不屈ニ付、牢舎、 右之者、加藤越中守殿え相伺、寅五月六日評定所え召出シ、追放、 七一九 同十一年寅八月十九日 山口五兵衛 是ハ酒井三人 江口長大夫 左衛門 <small>(マ)</small> 竹田孫右衛門 尉輕足、 右三人之者共、左衛門尉知行所出羽國庄内より當地え罷越候節、當月八日大關大助領内下野國野間村を通候節、同國鍋懸町惣三郎と申者駄賃馬を牽罷通候を、理不盡ニ此五兵衛刀を抜、右駄賃馬を尾筒より左之内股え切下申候ニ付、所之百性出合、捕置、地頭え訴候ニ付、小笠原佐渡守殿御差圖之由にて、左衛門尉家來多田三左衛門召連來ルニ付、令合議候處ニ、五兵衛申候ハ、酒ニ給醉、前後覺不申、切付申候由申之、長太夫義ハ先え用事達ニ罷越、跡見申候ハ、五兵衛右之通馬を切、孫右衛門と兩人近所蔽之内え逃込候を追欠參候へ共、孫右衛門壹人にて手あまり候ニ付、所之</p>
--	--	--	--	--

<p>元祿 十二年 (一六九九)</p>	
<p>九二五 卯九月晦日 一御曲輪之内之町々ニ而鳥商 売、向後無用可仕旨被仰渡 候間、表店見世ニ而商不仕 候様并四足之類も弥商売仕 ましき旨、伊豆守様方被仰 渡候段、奈良屋ニ而被申渡 候</p> <p>西ハ 四谷御門 市ヶ谷 御門 牛込御門 北ハ 小石川御門 筋違 ケなし 橋御門 東ハ 浅草御門 両国橋 新大橋 箱崎橋 小網町分 六助橋 江戸橋 材木町辺 三拾間堀 南ハ 新橋方 御成橋</p>	
	<p>百姓を頼、捕させ申候、 孫右衛門申候ハ、五兵衛 と一所ニ參候へ共、酒ニ 給酔、其節之儀曾て覺不 申候由申之、長太夫、孫 右衛門ハ不届故、揚り屋 ニ入、五兵衛儀ハ酒ニ給 酔、馬を切殺、右之仕形 重々不届ニ付、牽撃之内 牢舎、 右之者共、御老中え相伺、 寅九月廿九日評定所え召出 シ、江口長大夫、竹田孫右 衛門兩人ハ赦免、山口五兵 衛ハ江戸十里四方并在所共 追放、</p>

<p>元禄 十三年 (一七〇〇)</p>		<p>九二八 鳥商売停止之場所 一西ハ 四谷御門 市谷御門 牛込御門之内 一北ハ 小石川御門 筋違橋 御門之内 一東ハ 浅草御門 両国橋 新大橋 箱崎橋 小 網町分 六助橋 江 戸橋 材木町通 三 拾間堀 一南ハ 新橋ガ幸橋虎之御門 溜池之際ガ赤坂御門之内 右場所之内ニ而鳥商売仕間 敷旨、去卯閏九月申付候 通、弥堅相守、店ニ而之売 買ハ不及申、右場所之内ニ 而鳥ふり売等一切仕間敷 候、若相背者於有之ハ可為 曲事者也、 辰正月 右は正月廿九日御触、町中 連判、 九三三 辰七月十二日 喜多村ニ而町々名主江被申渡 一頃日御小人目付衆、犬うつ しニ被遣候節、見物集り、 能うつし候得はほめ申候、 又うつしそこない候得は、 わらい申候、番人も前方ハ 人をも払申候所、只今は一 切払不申候故、ちたらくに</p>	<p>虎御門 溜池より赤坂御門 迄</p>		
------------------------------	--	--	-------------------------------	--	--

<p>元祿 十四年 (1701)</p>		<p>九五九 覺 一 最前相触候通、寺社侍屋敷 鷹鳥巢をかけ候ハ、弥無 油断早速取払、巢かけさる 様に可仕候、若見落候巢有 之、玉子かゑり候ハ、巢う</p>	<p>二九一 (古) 覺 一条目之趣弥相守之、忠孝を 励し、礼義を正し、上下之 差別混乱無之様ニ可相慎事 一 政務に預り候輩は不及申、 支配方并頭々江対し我意を</p>		
		<p>九四九 覺 一 鳥商売之場所ハ相極有之 間、其外之所ニ而一切商売 仕間敷候事、 一 鳥持あるき候者も相見候 間、振売等堅仕間敷候事、 右之通急度相心得、尤鳥商 売仕候者向後増不申、成次 第連々減候様可仕候事、 辰十月廿二日 右御触町中連判、</p>			
		<p>九三六 惣而生キ魚商売之儀、取前 停止被仰出候、うなき・ どぢやうも生魚之事ニ候 間、向後商売停止候間、若 此以後売候もの於有之ハ可 為曲事候、其所之名主五人 組迄越度候条、右之趣急度 可被申渡候、以上、 辰七月廿三日 右は七月廿四日御触、町中 連判、 九四九</p>	<p>二五七 (古) 覺 惣而いき魚商売之儀最前停止 被仰出候、うなき、どぢやう、 いき魚之事ニ而候間、向後商 売停止ニ候、若此以後売候も の有之者可為曲事候、其所之 名主五人組迄越度候条、急度 可相守候事 右之趣從江戸被仰下候間、洛 中洛外可令触知者也 辰八月九日</p>	<p>六四六 八月九日 生魚・ 鱸・どぢやう商売停 止之事(略)</p>	

生類憐みの令関係年表

<p>元祿十五年 (1702)</p>	
<p>九八六 覚 一惣而馬に荷付候儀、其馬之様子ニより荷物之分量を考、馬不致難儀候様ニかろく附可申候、并道中荷附馬定之貫目、弥無相違様念入、重荷附申間敷候事、一病馬并いたみ有之馬随分いたわり、左様之馬ハ遣中間敷候事、但右之類之馬、はこくみかね候者ハ、最前も相触候通可訴出候事、右之趣堅可相守候、若違背之族於有之は可為曲事者也、 午五月日</p>	<p>つし候而、山本藤右衛門佐原十左衛門方江可遣候、手前ニ而果うつし候儀難成候ハ、其段右兩人方迄可申越候、兩人方々支配之者を遣(シ) 廻し、うつさせ可申事、一江戸廻り元御留場之内ニ、鳶鳥巢をかけ候ハ、其所之百性より、寄合番岡田甚右衛門近藤与兵衛河原喜兵衛桜井太郎左衛門高井四郎方江注進可仕候、右五人之もの共も相廻可致吟味候間、左様可被心得候事、 二月 右は巳二月朔日御触、町中連判、</p>
<p>三二四 「古」 覚 一惣而馬に荷附候儀、其馬之様子ニより荷物之分量を考、馬不致難儀候様ニかろく附可申候、并道中荷附馬定之貫目弥無相違様に念を入重荷附申間敷候事、一病馬并いたみ有之馬随分いたわり、左様之馬ハつかい申間敷候事、但、右之類之馬はこくみかね候者ハ、最前も相触候通可訴出候事、右之趣堅可相守候、若違背之族於有之者可為曲事者也、右之通從江戸被仰出候条、洛中洛外江可令触知者也、 午五月</p>	<p>不立、差凶之通相守、それ〳〵の勤専要に可心懸事、一諸事其身之分限をかへりみ、奢かましき儀無之、儉約を可用事、 一仁愛之志專にいたし、生類あはれミ可申事、 一火之元之儀無油断可入念事、 右之趣被仰出候条、弥堅可相守事</p>

		<p>右は五月六日御触、町中連判、 九八七 覚 一虎御門辺鶴飛廻り候由ニ候間、近所町方ハ不及申、惣町中何方江も鶴おり候ハ、早速木戸を打、往行之人を留、入念置、無遅滞早々番所江可申来旨可相触候、以上、 五月 右之通、只今從御番所被仰渡候間、此旨相心得、鶴おり候ハ、早々御番所江御訴可申旨、町中不殘可被相触候、以上、 五月廿四日 町年寄三人 九九四 覚 諸人仁愛之心有之様ニと常々被思召候故、生類あわれみの儀度々被仰出候処、今度橋本権之助犬を損さし、不届被思召候、依之死罪被仰付候、弥々仁愛之心に罷成候様、大身小身共ニ相守、末々迄急度可申合者也、 午十月日 右は十月十六日御触、町中連判、</p>	<p>三三四 〔古〕 覚 生類あはれみの儀、前方度々被仰出候之処、今度於江戸橋本権之助犬を殺シ候付死罪被仰付候、弥諸人仁愛之心ニ罷成、生類あはれみの儀末々迄急度相守候之様可申合之旨、頃日江戸より申来候右之趣洛中洛外江念を入可令触知者也 午九月晦日 三四四 〔古〕 口 触 為慰かい鳥かい魚いたし置候事、可為無用候事 午十月晦日 三四八 〔古〕 覚 一捨子之儀、最前申渡候通養育難成ものハ、奉公人ハ其主人、御料ハ御代官手代、私領者其村之名主五人与、町方ハ其所之名主五人与へ早速可申出事 一病牛馬又ハ老牛馬ニ而つかわれざる牛馬有之節、随分可致養育候、自分にてやしない成かたきものハ、前々茂相触候通、無遠慮其向々江早速可申出候、然節ハ養育之儀入念可申付事 附、常々茂おもき荷物附不申、其外いたみ不成様ニ可仕事</p>	<p>六九二 九月廿三日 犬を損さし候者御仕置之事 (闕)</p>	<p>六九六 十一月廿一日 捨子并牛馬之事 (闕)</p>
--	--	--	---	-----------------------------------	-------------------------------

<p>元祿 十六年 (一七〇三)</p>		<p>一〇〇六 〔*二七七〕 覚 一 御番衆廻り之節被捕候者、其町江被預候ハ、請取、早速番所江召連可来事、 一 主無之犬多集り、町内又ハ往還之者江相障候様子ニ候ハ、早々番所江可申出之事、右之趣、町中江可触知者也、 未十月 右は十月廿四日御触、 一〇一四 覚 一 今度火事地震ニ付、町中可致困窮候間、当未之年ハ犬扶持御免之旨御老中被仰渡候間、依之、先達而差出候出銀も可相返候間、右之趣可触知候、 未十二月 右之通被仰出候間、此旨可被相心得候、尤御金請取相返日限之義ハ重而相触可申候、以上、 十二月七日</p>	<p>三五七 〔一五〕 覚 前より被仰付候通、生類無沙汰ニ不仕、犬之子病犬等弥いたハり候様ニ可申付之旨、被仰出候事 未二月 町代 三五九 〔一五〕 口 触 慰として飼鳥飼魚いたし候事、最前も相触候通堅可為停止候、并鳥籠致売買候儀無用之事 右之通洛中洛外江可触知者也 未二月 三六八 〔一五〕 口 触 一 捨子不致様に度々相触候処、頃日所々に捨子有之不屈候、前方相触候趣守之、町々遂吟味、弥捨子不致候様に可仕事 一 鳥類畜類惣而生類あハれミ之儀、度々触知候通相守、鹿抹に致間鋪事</p>	<p>(達) 七七 同日 稲垣対馬守殿御登ニ付、町中諸事猥無之様可仕之事、遊女ケ間敷者無之様之事、生魚生鳥商売致間敷之事 (闕) (達) 八一 四月十日 生鳥飼置申間敷之事 (闕) (達) 八四 十一月朔日 御城近辺怪敷女差置間敷之事、不実商売仕間敷之事、活鳥活魚商売仕間鋪之事 (闕)</p>	
		<p>右之趣最前被相触候得共、近キ比も捨候者粗有之候、下々迄納得仕候様ニ委申合、堅可相守旨入念支配より可被申付候、以上 午十一月 右之通從江戸御書付到来候間、堅相守候様に門前境内江急度可被相触候、已上 午十一月廿二日</p>	<p>(達) 七七 同日 稲垣対馬守殿御登ニ付、町中諸事猥無之様可仕之事、遊女ケ間敷者無之様之事、生魚生鳥商売致間敷之事 (闕) (達) 八一 四月十日 生鳥飼置申間敷之事 (闕) (達) 八四 十一月朔日 御城近辺怪敷女差置間敷之事、不実商売仕間敷之事、活鳥活魚商売仕間鋪之事 (闕)</p>		

<p>宝永 元年 (一七〇四)</p>	
<p>一〇二五 寛 [1025] (一〇二五) 一百姓町人之衣服、絹袖木綿麻布を可着用候、家作之儀も随分輕可仕候事、 一百姓町人婚禮之刻、万端輕いたし、脇差など祝儀ニ遣候義無用たるへし、且又法事等も輕く可仕事、 一 生類あわれみの志弥存入、そまつ成儀無之様ニ可仕候、尤、捨子捨牛馬犬堅仕間敷候、養育成かたき者ハ其支配、江可申出事、 右前より相触候通、弥以堅相守候様、急度可被申付候、以上、 申二月 右は二月十八日御触、町中連判、 一〇三四 寛 前くも荷付馬、重荷附さるやうに相触候所ニ、かさ高成荷付馬相見江候由候間、弥念を入、重荷ハ不及申、かさ高成物も相心ニ附候様ニ可仕候、牛車も同前ニ可相心得候、 五月</p>	<p>町年寄三人 木ッ 同月十八日 一 御犬上ヶ金半年分上置候所、町々江今日御返被成候、</p>
<p>三八四 [384] (寛保〇八二〇) 一百姓町人之衣服、絹袖木綿麻布を可着用候、屋作之義も随分輕可仕事 一百姓町人婚禮之刻、万端輕いたし、脇指など祝儀ニ遣候義無用たるへし、且又法事等も輕く可仕事 一 生類あわれみの志弥存入、そまつ成儀無之様ニ可仕候、尤、捨子捨牛馬捨犬かたき仕間敷候、養育難成者ハ其支配、江可申出事、 右前より相触候通、弥以堅相守候様急度可被申付候、以上 申二月 右御書付此度從江戸到来候間、此旨洛中洛外へ可令触知者也 申二月廿五日</p>	<p>一 獵師之外殺生致間敷之旨、前々相触候通弥可相守事 右之趣洛中洛外江可触知者也 未九月</p>
<p>七三二 二月 百姓町人衣服 (符) 并婚禮礼法事等之事、捨子・捨牛馬・捨犬之事(略)</p>	

<p>宝永 二年 (一七〇五)</p>		<p>右之通相守候様、町中不残相触可被申候、少しも油断有間敷候、以上、 五月六日 町年寄三人 一〇三五 申六月十四日 一申年御犬上ケ金御赦免被遊候段、喜多村ニ而惣名主江被申渡候ニ付、同日三御番所様江右之御礼申上、御帳面ニ相附罷歸り候、 ウなし</p>	<p>一前より狛師之外、釣船又は網ニ而魚を取候儀、停止之旨相触候処、頃日猥ニ釣いたし、并釣舟も有之由相聞不届之至候、向後狛師之外魚を釣、網打弥以堅仕間敷候、若此以後相背もの於有之ハ見合次第召捕、急度曲事ニ可申付候間、此旨町中不残可相触候、已上、 酉九月七日 ウなし 右之通從町御奉行所被仰渡</p>	<p>四三一 「丑」 覚 一飼鳥之儀、最前度触有之候処、今以在之由相聞候付而、此度町方相改候処、飼鳥所持之者有之不届至極候、前方相触候通、があひる、鶴并唐鳥之類ニ而、不養置放し候得ハ其鳥之ために悪敷可有之分ハ先養置、右之外慰ニ養置候儀一切仕間敷候、尤飛行難成病鳥之類ハ大切に養置候様ニ可相心得事 一牛馬ハ勿論之儀、犬猫之外ニハ獸類慰に養置候儀致間敷候、猿など神事等に出候</p>	<p>七六四 十月 飼鳥之儀、其外牛馬獸類慰ニ養置候儀仕間敷、病有之分大切ニ可養之事(略)</p>
-----------------------------	--	---	---	---	---

<p>宝永三年 (一七〇六)</p>	
<p> 一 喧嘩口論之節、手負人有之候共無之候共、 一 出火 右之檢使只今迄之通、三番所江絵図口書可差出候、 一 自害人 一 川流死人 一 首縊 一 出生犬 <small>上(ケキ)</small> 右之外、新規蔵立髪結番所願又は橋見分等之儀、向後掛り之方江斗、書付絵図指出可申候、右品々之儀、言上帳面ニ相記候儀多候間、掛之外江ハ絵図口書不及差出候、 右之通向後申付候間、町中可相触候、以上、 戌三月 右之通被仰付候間、町中家持借屋店かり裏々迄為申聞、此旨可相心得候、以上、 </p>	<p> 候間、町中入念相触、急度相守可申候、以上、 九月七日 右御触町中連判、 </p>
	<p> 者各別ニ候、其外ニも放候得者其獸之ために悪敷可有之分ハ先養置可申事 以上 西九月廿八日 右之趣自江戸申来候間、堅相守候様ニ洛中洛外江可相触者也 西十月 上下京町代 </p>

<p>宝永 四年 (一七〇七)</p>		<p>三月十日 町年寄三人</p> <p>一 一三〇 覚 一 最前相触候通、寺社侍屋敷 一 鳶鳥巢をかけ候ハ、無油 一 断早速取払、巢をかける 一 様に可仕候、若見落候巢有 一 之、玉子かへり候ハ、巢う 一 つし候而、佐原十左衛門山 一 本又十郎方江可遣候、手前 一 ニ而巢うつし候儀難成候 一 ハ、其段右両人方迄可申 一 越候、両人方より支配之者 一 遣し、うつさせ可申事、 一 江戸廻り元御留場之内ニ鳶 一 鳥巢をかけ候ハ、其所之 一 百姓より寄合番岡田甚右衛 一 門近藤与兵衛河原喜兵衛桜 一 井太郎左衛門方江注進可仕 一 候、右四人之者も相廻り可 一 致吟味候間、左様ニ可被心 一 得候事、 一 正月 一 右は亥二月三日御触、町中連 一 判、 一 一三三 覚 一 一前より度々相触候得共、 一 頃日も町中ニあそび物之類 一 有之様ニ相聞不届候、御城 一 近辺ハ不及申、端々迄、惣 一 而猥成あそびもの指置申間 一 敷事、</p>	<p>四七七 [五] 覚 一 飼鳥之儀、最前度触有之候 一 処、今以有之由相聞候付而 一 此度町方相改候処、飼鳥所 一 持之者有之不届至極候、前 一 方相触候通、があひる、鶴 一 并唐鳥之類ニ而、不養置放 一 し候得者其鳥之ために悪敷 一 可有之分者先養置、右之外 一 慰ニ養置候儀一切いたされ 一 間敷候、尤難成飛行病鳥之 一 類ハ大切ニ養置候様ニ可被 一 相心得候 一 一牛馬ハ勿論之儀、犬猫之外 一 ニハ獸類慰ニ養置候儀いた 一 され間敷候、猿など神事ニ 一 出候者各別ニ候、其外ニ茂 一 不養置放し候得者、其獸之 一 ために悪敷可有之分ハ、先 一 養置可被申候、以上 一 西九月廿八日 一 右之趣西十月相触候、此度茂 一 江戸より申來候間、弥急度相 一 守候様ニ、洛中洛外へ可触知 一 者也 一 亥十一月</p>	<p>(達) 一三七 十一月十五日 生類憐之事 (附之) 一 去ル西十一月 飼鳥之義書 一 付を以委細被仰付候町人入 一 念可相守候へ共、末々迄鹿 (末) 一 抹ニ仕義も可有之候様ニ被 一 思召候間、惣年寄共弥無油 一 断可申付候、鶏合杯いた 一 し、怪我仕候へ者如何候 一 間、堅差止させ可申候、惣 一 而生類憐之義、別而犬など (末) 一 之義、鹿抹ニ無之様、常々 一 惣年寄共念入可申間旨被 一 成御意候事、 一 亥十一月十五日 (達) 一三八 十一月二十日 (撰陽奇観) 一 生類憐之儀ニ付、惣 一 年寄共心得之儀申聞 一 候事(闕) (達) 一八九 十二月朔日 一 鳥籠商売仕間敷之事 (闕) (達) 一三〇 十二月十八日 一 飼鳥鶏合仕間敷之事 (闕)</p>	
-----------------------------	--	--	--	--	--

<p>一 雜説不可申触旨、先年方度 被仰出候所、頃日粗其沙 汰も有之候、向後弥以雜説 又ハらくかき・おとしふみ 仕間敷事、 一 牛馬に重荷付不申、且又飼 鳥并鳥けたもの商売一切仕 間敷候、是又前々相触候得 共、弥以堅可相守事、 右之趣、町中借屋店借り裏 々之者共迄、家主共々念を 入申含之、違背仕間敷候、 若隱置外より相知るにおゐ ては当人は不及申、家主五 人組名主迄曲事可申付候 間、此旨急度可触知候、已 上、 亥二月 右は二月廿二日御触、町中 連判、同廿六日喜多村江納、 五(ケキ) 一一五七 覚 大八車を引通候節、宰領附 候得共、近頃も車ニ当り鳩 損候、左候得ハ宰領付キ候 (念) 専無之候之間、宰領之者入 念候様急度可申付旨、御老 中被仰出候間、自今以後随 分宰領之者入念候様ニ、町 中急度可相触候、已上、 亥十一月廿日 右同日御触、町中連判、同 廿三日喜多村納、</p>

宝永
五年
(一七〇八)

	<p>一六二 覚 一 諸色売物高直ニ候、前々も相触候通、諸事致買置、直段を考高直ニ商売致間敷候、弥諸色高直ニ成候ハ、不時ニ蔵々相改、僉議之上曲事ニ可申付事、一鳥商売之儀度々相触候通、弥以堅商仕間敷事、一町中牛車大八車ニ荷物など積候ハ不及申、宰領付候様ニとは又度々相触候所、宰領無之車も相見不届ニ候、宰領有之候而も、車ニ先不立候故無専候間、弥入念明車たり共、急度宰領附之候様ニ可申付事、右之趣町中不残急度可相触者也、 子閏正月廿一日 ウなし 右は同日御触、町中連判、同廿四日奈良屋納、 一七四 覚</p>	<p>五〇四 [五] 覚 馬之くひ毛ふり候儀、古ハ無之事ニ候、其上火之本悪敷用方ニ成不罷成事ニ候間、向後一切無用ニ候、以上 子八月 右之通從江戸御書付到来候間、洛中洛外江急度可令触知者也 子八月廿一日 五〇六 [五] 触 惣而生類あはれみ之儀、度々相触候処、今以違背之族有之由相聞江候、向後かたく殺生等不可仕候事 一町方ニ子犬多く有之候処、不沙汰之仕形ニ相見不届候、其場所之者心を付、鹿抹無之様可致養育候事 右之趣洛中洛外裏借や迄急度可相触者也 子八月廿七日 五一五 [古・衣] 覚 一 兼而被仰出候通、惣而生類あはれみの義專一ニ心掛煩候節ハ猶以入念養育可致候事 一 乘馬牽馬途中ニ而煩出、又ハげかなといたし候時、無遠慮其所之屋敷江牽入可致養育候、町屋等ニ而難牽入所ニ而者、其所之者ニ申達、入念養育可致候事</p>	<p>(達) 一四四 七月廿二日 放鳥商売仕間敷之事、捨子いたわり可申之事 (闕) (達) 一四五 八月十五日 漁者狛師之外、釣り魚致間敷之事 (略) (達) 一四七 八月十九日 馬之首毛振候儀停止之事、責馬鞍敷乘申間敷之事、病犬疲犬憐之事 (闕) (達) 一四八 九月十二日 御目附御通之節、死候鳥犬之類道筋ニ無之様可致之事 (闕) 八二八 (略) 十月晦日 生類あはれみの儀三ヶ條之事</p>	
--	---	---	--	--

	<p>以後、右之商売致候者有之候ハ、見合次第召捕、曲事ニ申付、其所之家主五人組名主迄可為越度候間、此旨町中急度可相触候、以上、 <small>子七月十九日</small> 右は同日御触、町中連判、 <small>一七五</small> 覚 <small>(二六三)</small> <small>一</small> 町中牛車数多牽統申間敷候旨、前々も度々相触候所、頃日猥ニ成、牛車数多牽統、或は車ニ荷物積ながら狭キ小路ニ牛を休ませ、往還之障ニ成、或は宰領付さる車も有之由相聞不届に候、向後弥每度相触候通、車数多牽候とも間を明、銘々宰領を附、かさ高成荷物又は植木材木等牛車ニ牽候共、往還之障ニならざる様可仕候、縦途中ニ而牛を休ませ候とも、其心得致候様、町中急度可触知者也、 <small>子七月廿二日</small> 右は同日御触、町中連判、喜多村納、 <small>一七六</small> <small>一</small> 馬之首毛ふり候儀、古は無之事ニ候、其外火之元悪敷、用方にも不能成事ニ候間、向後一切無用ニ候、右之通被仰出候間、町中馬所持之者共、此旨相守候様、急度可触聞候、以上、 <small>八月</small> 右は子八月十二日御触、町</p>
<p>一道中ニ而次馬并やとひ候馬煩出、又ハけかいたし候ハ、其宿之者へ口付之馬方申合、入念養育仕候様ニ申渡、養育之仕形承届<small>(ケ)</small>可罷通候、宿ニ而無之所ニ候ハ、其近辺之者ニ右之通申渡可罷通候、左様之節ハ其所之者入念養育可仕候事 右之趣御料私領家来下々迄、兼而急度可被申付候、以上 <small>子十月</small> 此御書付從江戸到来候間、生類あハれ、の義專ニ相心得、往還之牛馬途中ニ而煩出、又ハけかなといたし候ハ、於其所養育之義随分可入念候、此旨洛中洛外へ可令触知者也 <small>三一</small> <small>子十一月(廿三日)</small></p>	

		<p>中連判、 一一八二 覚 一兼而被仰出候通、生類あわれみ候儀專一に心懸、煩候節ハ猶以念を入可致養育候事、 一乘馬牽馬途中ニ而煩出、又ハけかなと致候時、無遠慮其所之屋敷江牽入可致養育候、町屋ニ而牽入かたき所ニ而は、其所之者ニ申達、念入可致養育候事、 一道中ニ而次馬并雇候馬煩出候節、又ハけかいたし候ハ、其所之者江口付之方申合、念入養育仕候様ニ申渡、養育之仕形承届可罷通候、宿無之所ニ候ハ、其近辺之者ニ右之通申渡可罷通候、左様之節ハ其所之者念を入養育可仕候事、 右之通被仰出候間、町中不残可触知候、已上、 子十月 右は十月廿五日御触、町中連判、 一一八六 覚 一荷附馬口附之者、老人ニ而二疋三疋迄牽あるき候者も有之由相聞候、万一病馬又は怪我なども有之候得は不冝候間、荷なし馬たりとも、馬一疋ニ口附壺人ツ、附可申候、若相背においては口附は不及申、馬主荷主</p>			
--	--	--	--	--	--

<p>宝永 六年 (一七〇九)</p>	<p>二五二九 寶永六年四月 覺 一猪鹿很多出、田畑荒し、人馬も掛り候節は、不及相伺、玉込鐵炮にて爲打可被申事、 附、目付家來置候儀并打留候數、寄々書付不及差出申事、 一玉込鐵炮免許之儀候間、常威鐵炮并月切威鐵炮向後不及願事、 一獵師鐵炮相續并増減之儀、鐵炮改方え不及相伺、御代官、領主、地頭可爲勝手次第事、 一用心鐵炮并寄進鐵炮之事、 一商賣鐵炮并質物鐵炮之事、 一江戸之外、諸國浪人所持之鐵炮并浪人稽古鐵炮之事、 右三ヶ條は前々之通相心得、鐵炮改方え相伺、可被任指圖事、 一獵師并荒候畜類打候外は、在々并町方迄獵鐵炮打申間敷旨、御代官、領主、地頭方にて常々逐吟味、毎歳一度宛鐵炮改方え證文可被差出申事、 以上、 四月</p>	<p>ともニ急度可申付候條、此旨町中可觸知候、以上、 十二月 右は子十二月十六日御觸、町中連判、樽屋納、</p>	<p>一八八九 覺 一鳥商売之儀、堅仕間敷旨度々相觸候所、頃日鳥商売いたし候者有之由相聞候、自今右商売之者有之候ハ、 守々 当人并家主五人組名主迄可爲曲事候間、此旨町中不殘急度可相觸候、 正月 右は丑正月八日御觸、町中連判、 一一九〇 覺 公方様薨御被遊候間、町中物靜ニ仕、火之元弥念を入候様、借屋店かり裏々迄急度可相觸候、以上、 丑正月十日 町年寄三人 一一九八 首(ケ) 馬之くひ毛ふり候儀、最前無用之由申觸候得共、馬のいたみにも不能成事ニ候間、前々のことく首毛ふり可申事、 右之通、今日被仰出候間、町中可相觸候、以上、 正月十八日</p>	<p>補一四五(勘) 覺 公方様去ル十日薨御被遊候、町内鳴物屋作等堅令停止候、尤町々自身番仕、火用心念ヲ入、諸事隱便ニ可仕旨、洛中洛外可觸者也 丑正月十四日 五二一「十五」 馬のくひ毛ふり候儀、最前無用之由申觸候得共、馬のいたみに不能成事候間、如前々くひ毛ふり可申候事 正月 右之通從江戸御書付到来候間、洛中洛外江可相觸者也 丑正月廿七日</p>	<p>(達)一五九 正月廿九日 馬之首毛振候儀勝手次第之事(略) 八三九 十月 猪・鹿・狼田畑荒シ、人馬江も掛候節者、鉄炮ニ而防可申之事、 覺 一猪・鹿・狼多出田畑荒シ、人馬へも掛り候節ハ、玉込鉄炮ニ而防可申事、 但、常威鉄炮并月切威鉄炮、不及願出ニ候事、 右之通獵師并田畑荒シ候畜類打候外、在々町方獵ニ鉄炮打申間敷旨、堅可相守之由被仰出候間、獵師并畜類防のため鉄炮打候者者、番所江可断事ニ候、若相背候もの於有之ハ、可爲越度候、 (御法度御触印形帳)</p>
-----------------------------	--	--	--	---	---

生類憐みの令関係年表

	<p>二五三〇 寶永六丑年十月 覺 (御触書寛保集成) 頃目、在々所々江戸近邊ニても、獵師ニて無之者鐵炮を打、殺生致し候様ニ相聞候、向後彌以跡々被 仰出候通、獵ニ無之様ニ頭々支配々え可被申聞候、尤御料ハ御代官、私領ハ地頭より、右之趣可被申付候以上、</p> <p>二五三一 寶永六丑年十二月 覺 (御触書寛保集成) 江戸於近邊、獵師ニて無之もの、鐵炮ニて致殺生候由相聞候付て、彌跡々之通、獵ニ無之様ニ被 仰出候處、長谷川惣右衛門鐵炮殺生仕、花房二郎左衛門、深谷左源太儀惣右衛門申合、殺生ニ罷出候、急度雖可被仰付、此節之儀故御慈悲を以、惣右衛門は遠嶋、三郎左衛門、左源太ハ鐵炮之儀不存候故、閉門被 仰付候、彌最前相觸候書付之趣守候様ニ可相心得者也、 十二月 (御触書寛保集成)</p>
<p>右之通被仰渡候間、此旨町中不殘可被相觸候、以上、 正月十八日 町年寄三人 一一九九 丑年春月日不知 一生類之儀、向後御構無之候、尤あわれみ候儀ハあわれみ可申候、勿論今以生類之儀、御届申候所も有之候、以來其儀ニ不及候由、町御奉行所ニ而も被仰候間、向後右之御届無用可致旨、奈良屋にて名主共江被申聞候、</p>	